

ビジョン

～都市計画マスタープラン～

時点骨子案

Ver.令和3年（2021年）8月

大阪狭山市

令和4年（2022年）3月（予定）

目次

序章 はじめに

計画策定の目的	2
計画の位置づけ	2
計画期間	3
計画の役割	3
背景となる社会潮流の変化	4

第1章 都市活動からみた本市の特徴

1-1 広域における大阪狭山市	8
1-2 都市活動からみた本市の状況と課題	9
1-3 都市活動からみた本市の特徴	13

第2章 分野別にみた本市の状況と課題

2-1 土地利用	18
2-2 交通ネットワーク	28
2-3 水・みどり	34
2-4 都市防災	37
2-5 景観、歴史文化	39

第3章 まちづくりの主要テーマと将来都市構造

3-1 本市を取り巻くまちづくりの状況と課題の整理	44
3-2 まちづくりの主要テーマとテーマ別方針	45
3-3 将来都市構造	58

第4章 分野別方針

4-1 土地利用に関する方針	67
4-2 交通ネットワークに関する方針	77
4-3 水・みどりに関する方針	85
4-4 都市防災に関する方針	92
4-5 景観形成及び歴史文化遺産を活用したまちづくりに関する方針	97
4-6 暮らしを支える各種施設に関する方針	102

第5章 まちづくりの進め方

5-1 各主体が連携したまちづくりの必要性	108
5-2 各主体が連携したまちづくり手法	110

第6章 評価と見直しの方針

6-1 計画の評価	116
6-2 見直しの方針	121

序章

はじめに

計画の目的や、位置づけといった本計画の概要を説明しています。

また、これからの本市のまちづくりを考える上で、踏まえるべき社会潮流の変化について整理しています。

序章

はじめに

計画策定の目的

本市では、平成 11 年（1999 年）10 月に大阪狭山市都市計画マスタープラン（以下「本計画」という。）を策定以降、1 度の改定と、都市計画法の改正や人口減少・少子高齢化社会の進展、地球環境問題に対する重要性の高まり、安全安心な暮らしの確保、市民協働・公民連携によるまちづくりの広がりといった社会経済情勢の変化を踏まえ、平成 29 年（2017 年）3 月に計画の中間見直しを行っています。

その後 5 年が経過し、その間、南部大阪都市計画区域マスタープランが改定されるとともに、本市の最上位計画である第五次大阪狭山市総合計画が策定されています。

また、近隣市町村を含め全国的に人口減少が進む中、本市においては令和元年（2019 年）8 月末の人口（住民基本台帳による）が過去最高となるなど維持傾向にありますが、今後減少することが予測されていることから、これからのまちづくりについては、少子化、高齢化に伴い、人口減少と人口年齢構成の変化を見据える必要性があります。

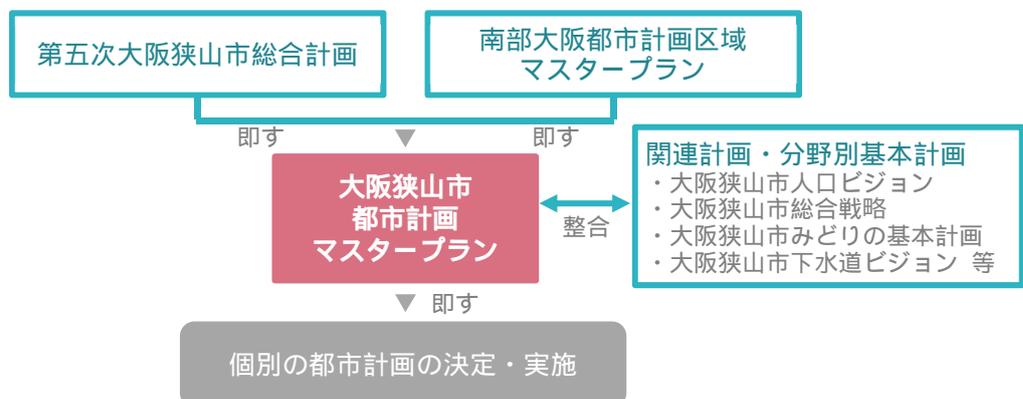
さらに、情報化社会の進展や社会経済情勢の変化などに加え、令和 2 年（2020 年）から流行している新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症の拡大防止を踏まえた“新しい生活様式”など、市民の生活様式にも変化が見られます。

これら社会経済状況の変化に対応するとともに、第五次大阪狭山市総合計画に示される市の将来像を実現するために必要な、まちづくりの方針を立案することを目的に本計画の改定を行います。

計画の位置づけ

本計画は、都市計画法第 18 条の 2 の規定に基づく法定計画であり、市の総合計画や、大阪府が策定する「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」である南部大阪都市計画区域マスタープランに即した計画として位置づけられ、市が決定する個別具体の都市計画は、本計画に即したものでなければなりません。

また、本計画は、本市の上位計画である第五次大阪狭山市総合計画に即すとともに、関連計画、分野別基本計画との整合性を踏まえたものとします。



計画期間

本計画は、令和4年度（2022年度）から、概ね10年間を計画期間とします。

計画の役割

都市計画法第18条の2に定められた「市町村の都市計画に関する基本方針」は、都市計画マスタープランと言われており、本市の最上位計画である総合計画に基づき長期的な視点で「どのような“空間形成”に係る取組みにより、まちづくりの課題を解決するのか」といった「“空間の形成”に資する取組みの方針」を示すものです。

このような本来の都市計画マスタープランが有する役割に加え、本計画では、まちづくりに求められる社会的要請も踏まえた次の役割を担うものとします。

都市課題を解決することができる“空間形成”に向けた総合的な計画

人口減少・少子高齢化社会の進展への対応、老朽化に伴うインフラ施設の更新、環境負荷への軽減、感染症の拡大防止を踏まえた“新たな生活様式”への適応など、都市課題の多様化・複雑化が進みます。

本計画では、施設整備やインフラ整備などのハードに関する取組みと、都市計画制度の運用、空間の管理・活用や仕組みづくりといったソフトに関する取組みの双方を総合的・戦略的に展開することで、これら都市課題に対応することができる“空間形成”の方針としての役割を担います。

また、総合的・戦略的な取組みの展開に向けては、各行政分野間の連携が重要となることから、分野別に方針を整理することで、“空間形成”に関わる行政施策を実施していく際の根拠としての役割を担います。

多様な主体でビジョンを共有し、実現していくための計画

市民の都市空間に対するニーズが多様化する現代においては、行政による制度運用や事業推進だけでは、これら都市課題や、個別地域の課題への対応には限界があります。

これからは、多様な主体が時代に応じたアプローチにより、まちづくりに参加することが必要になるとともに、各主体の取組みの結果として、整合のとれたまちづくりを行う必要があります。そのため、本計画はこれからのまちづくりにおける明確な将来ビジョンを示し、関係する各主体がその方向性を共有するためのプラットフォームとしての役割を担います。

また、ビジョンを掲げるだけでなく、それらを実現していくためには、市民によるさまざまな活動を育むとともに、民間事業者の活動等をまちづくりに活かすことが必要です。そのため、本計画は各主体の役割を示すとともに、活動を都市や地域の課題解決等に活かすための考え方や方法を示すための、ガイドラインとしての役割を担います。

背景となる社会潮流の変化

まちづくりを取り巻く社会情勢は目まぐるしく変化しています。ここでは、計画検討の背景として、踏まえるべき近年の社会潮流の変化を整理します。

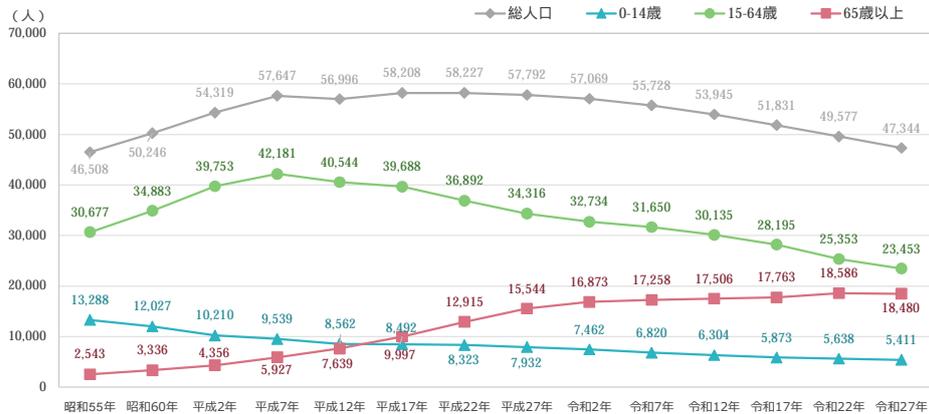
持続可能な社会の実現に向けた取組みの必要性

平成 27 年（2015 年）9 月の国連サミットにおいて持続可能な開発目標（SDGs）が採択され、日本では、「持続可能で強靱、そして誰一人として取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者をめざす」のビジョンのもと、積極的な取組みが進められています。

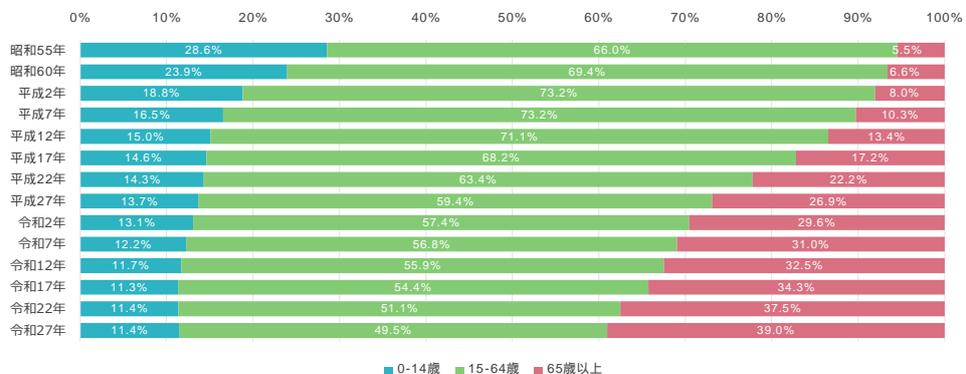
この実現に向けては多分野における総合的な取組みが重要であり、本市のまちづくりにおいても、分野間の連携を基本に住み続けられるまちづくりを進める必要があります。

人口減少・少子高齢社会の進展を前提としたまちづくりの必要性

令和 27 年（2045 年）までに日本の総人口は 1 億 6 百万人にまで減少するとされており、現在、人口増加のピークを迎えている本市においても、今後、定住人口を維持するとともに、確実に到来する人口減少・少子高齢化社会の進展を前提としたまちづくりについて検討する必要があります。



図：本市における年齢3区分別人口の推移



図：本市における年齢3区分別人口割合の推移

出典：平成 27 年までは国勢調査

令和 2 年以降は社人研「日本の地域別将来推計人口（平成 30（2018）年推計）」

情報化社会の進展

近年における情報技術の進展はめざましく、まちづくりの分野においても、MaaSをはじめとするIoT技術の実装を視野に入れた環境整備や、e-コマースの普及といった技術革新に伴う個人の生活様式の変化を捉えたスマートシティとしての都市空間のあり方を検討する必要があります。

都市のレジリエンスの重要性の高まり

マグニチュード8～9クラスとされる南海トラフ地震の30年以内の発生確率が70%～80%と予測されるなど、大規模な地震災害発生の危険性が高まっています。また、近年においては、気候変動に伴い、台風や豪雨災害の被害が全国的に増加しています。

このように避けがたい自然災害の発生を前提とし、被災による生命・財産の被害を最小限に抑えるとともに、被災後に速やかに回復することができる柔軟性を備えた都市や地域を形成する必要があります。

コンパクトなまちづくりの必要性

日本の多くの都市では、急速な人口減少・少子高齢化社会の進展、厳しい財政状況などを背景に、持続可能な都市経営の実現が大きな課題となっています。そのため、サービス機能や住居等がまとまって立地し、公共交通により各種施設を結ぶ「コンパクト+ネットワーク」により、都市全体の構造を見直す政策が各地で進められています。

市域も小さく交通手段も比較的充実した本市ですが、現在の豊かな暮らしを将来にわたって続けられるよう、本市にふさわしい持続可能な都市構造のあり方を検討する必要があります。

ウォークラブルなまちづくりへの要請

近年、公民の空間を人中心の空間へ転換し、民間投資と連動しながら「居心地が良く歩きたくなるまちなか」を形成することで、人びとの出会いや交流、豊かな生活、まちの魅力の創出といった好循環が生まれ、それを都市再生につなげる取組みが盛んとなっています。本市においても、水・みどりといった本市の強みを活かし、郊外都市のモデルとなる歩きたくなるまちなかを創出する必要があります。

変化する生活様式や価値観

令和2年（2020年）の新型コロナウイルス感染症の拡大を機に、感染症拡大予防の考え方（新しい生活様式）や人口の密集を避ける暮らしの中で、マイクロツーリズムをはじめとする住まいの身近な場所や屋外空間に対するニーズの高まりなど、人びとの価値観は大きく変化しています。これらの変化を踏まえたうえで、これからのまちづくりについて検討する必要があります。

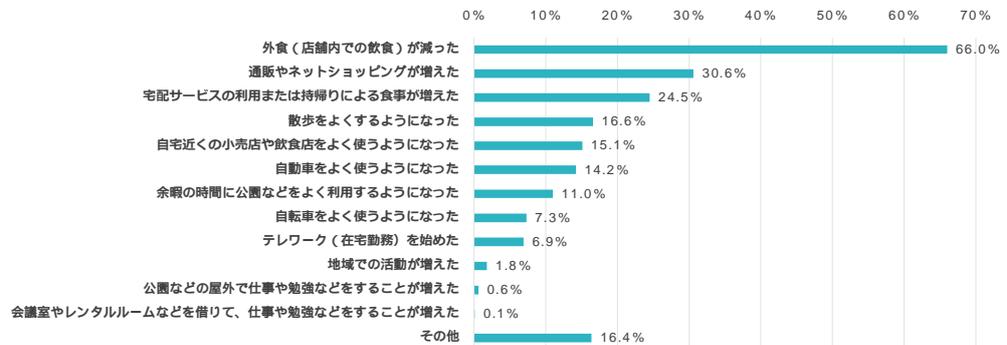


図 新型コロナウイルス感染症による日常行動の変化（MA・N=1469）
（出典：都市計画マスタープラン改定に関する市民意識調査）

SA = 単一回答の設問、MA = 複数回答の設問、N = アンケート回答者数（以下、同様。）

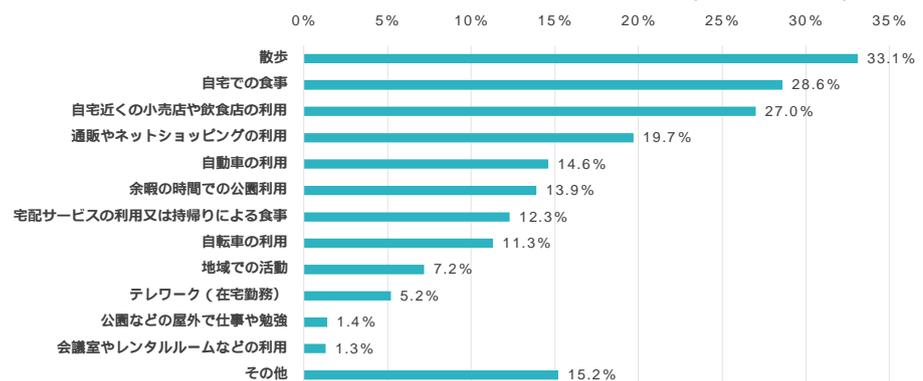


図 新型コロナウイルス感染症収束後に積極的に行いたい活動（MA・N=1469）
（出典：都市計画マスタープラン改定に関する市民意識調査）

新たなまちづくりの視点

変化の予測が困難なこれからの時代においては、長期計画などに基づく事前明示型による空間整備のみでは、社会情勢及び市民ニーズの変化に対応することが困難です。そのため、既存の都市空間を活用し、期間を限定した簡易な社会実験や検証を繰り返すことで、空間の価値や課題を地域や関係機関と共有しながら、徐々に、実現可能な都市のあるべき姿を描くといったアプローチが重要となっています。

また、都市空間が量的な充足に近づいている近年においては、整備だけではなく、空間の継続的な維持・活用により、空間の価値を向上させる“マネジメント”の視点が重要となっています。特定のエリアを対象に、関係権利者等が主体となり地域経営を行うエリアマネジメントをはじめ、市民協働・公民連携等により、まちの魅力を恒常的に高めていくための取組みを進める必要があります。

第1章 都市活動からみた 本市の特徴

本章では、「住まいの選択」や「通勤通学」、買物などの「日常の生活行動」、趣味や飲食などの「余暇活動」、といった市民等の都市活動から、本市の状況と課題を整理しています。

また、周辺都市との広域連携や機能分担を踏まえた本市の特徴を明確化しています。

第1章

都市活動からみた本市の特徴

上位計画、関連計画、市民アンケート調査、統計的調査等の基礎調査をもとに、市民の広域における都市活動の状況を踏まえ、本市の特徴を整理しています。

1-1 広域における大阪狭山市

本市周辺には国道309号や国道170号、阪和自動車道等の交通網が整備されており、本市から大阪都心部や堺市のほか、広域的な交通アクセスが可能となっています。また、金剛駅と関西国際空港をつなぐバスの運行や、南海高野線の利用により大阪都心部へのアクセスが可能であるなど、広域的な移動も容易であり、利便性の高い場所に位置しています。また、骨格となる道路を軸に道路ネットワークが形成されており、隣接地の泉ヶ丘駅周辺、富田林市及び河内長野市といった日常生活圏における移動が容易な環境にあります。

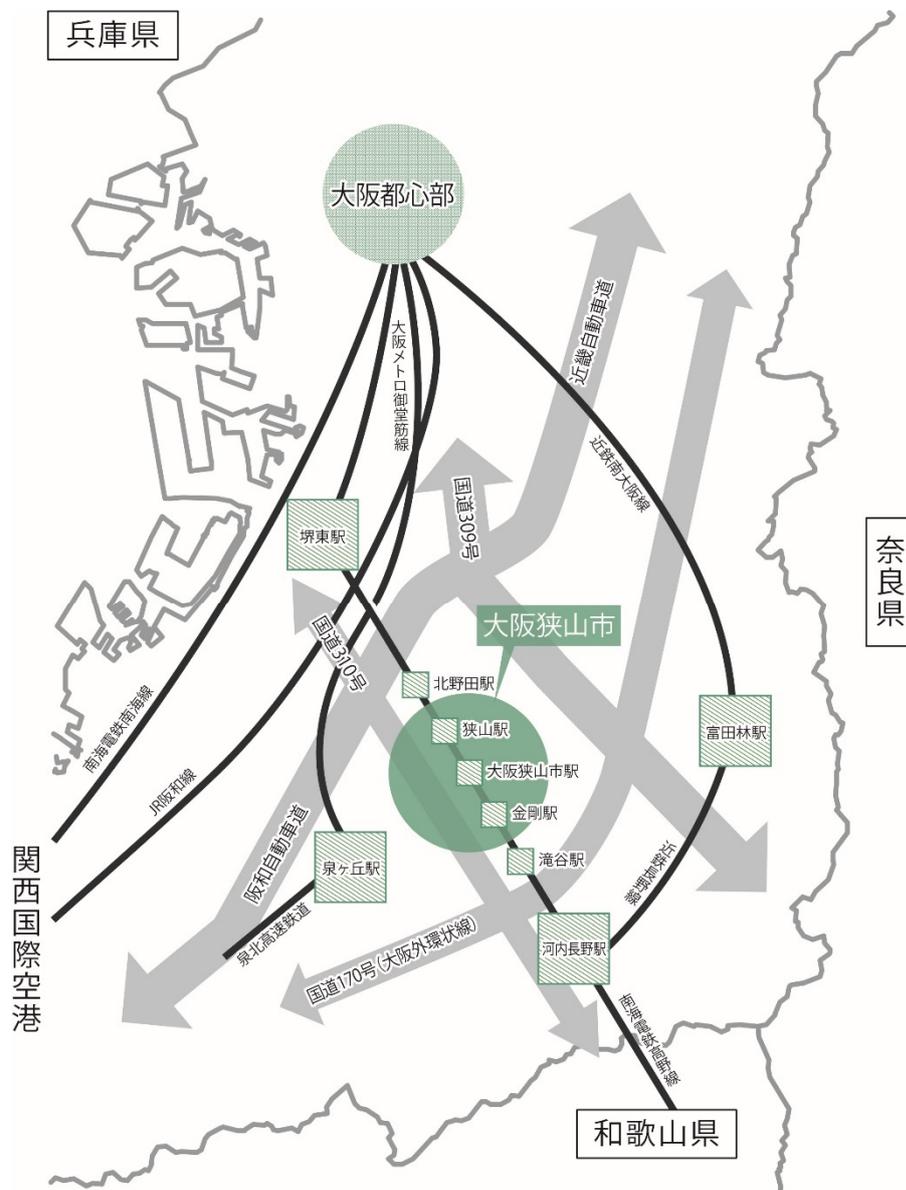


図 交通ネットワーク
(出典：第5次大阪狭山市総合計画)

1-2 都市活動からみた本市の状況と課題

他市を含む広域における利便性の高い本市において、市民の「住まいの選択」や「通勤通学」、日常的な買物などの「日常の生活行動」、趣味や飲食などの「余暇活動」といった、広域における都市活動に着目することで、本市の状況や課題を把握します。

(1) 住まいの選択及び通勤通学からみる本市の状況と課題

定住（転出・転入）を取り巻く状況

- 近年は転入者が転出者を上回っている状態が続いており、堺市や富田林市など近隣市からの転入が多くなっています。転入の理由として、住宅の広さや家賃、まちのイメージ、治安のよさ、水・みどりが評価されています。これら良好な居住環境は、今後も維持・向上していく必要があります。

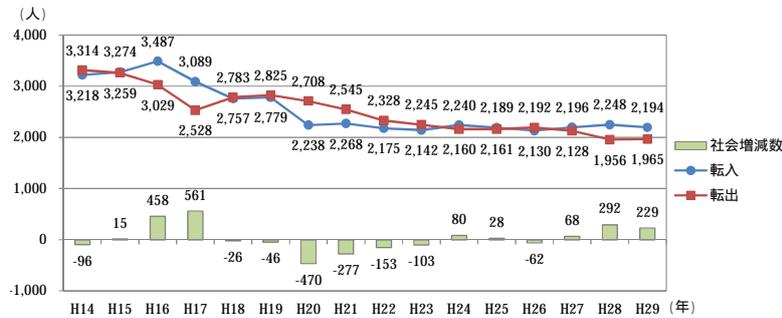


図 社会動態の推移

(出典：総務省「市区町村のすがた」、住民基本台帳人口移動報告)

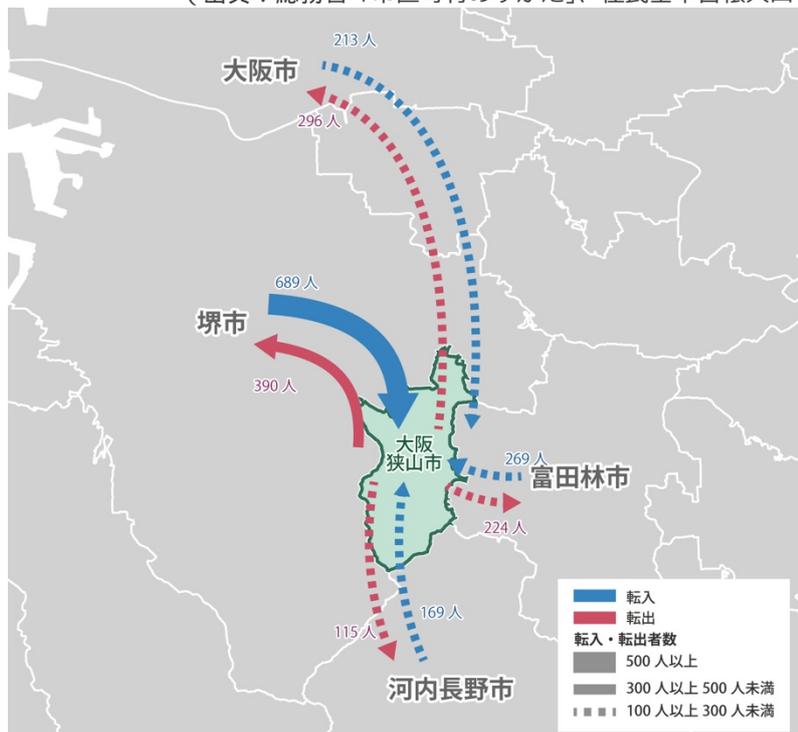


図 転出人口・転入人口 (出典：平成 27 年国勢調査)

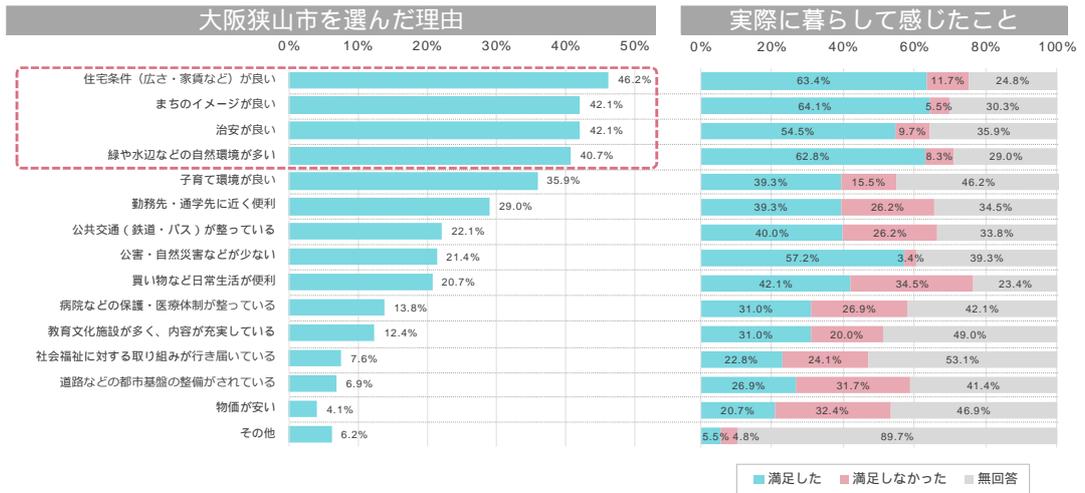


図 転入者の本市を選んだ理由

(出典：平成 27 年転入者アンケート調査)

通勤通学及び昼間人口を取り巻く状況と課題

- ・市民の通勤通学は流入人口より流出人口の方が多く、特に大阪市や堺市への通勤通学が多くなっています。
- ・また、市内の昼間人口は増加傾向にあるものの、夜間人口を下回っており、大阪府や堺市の平均よりも低いことから、人口の流出に伴う地域の活力の低下を抑制するとともに、本市に居住しながらも、快適に通勤、通学ができる、利便性の高い居住環境を形成する必要があります。

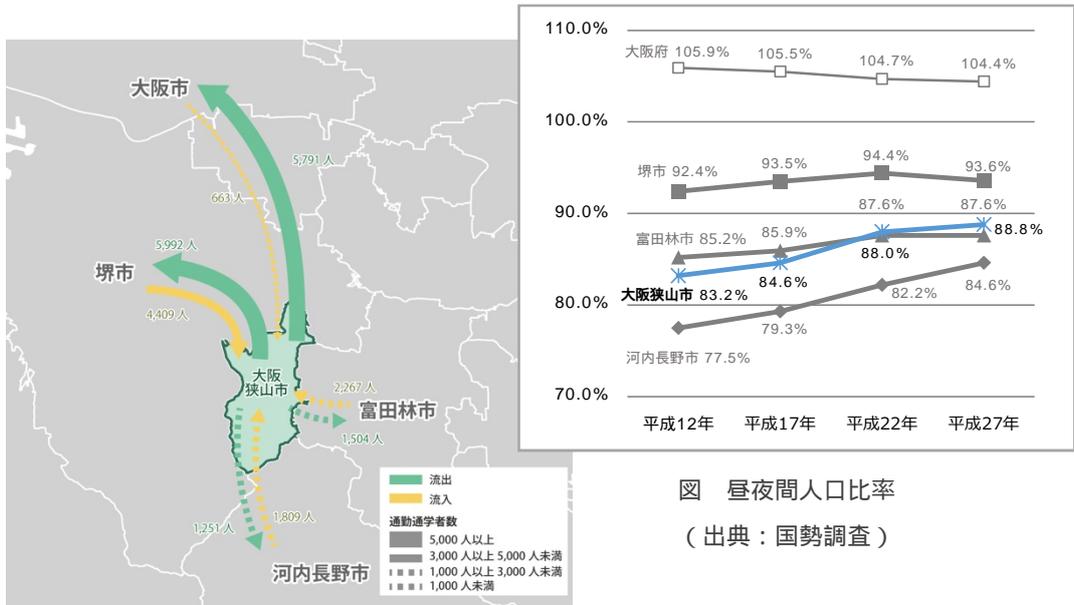


図 昼夜間人口比率

(出典：国勢調査)

図 流出入口・流入人口

(出典：平成 27 年国勢調査)

(2) 市民の日常の生活行動からみる本市の状況と課題

日常の生活行動を取り巻く状況と課題

- ・ 食料品の購入など市民の日常的な買物は市内あるいは、市外の隣接地での買物が多くなっており、衣類・雑貨など年数回の買物は堺市、大阪市、和泉市など市外での買物が多くなっています。
- ・ 市民の日常の生活行動の状況を踏まえ、市内と市外に求められる機能に応じた居住環境を形成する必要があります。

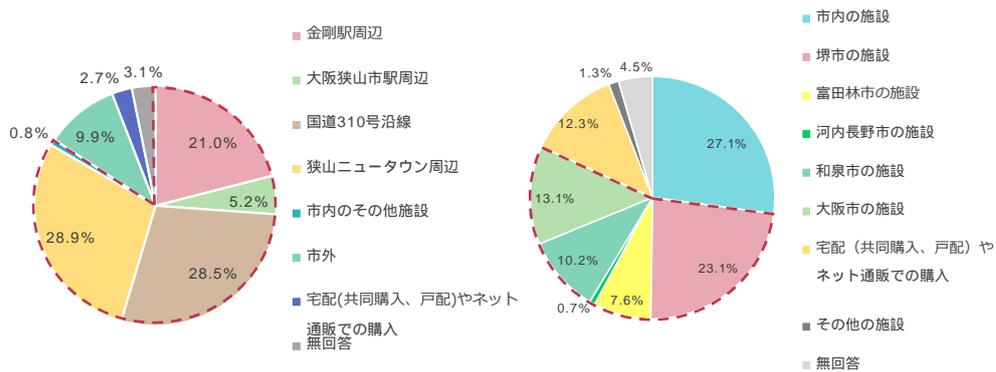


図 左：食料品・日用品などの最もよく行く買物先
 図 右：衣類、雑貨など年数回程度の買物について、最もよく行く買物先
 (出典：都市計画マスタープラン改定に関する市民意識調査)(SA・N=1469(両図共通))

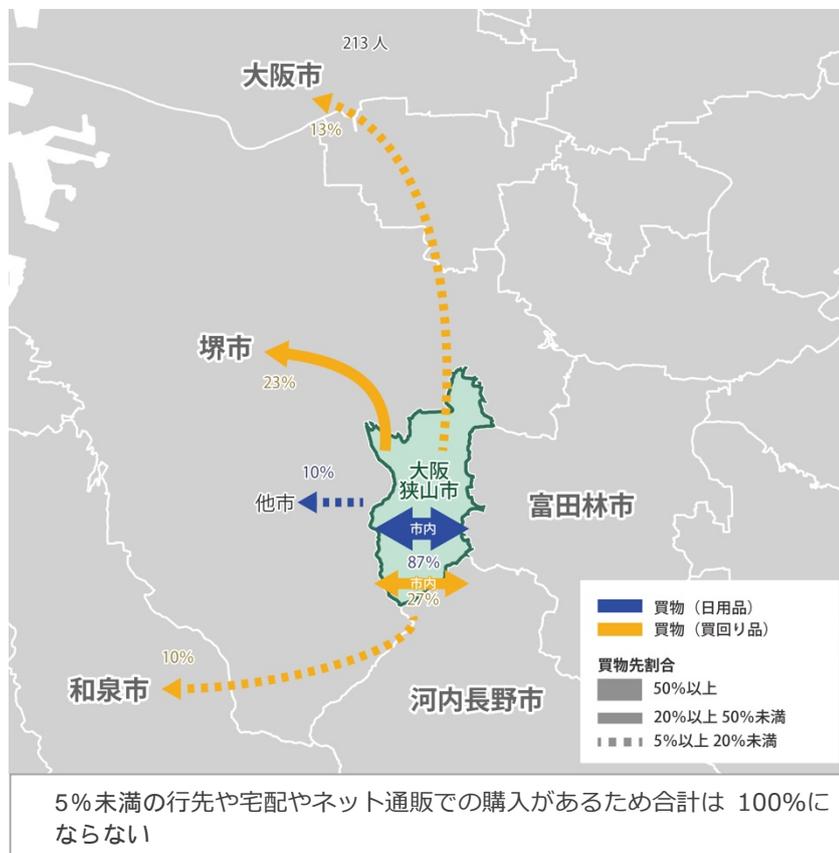


図 市民のよく行く買物先
 (出典：都市計画マスタープラン改定に関する市民意識調査)

(3) 余暇活動からみる本市の状況と課題

余暇活動を取り巻く状況と課題

- ・趣味や飲食など市民の余暇活動は市内より、市外での活動が多く、流出傾向にあり、特に若い世代でその傾向が顕著となっています。余暇活動の市外流出に伴う地域活力の低下を抑制するために、特に若い世代等にとっても、魅力と感じられる余暇活動の場を創出する必要があります。

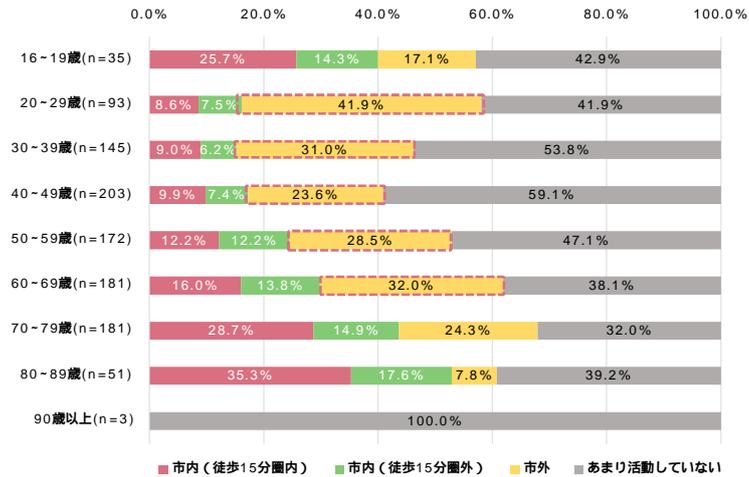


図 趣味や飲食など余暇活動の状況：趣味・習い事・サークルなど、最もよく行く活動場所

(SA・N=1469)

(出典：都市計画マスタープラン改定に関する市民意識調査)

- ・本市のシンボルである狭山池、近隣市へつながる河川空間、堺市との境界部に位置する天野街道など、本市の水・みどりは高く評価されており、日常的に多くの方が訪れています。今後もこれら地域資源を保全・活用することで、地域資源に触れる機会を増やし、これらを身近に感じられる環境を形成する必要があります。

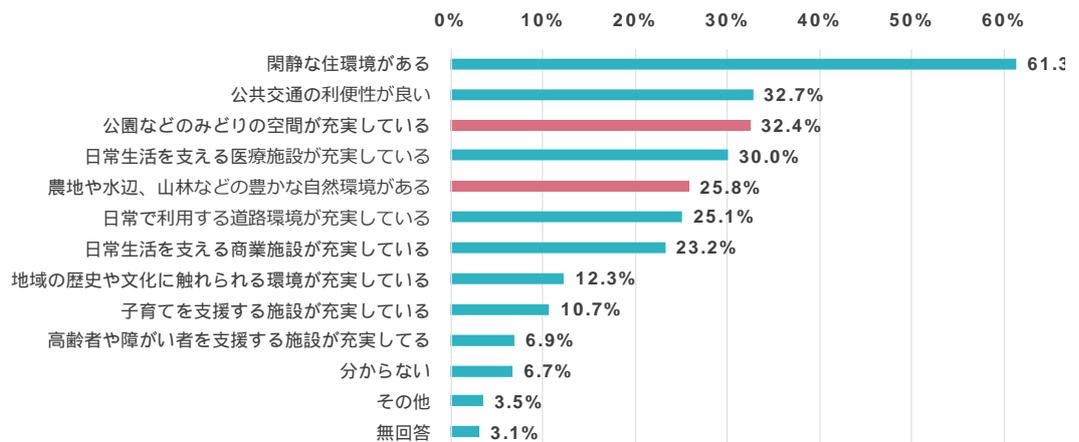


図 住まいの身近な地域について評価している部分 (MA・N=1469)

(出典：都市計画マスタープラン改定に関する市民意識調査)

1-3 都市活動からみた本市の特徴

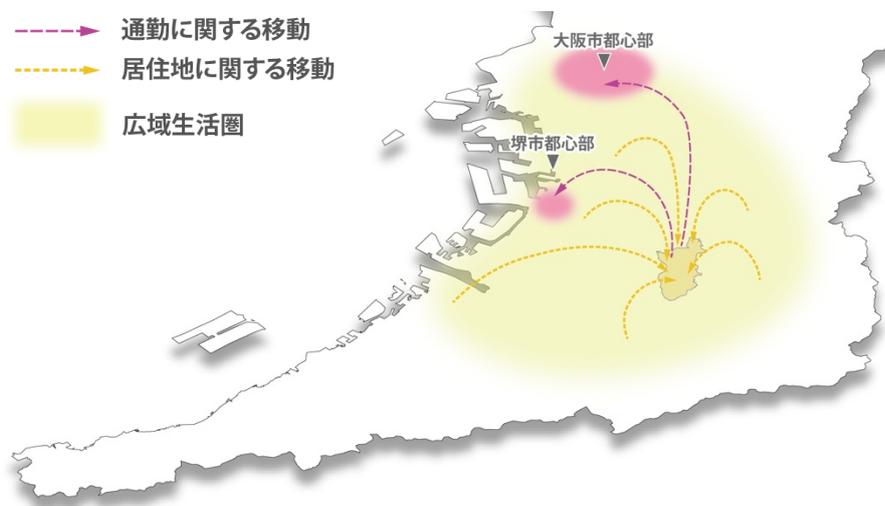
大阪南部の中心に位置し、市域の四方で近隣都市と接する本市の立地特性を踏まえ、
たうで、都市活動からみた本市の特徴を次のように整理します。

1-2 では、市民の都市活動の多くが、大阪市や堺市といった都心部や近隣市を含む広域
において展開されていることが把握されました。

これらの特徴を踏まえ、周辺都市が有する機能を楽しむとともに、周辺都市に不足す
る機能を提供するといった広域連携や機能分担の考え方も含めた柔軟なまちづくりを展開
していくことが必要です。

多様化する居住ニーズに応える高質な住まいの供給

- ・本市は、ゆとりある居住環境や都心部への通勤通学環境などに恵まれているととも
に、若者世帯などでも取得可能な住宅ストックが形成されていることから、居住地
として多くの人に選ばれています。
- ・本市は大阪南部の広域都市圏における高質な住まいを供給している特徴があり、将
来にわたり、継続して良質な住宅ストックを形成していくことで、各地域の持続性
を高めるとともに、多様化する居住ニーズに応えられる居住環境を形成することが
求められています。



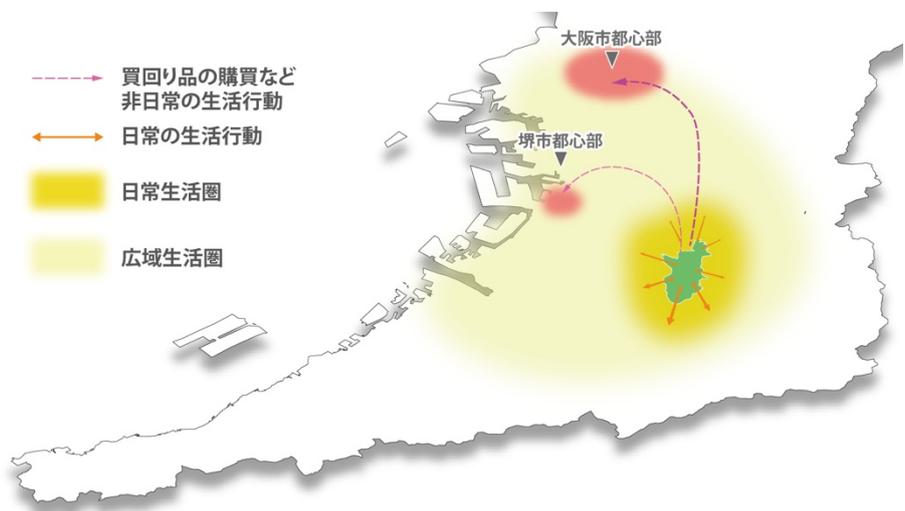
<多様な居住ニーズのイメージ>

都心部での就業を継続しつつ、
ゆとりがあり、落ち着いた居住環境
での子育てを両立する暮らしを
したい。

テレワークにより、通勤負担が
減ったため、現在の仕事も継続
しながら、農業で一部自給でき
る暮らしをしたい。

近隣都市と利便性を補完し合う「日常生活圏」の形成

- ・鉄道や道路網といった広域に及ぶ交通基盤整備の進行や、自動車中心の生活が定着している本市においては、日々の買物や通院といった日常の生活行動を支える機能をはじめ、各種都市機能を行政の枠にとらわれず、柔軟に選択・活用することが可能です。
- ・高質な住まいの供給をめざす本市においては、人口減少・少子高齢化社会が進展する将来においても、このような選択肢が多く利便性の高い日常の暮らしを維持するため、近隣市の都市機能を有する拠点へのアクセスが容易な「日常生活圏※」を形成することが求められます。
- ・また、休日の買回り品の購買や余暇活動、通勤通学等については、今後も鉄道等の充実した交通基盤を基本に、大阪市や堺市の都心部をはじめとする「広域生活圏」と連携することで、都市機能を適切に分担することが求められます。



「日常生活圏」と「広域生活圏」

市民の日常生活に必要不可欠な生鮮食品や日用品の購買、通院、子育て支援施設や通所型高齢者福祉施設の利用といった、日常の生活行動の展開が想定される圏域を「日常生活圏」として設定します。

都心部への通勤通学、買回り品の購買、休日に行う余暇活動など、市民の多様な都市活動の展開が想定される圏域を「広域生活圏」として設定します。

< 選択肢が多く利便性の高い暮らしのイメージ >

自動車運転免許を返納しても、バスや電車で慣れ親しんだ隣りまちのスーパーに買物に行くことができる。

子どもが成長し、本市に引っ越したけど、昔から通っていた近隣市の病院にも、車やバスで気軽に行くことができる。

さまざまな地域資源とつながる余暇活動の場の提供

- ・本市には狭山池をはじめ、身近な自然環境や地域に息づく歴史文化遺産が豊富にあります。マイクロツーリズムへの関心の高まりや、新しい生活様式への適応、屋外空間への需要が拡大している中、これらに対するニーズはさらに高まるものと考えられ、古市・百舌鳥古墳群などと並ぶ、大阪南部を代表する余暇活動の場を提供することが求められます。
- ・そのため、本市の魅力をもより一層強化するとともに、大阪府や近隣市と連携により、他都市の地域資源や歴史文化遺産とのつながりの強化が求められます。



< 余暇活動・文化体験のイメージ >

都心で開催される国際的な会議に関連したイベントとして、狭山池の歴史や、市民の生活と調和した魅力的な自然空間を体験してもらおう。

休日に、水辺のアクティビティや、南河内の食材を使った食を堪能することを目的に、南河内や都心部から人が集まる。

第2章 分野別にみた 本市の状況と課題

本章では、本市の特徴とまちづくりを取り巻く課題について、都市空間を構成する上で、重要な分野である「土地利用」「交通ネットワーク」「水・みどり」「都市防災」「景観、歴史文化」の分野ごとに整理しています。

第2章 分野別にみた本市の状況と課題

現行計画、上位計画、関連計画、市民アンケート調査、統計的調査等の基礎調査をもとに、都市空間を構成する上で重要な分野別の状況と課題を整理しています。

2-1 土地利用

都市空間の形成において重要となる「土地利用」の状況と課題について、整理し記載しています。

ゆとりある閑静な居住環境と多様な地域性

- ・本市は、全域が都市計画区域であり、次頁の図及び表に示す通り、市街化区域が全体の約63%、755haを占め、そのうちの約71%、536haが市街地となっています。
- ・市域全体では、637haの市街地に対して、普通緑地、農地、山林、水面等は合わせて504haあり、みどり豊かな市街地が形成されていることが本市の特徴です。
- ・さらに、市街地の67%、約429haが住宅を中心とする一般市街地であり、図一に示す通り、市民意識調査で高く評価されている「閑静な住環境」は本市が持つ強みのひとつです。
- ・さらに都心部等への公共交通の利便性の良さ等と合わせ、近隣の人口が減少している中でも本市の人口が維持傾向を保っている大きな要因のひとつです。
- ・また本市の住宅地は、狭山ニュータウンをはじめとする計画的市街地や、旧集落周辺に市街化が進んだ一般市街地、市街化調整区域内の集落など様々な地域が分布しており、それぞれの地域特性に応じた居住環境が形成されています。

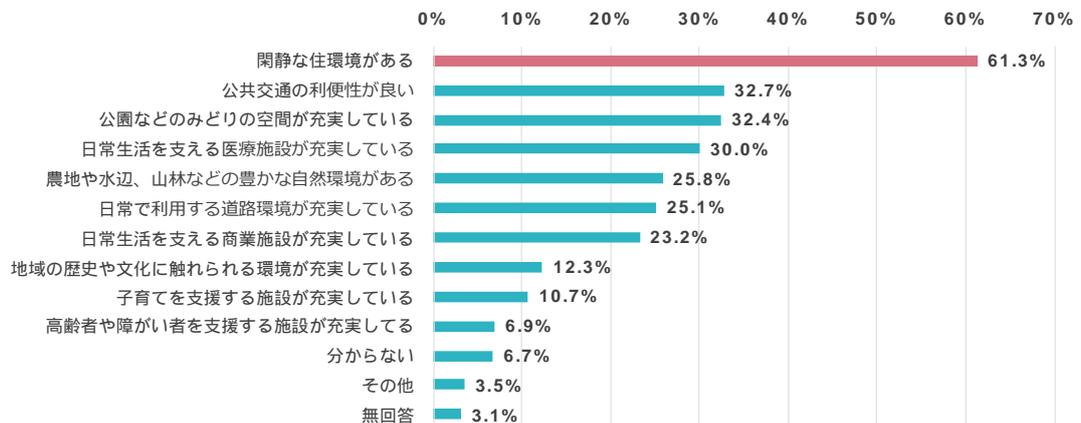


図 住まいの身近な地域について評価している部分（MA・N=1469）
（出典：都市計画マスタープラン改定に関する市民意識調査）

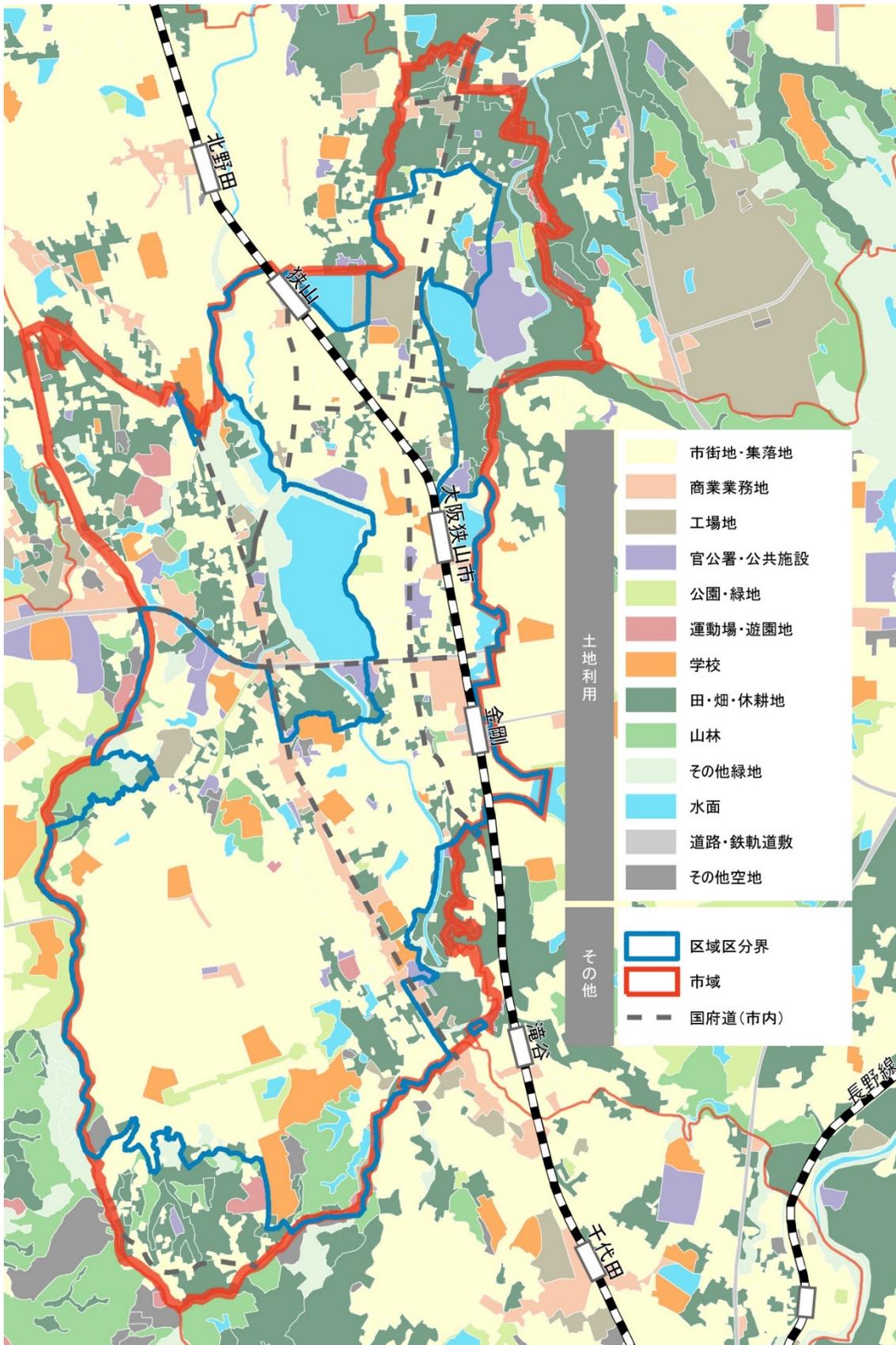


図 土地利用現況図(平成27年度調査)

	市街地					普通緑地					農地	
	一般市街地	集落地	商業業務地	官公署	工場地	公園緑地	運動場遊園地	学校	社寺敷地 公開庭園	墓地	田 休耕地	畑
市街化区域	401.0 (53.2)	79.5 (10.5)	31.6 (4.2)	7.7 (1.0)	16.6 (2.2)	12.3 (1.6)	2.5 (0.3)	46.0 (6.1)	0.9 (0.1)	4.6 (0.6)	52.9 (7.0)	9.5 (1.3)
市街化調整区域	27.8 (6.4)	48.2 (11.0)	11.4 (2.6)	0.2 (0.1)	13.3 (3.1)	3.3 (0.8)	9.2 (2.1)	3.1 (0.7)	0 (0.0)	0.8 (0.2)	99.6 (22.5)	78.8 (17.9)
合計	428.8 (35.9)	127.7 (10.7)	43.0 (3.6)	7.9 (0.7)	29.9 (2.5)	15.6 (1.3)	11.7 (1.0)	49.1 (4.1)	0.9 (0.1)	5.4 (0.5)	152.5 (12.8)	88.3 (7.4)
	山林	原野 牧野	水面	低湿地 荒無地	公共施設	道路 鉄軌道敷	その他 空地	合計				
市街化区域	30.1 (4.0)	0 (0.0)	24.3 (3.2)	10.5 (1.4)	12.7 (1.7)	9.4 (1.2)	3.1 (0.4)	約755.2 (100.0)				
市街化調整区域	21.1 (4.8)	0 (0.0)	59.3 (13.6)	34.7 (7.9)	22.7 (5.2)	2.5 (0.6)	0.8 (0.2)	約436.8 (100.0)				
合計	51.2 (4.3)	0 (0.0)	83.6 (7.0)	45.2 (3.8)	35.4 (3.0)	11.9 (1.0)	3.9 (0.3)	約 1,192.0 (100.0)				

(単位：ha・%)

表 土地利用現況面積内訳 (平成27年度調査)



地域活力の低下

- ・大阪中心部から鉄道交通の利便性が高い中で市街地の多くが住宅地中心の土地利用となっており、工場や商業施設等産業系の土地利用はあわせて約 1.8%と少ないことから、仕事や非日常の買物、余暇活動などは市外への流出が多くなっているなど、地域活力の維持と向上が本市の課題の一つです。
- ・商店数は平成 26 年（2014 年）から増加傾向にあるものの、工業については事業所数が減少傾向にあることから、地域における賑わいや活力を維持・向上するため、市内における産業基盤の獲得、周辺市との連携などについて検討を進める必要があります。
- ・また、金剛駅など本市の主要な交通結節点周辺においては、市民ニーズを踏まえた、商業施設や図書館等の公共施設、憩うためのスペースなど、都市機能の集積等により、人が集まる拠点性の強化について検討する必要があります。
- ・また、地域活力の向上につながる産業基盤の獲得については、交通利便性の高い市街化調整区域などにおいて、地域住民の意向等を踏まえた柔軟な土地利用の変更などを検討する必要があります。

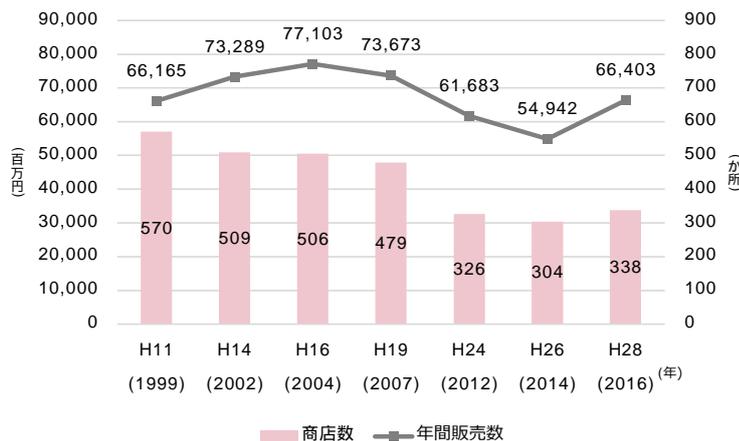


図 商店数、年間販売額の状況(出典:大阪狭山市統計書、平成経済センサス(平成 28 年活動調査))

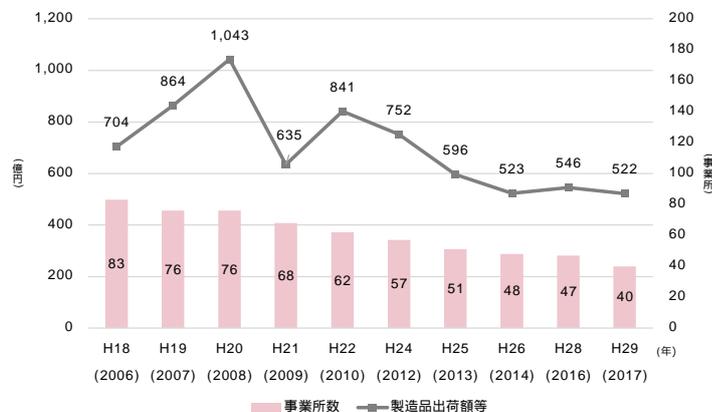


図 事業所、製造出荷額の状況(出典:大阪狭山市統計書、工業統計調査)

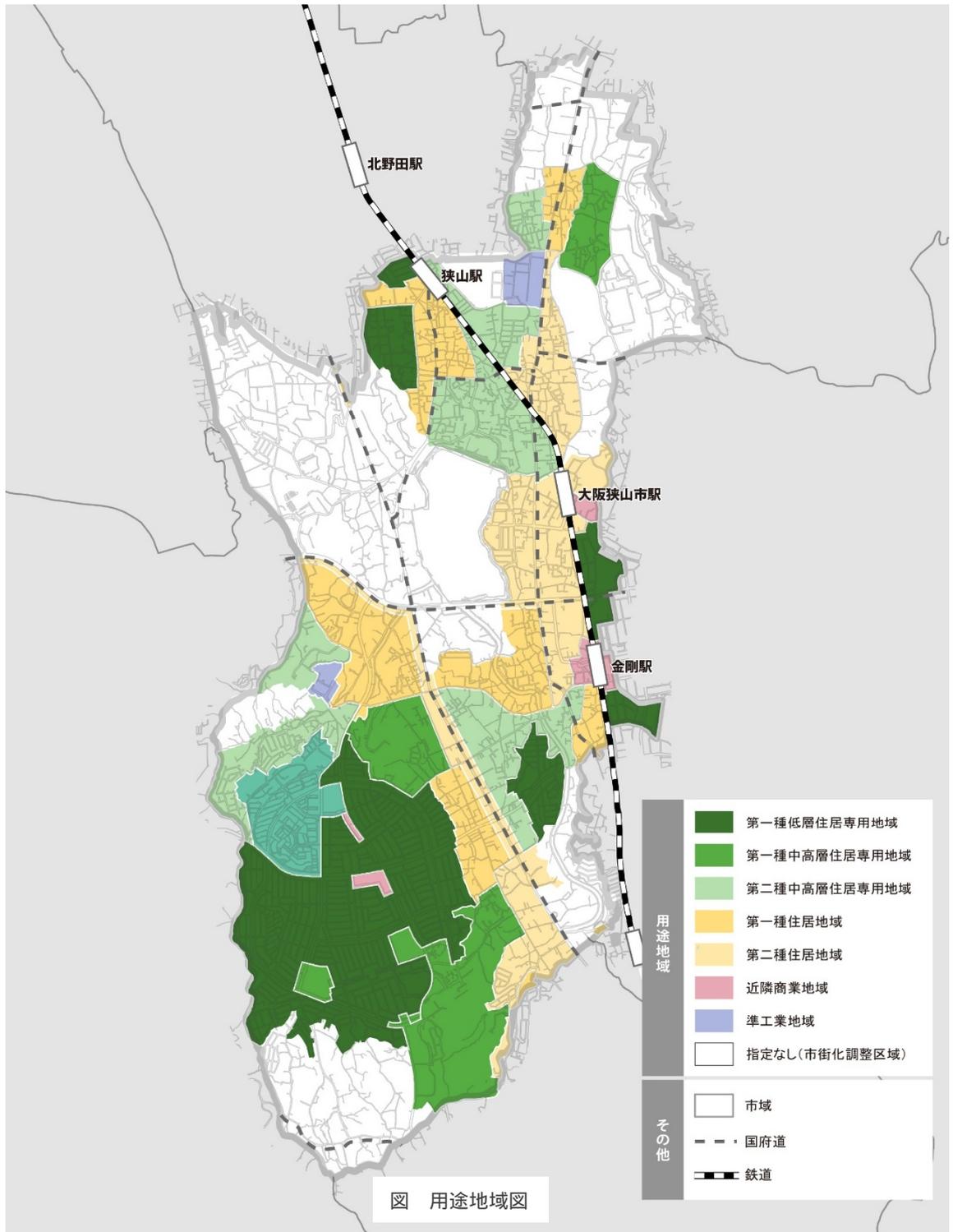


図 用途地域図

市街化区域 734ha							市街化調整区域 (指定なし)
第一種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	近隣商業地域	準工業地域	
205ha	135ha	129ha	119ha	124ha	11ha	11ha	458ha
17%	11%	11%	10%	10%	38%		
計 1,192ha							

表 用途地域面積内訳

農家数・農地の減少と休耕地化

- ・本市では、北東部の東野地区と南西部の大野地区の市街化調整区域にまとまった農地が確保されており、市街化区域においても42.4haが生産緑地地区に指定され、本市の緑豊かな環境の形成に貢献しています。
- ・一方で、近年の人口減少・少子高齢化社会の進展や人びとの価値観の変化が進む中で、農業の担い手不足、周辺の土地利用の変化等に伴い、今後も農家が減少し、農地転用による農地の減少や休耕地の増加が懸念されます。
- ・今ある農地を維持・保全するための取組みについて検討するとともに、主要な幹線道路沿いの農地や駅勢圏等の利便性の高い箇所に集積している農地等については、周辺地域の暮らしや都市全体の持続性等にも配慮しながら、農住が共存できる土地利用のあり方についても検討する必要があります。

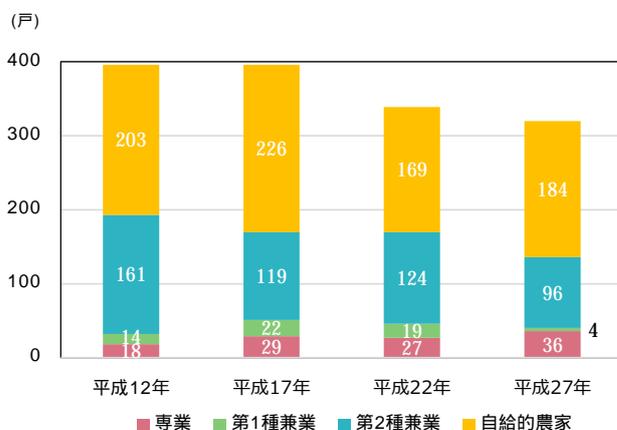


図 農家数の状況 (出典：農業センサス)

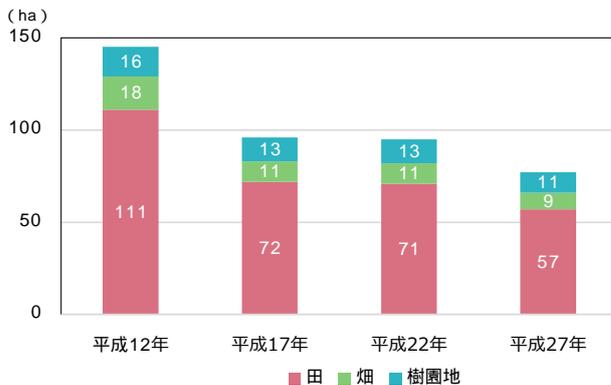


図 経営耕地面積の状況 (出典：農業センサス)

空家・空地の増加

- ・全国的に、人口減少・少子高齢化社会が進展する中でも、本市では人口が維持傾向にあり、空家率は、変動があるもののこの10年間は概ね横ばいです。
- ・しかし、将来的にはさらなる人口減少・少子高齢化社会の進展に伴う空家数の増加が懸念されることから、引き続き関係団体や専門家等との連携を強化し、空家バンク制度、除却補助制度、固定資産税等の優遇措置制度、所有者不明空家等に関する制度など、各種制度の周知活用や啓発による空家の発生抑制及び適切な維持管理の促進、既存ストックとしての流通促進に取り組む必要があります。

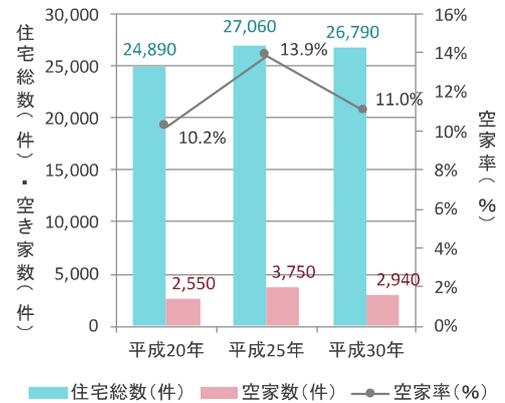


図 住宅総数・空家数・空家率の推移
(出典：住宅土地統計調査)

地域コミュニティの弱体化と狭山ニュータウン地区の活性化

- ・魅力的な居住環境の維持・向上が求められている中で、若年人口の減少や自治会参加率の低下などによる、地域の担い手不足、地域コミュニティの弱体化が懸念されていることから、将来を担う世代や子育て世代に選ばれるまちづくりを進める必要があります。
- ・狭山ニュータウン地区は、ゆとりある住みよいまちという本市のイメージを牽引してきましたが、本市の中でも高齢化の進展が著しい地区となっており、空家・空地の増加、買物弱者への対応、住宅・施設の老朽化等さまざまな課題が顕在化してきています。また近畿大学病院の移転(予定)や旧帝塚山学院大学の移転による大規模な土地利用の変化にも対応していく必要があります。
- ・平成31年1月には狭山ニュータウン地区活性化指針が策定され、現在、その実施計画として狭山ニュータウン地区再生推進計画の検討が進められており、狭山ニュータウン地区の再生、活性化が本市の地域コミュニティの維持、再生などのモデルとなるよう、取組みを進める必要があります。

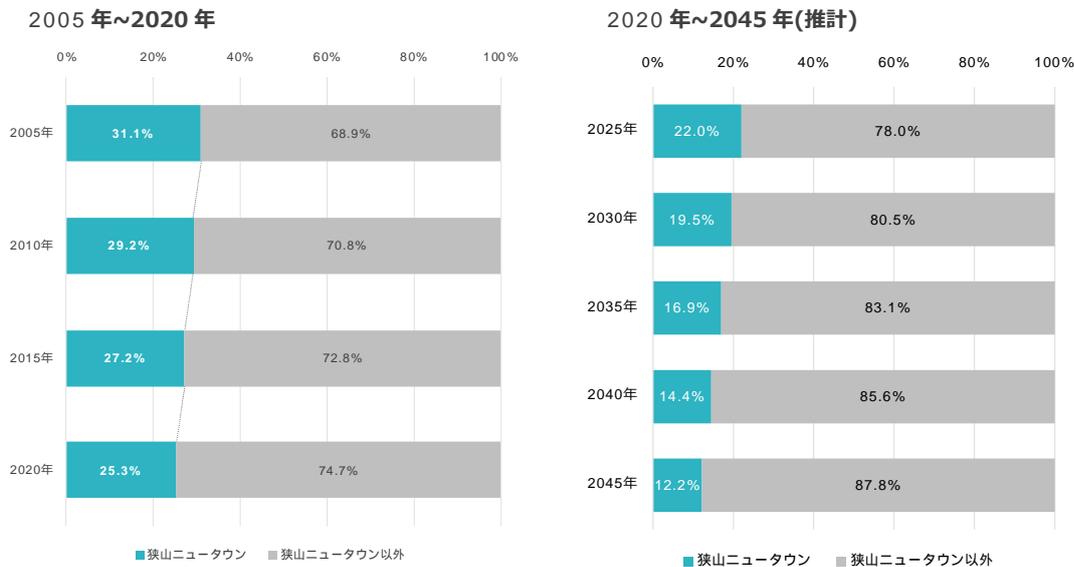


図 市全体に占める狭山ニュータウン地区の人口比率
 (出典:【2020年以前】国勢調査,【2025年以降】将来人口・世帯予測ツール V2
 (国土交通省 国土技術政策総合研究所)を基に作成)

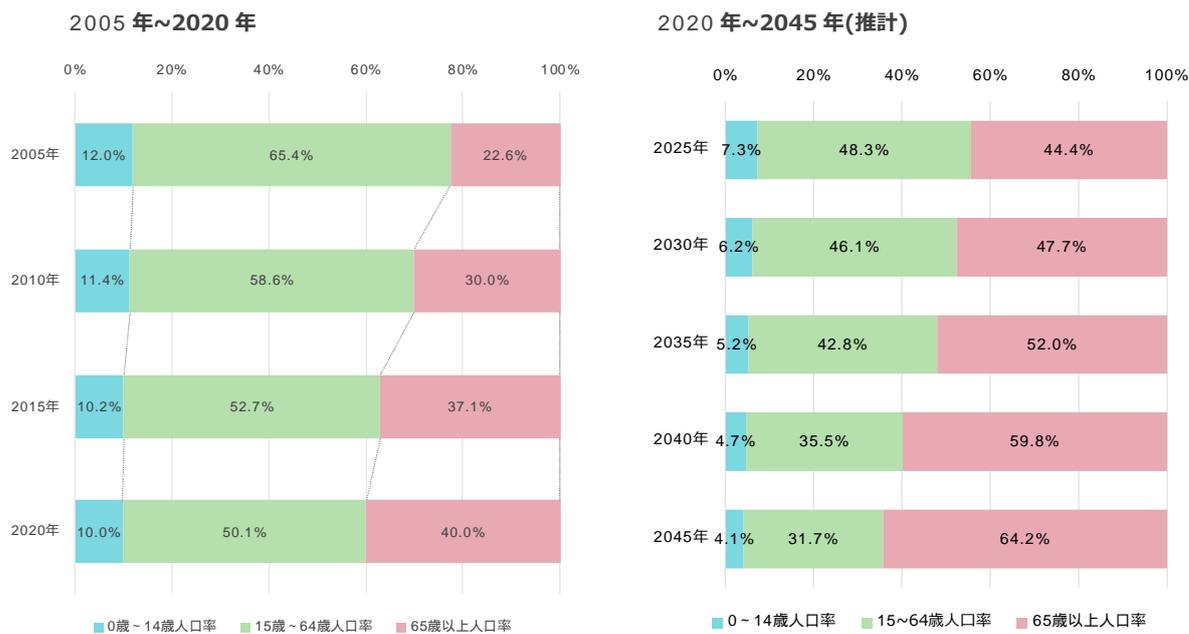


図 狭山ニュータウン地区の年代別人口比率
 (出典:【2020年以前】国勢調査,【2025年以降】将来人口・世帯予測ツール V2
 (国土交通省 国土技術政策総合研究所)を基に作成)

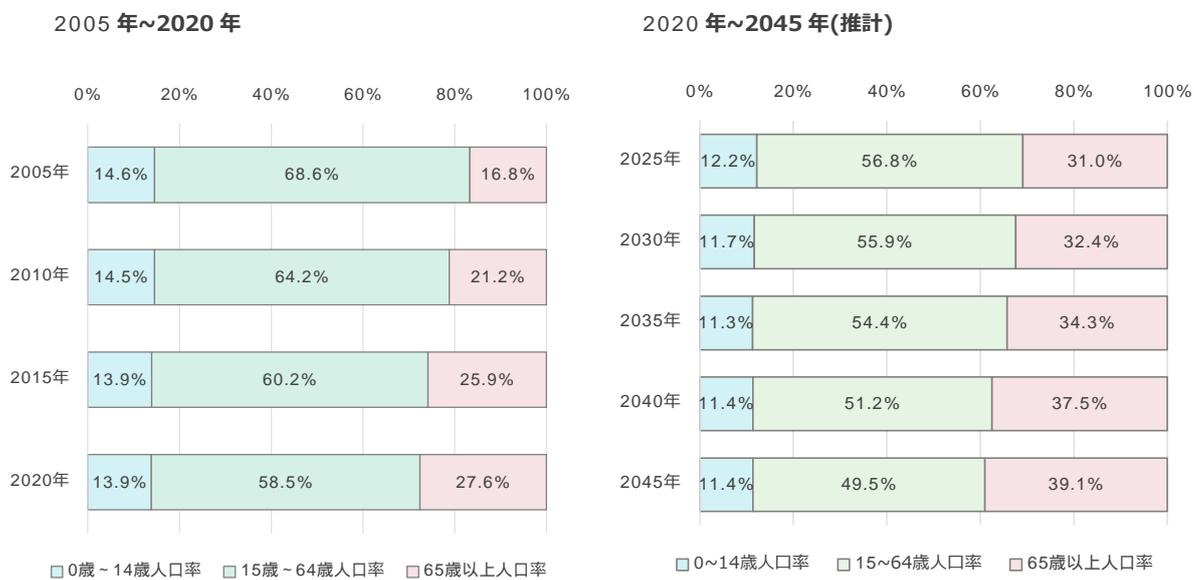


図 大阪狭山市の年代別人口比率
 (出典:【2020年以前】国勢調査,【2025年以降】将来人口・世帯予測ツール V2
 (国土交通省 国土技術政策総合研究所)を基に作成)

2-2 交通ネットワーク

都市空間の形成において重要となる「交通ネットワーク」の状況と課題について、整理し記載しています。

コンパクトな公共交通環境

- ・市内を南海電気鉄道高野線が南北に縦貫しており、北から狭山駅、大阪狭山市駅、特急停車駅である金剛駅の3駅があります。鉄道駅から都心まで概ね25分でアクセスすることが可能ですが、鉄道駅は市域の東端近くにあることから、市内各地区へは鉄道駅からバス等の公共交通機関を利用する必要があります。特急停車駅である金剛駅前に路線バスやタクシーの交通結節点を整備して、高い公共交通の利便性を確保していることは本市の強みのひとつです。

市民ニーズに沿った公共交通の更なる改善

- ・現在、市循環バスは、路線バス網を補完し、公共施設を中心とした路線設定になっています。また、市内のバス利用者は高齢者が多い状況ですが、人口減少・少子高齢化社会の進展に伴う交通弱者の増加を踏まえると、将来的なバス交通の役割はさらに重要になります。

「重要だと思っている」または「将来重要になると思う」と感じる人が8割以上を占める

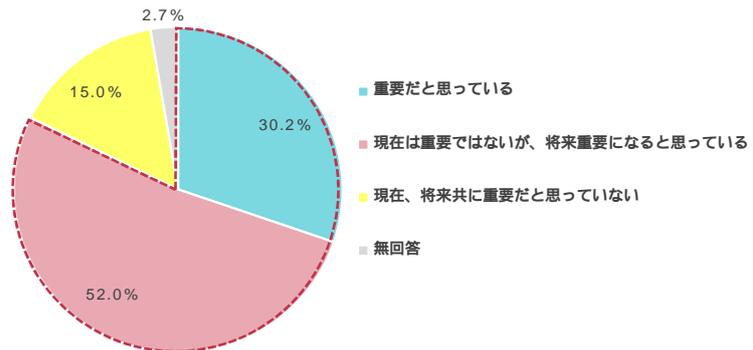
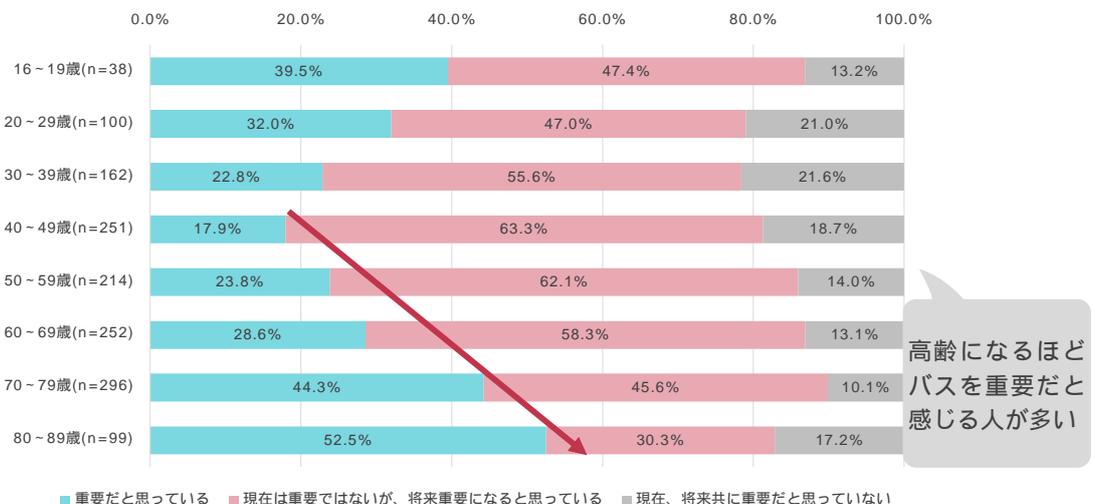


図 市内で運行しているバスの重要度 (SA・N=1469)
(出典：都市計画マスタープラン改定に関する市民意識調査)



高齢になるほどバスを重要だと感じる人が多い

図 年齢別の市内で運行しているバスの重要度 (SA)
(出典：都市計画マスタープラン改定に関する市民意識調査)

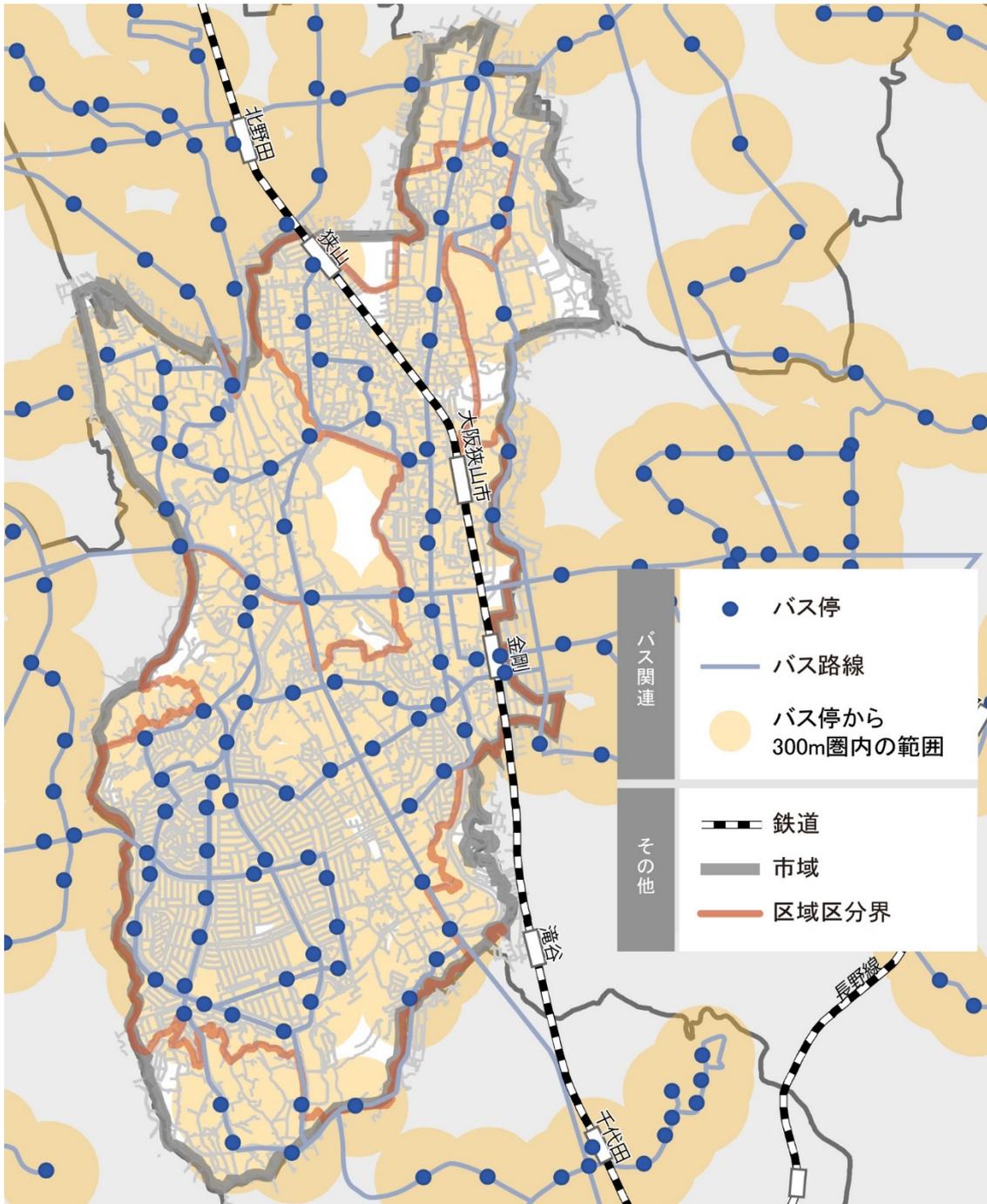
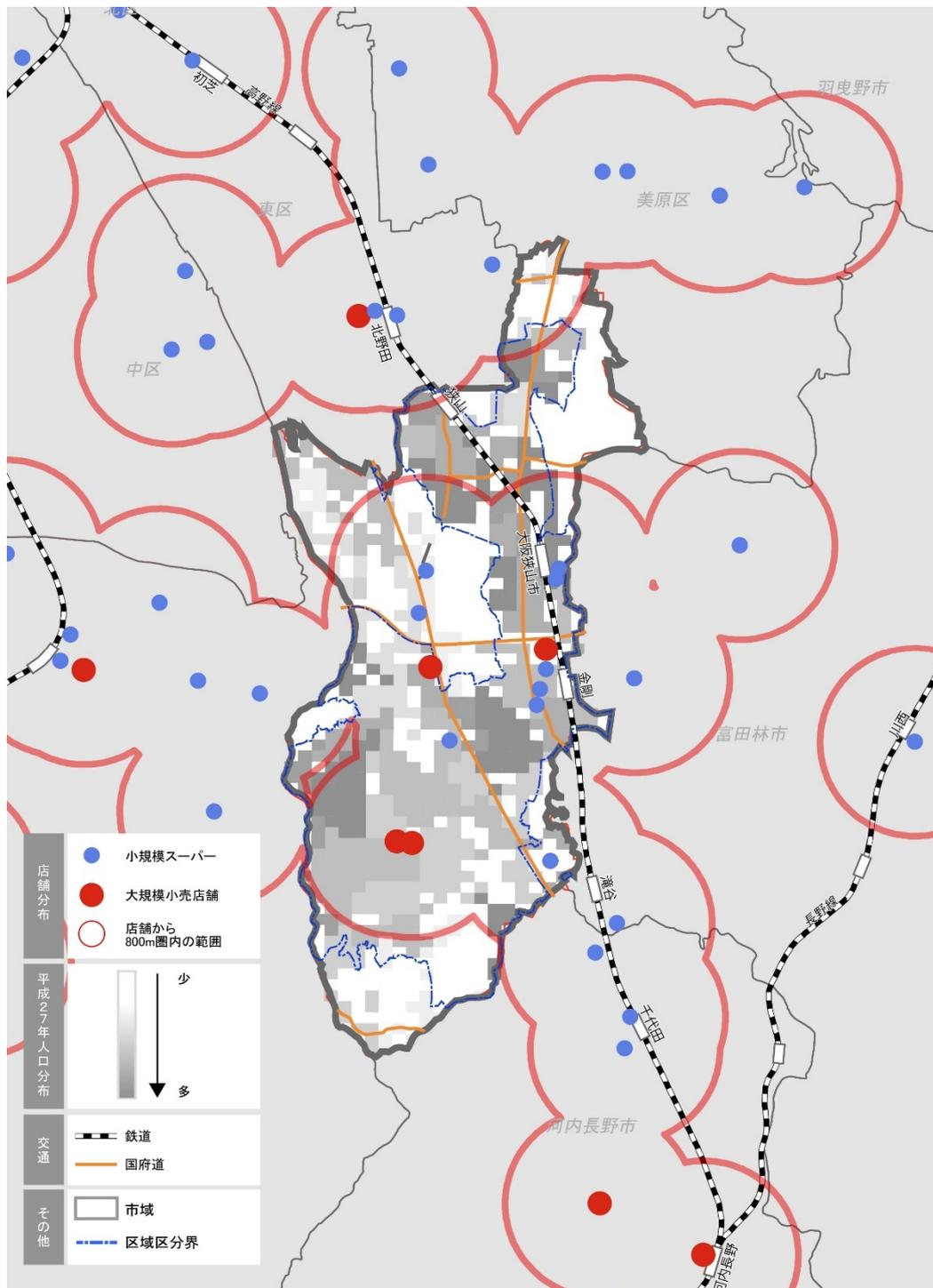


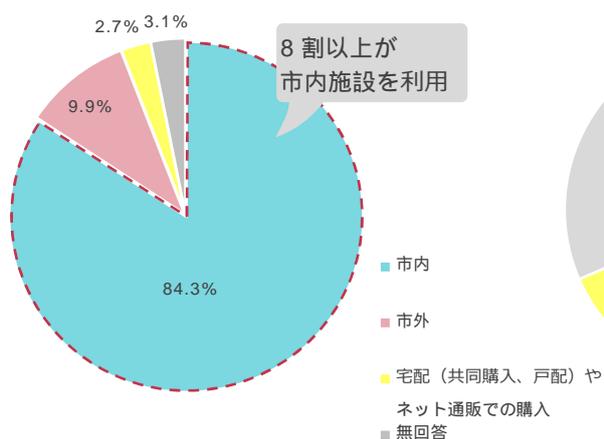
図 バス停分布・バス路線網（出典：国土数値情報）

・また、本市においては、スーパーマーケットなどの生活必需品を取り扱う店舗は概ね充足していますが、一部では、徒歩圏の 800m 圏内に入らない地域も見られることや、市外への通勤通学が多いことから、日常生活圏における移動手段の在り方についても検討する必要があります。

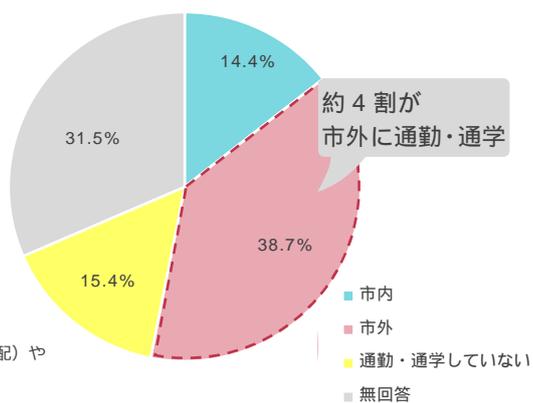


大規模小売店舗とは大規模小売店舗立地法に基づき届け出がなされている店舗（売場面積が 1,000 m²超）、小規模スーパーとは売り場面積が 1,000 m²以下の店舗を指す。

図 商業施設の立地状況（出典：2018 年全国大型小売店舗総覧、i タウンページ等より作成）



図：食料品・日用品などの買物先（SA・N=1469）
（出典：都市計画マスタープラン改定に関する市民意識調査）



図：通勤通学先（SA・N=1469）
（出典：都市計画マスタープラン改定に関する市民意識調査）

- ・公共交通の運営を今後も持続するためには、これら市民ニーズを捉え、北野田駅や泉ヶ丘駅といった近隣都市の都市拠点を含めた日常生活圏における移動が可能な公共交通ネットワークの在り方について検討する必要があります。

道路環境の更なる改善

- ・本市は、南北方向の国道310号、府道河内長野美原線、東西方向の府道森屋狭山線・堺狭山線により、骨格となる幹線道路は一定整備されていますが、国道310号、府道河内長野美原線は慢性的な渋滞の解消が望まれているほか、図の通り、日常的に利用する道路において狭い区間の解消や交通安全対策など、道路環境に対する市民の課題意識は非常に高く、本市の弱みのひとつになっています。
- ・一方で、都市計画道路の進捗率は42.1%と一定進捗しており、引き続き、未完了区間についても計画的に整備を進める必要があります。
- ・特に、都市計画道路大阪河内長野線は、国道310号や府道河内長野美原線のバイパスとして渋滞解消や沿道環境の改善等に大きな効果が期待できることから、早期に整備されることが望まれます。

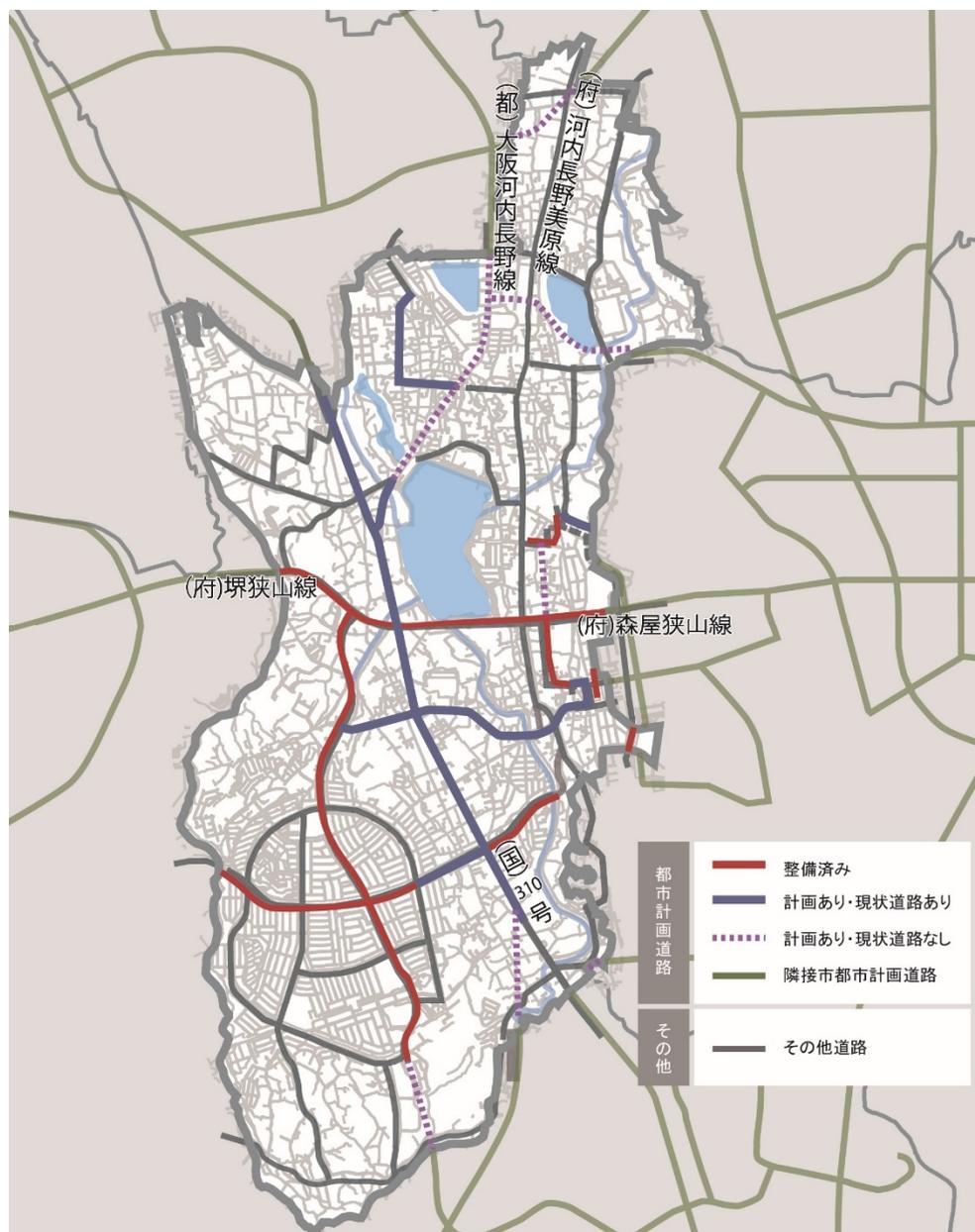


図 都市計画道路図

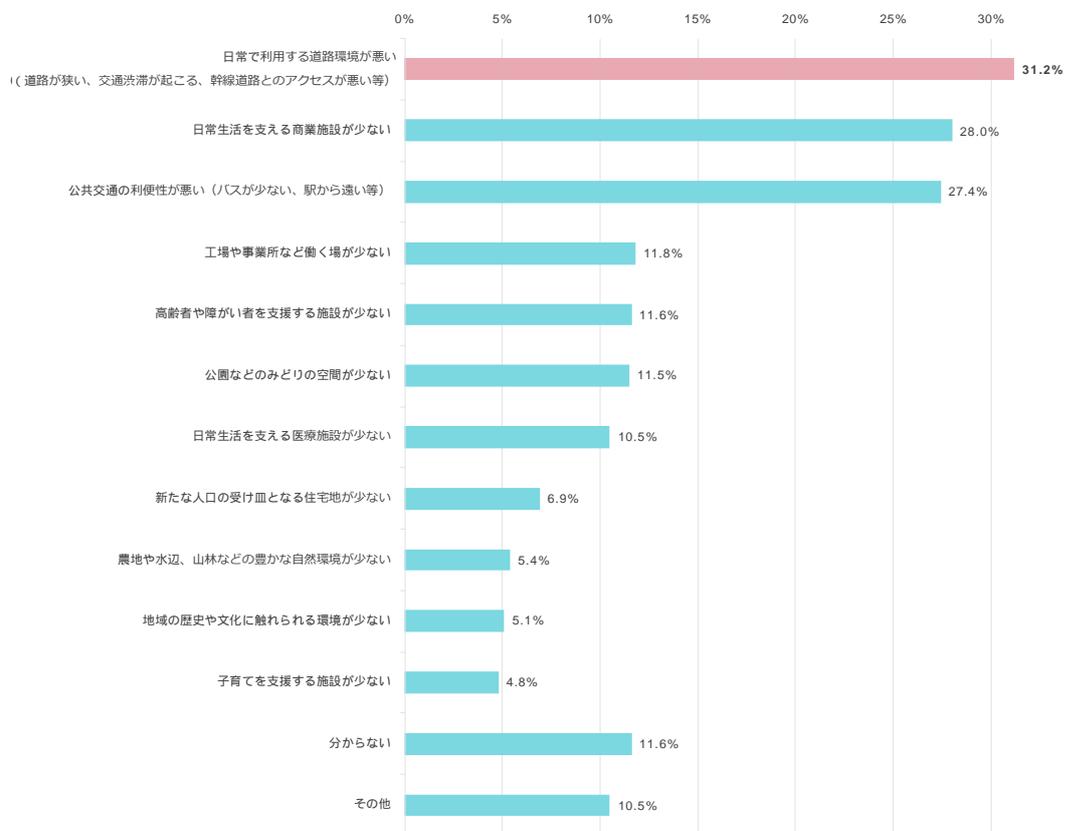


図 住まいの身近な地域について課題だと感じる部分 (MA・N=1469)
(出典：都市計画マスタープラン改定に関する市民意識調査)

2-3 水・みどり

都市空間の形成において重要となる「水・みどり」の状況と課題について、整理し記載しています。

豊かな水・みどり

- ・泉北丘陵から北に流れる河川沿いの低地及び丘陵縁辺部に位置する本市は、これら河川に設けられた本市のシンボルである狭山池を中心に、西除川、東除川、三津屋川が四方に伸びており、多数のため池や農地、市街地に点在する公園や緑地、丘陵部の今熊市民の森や三都神社等の社寺林など、豊かな水辺やみどりに恵まれています。
- ・この豊かな環境は、本市の代表的な強みであり、市民から高い評価を得ており、令和2年（2020年）3月には、豊かな水・みどりによるネットワークを形成し、その活用を高めていくため、「大阪狭山市水とみどりのネットワーク構想」を策定し、各種事業を進めています。

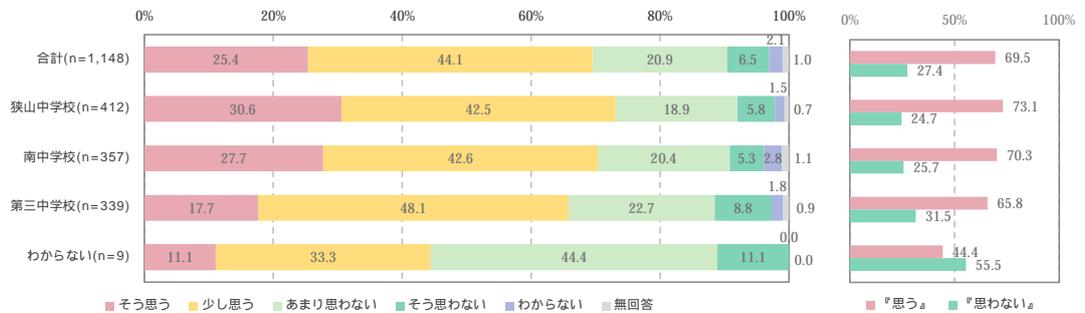


図 水・みどりそれぞれの特性を活かした魅力ある空間が確保できていると思うか
（出典：『第五次大阪狭山市総合計画』の策定に関する市民意識調査）



図 水とみどりのネットワーク構想図
（出典：大阪狭山市水とみどりのネットワーク構想）

- ・本市の豊かなみどりは、「防災・減災」「地域振興」「環境調整」といった自然環境が有する多様な機能を持つグリーンインフラとして、本市の魅力や市民生活の質の向上につながる重要な役割を担っています。そのため、みどりを単に維持保全するだけでなく、みどりをもつ多様な機能を踏まえた環境のコントロールや都市デザインの形成に取り組む必要があります。

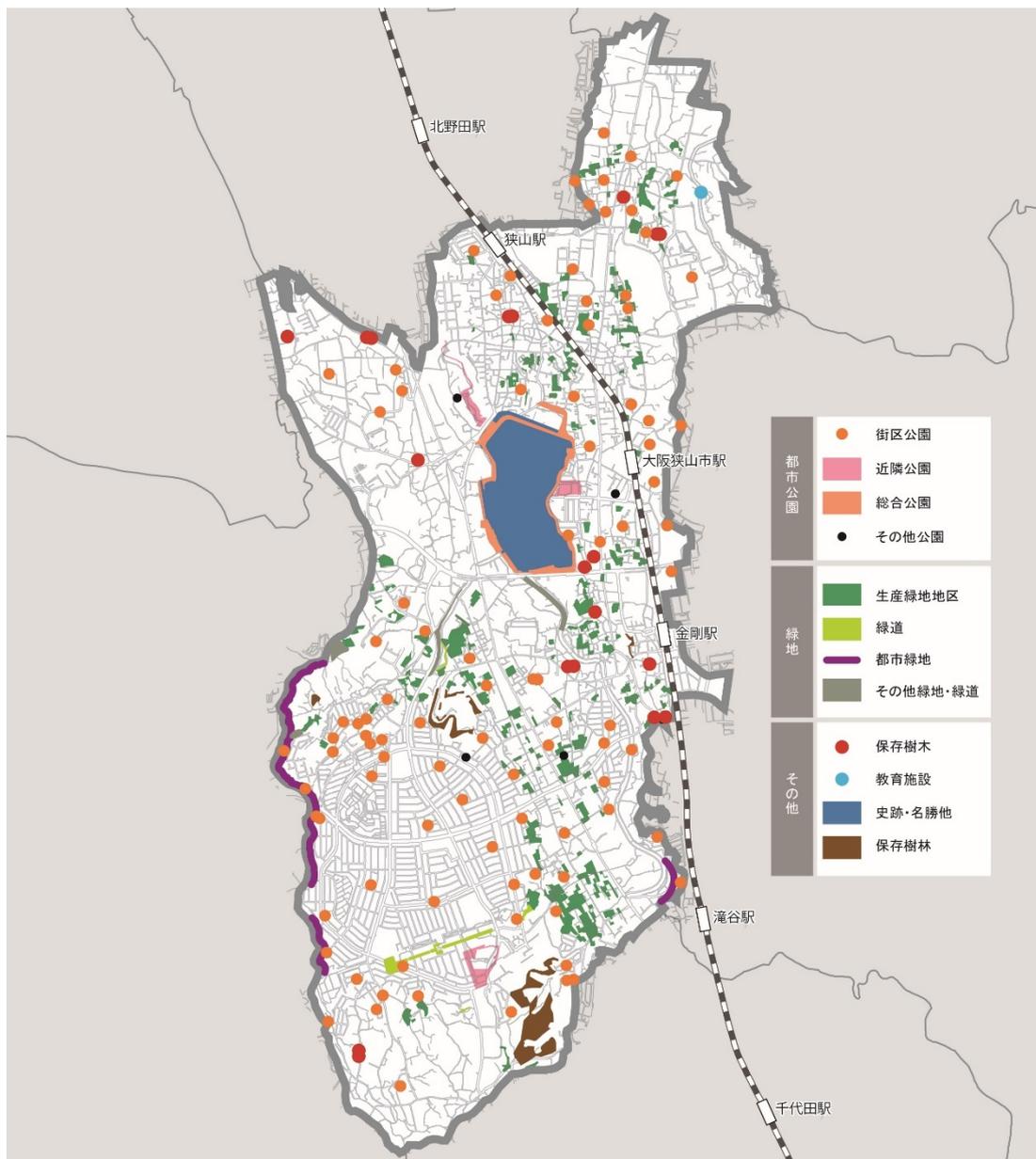


図 都市公園・緑地等の分布

市民活動の場としてのみどり

- ・本市では、公園等における、イベントや市民活動、河川におけるアドプトリバーやクリーンアクション等による清掃活動、今熊市民の森や副池オアシス公園における自然環境の維持・保全に関する取組みなど、水・みどりを舞台に多様な市民活動が展開されています。また、保育園などの子育て施設周辺の公園等では、散歩や行事で公園等が活用される事例も見られることから、地域の施設や団体との連携なども積極的に取り組み、誰もが快適に利用することができる空間を形成する必要があります。
- ・一方で、水・みどりの空間に対する市民の利用ニーズの多様化が進んでいることや、市民団体の高齢化、後継者不足等が課題となっていること狭山池をはじめとする水やみどりの空間や街区公園などの暮らしに身近な空間が、市民活動の場、自己実現や交流の場、憩いの場など、多様な活用の場となるよう、柔軟な管理・運営・活用等について検討する必要があります。

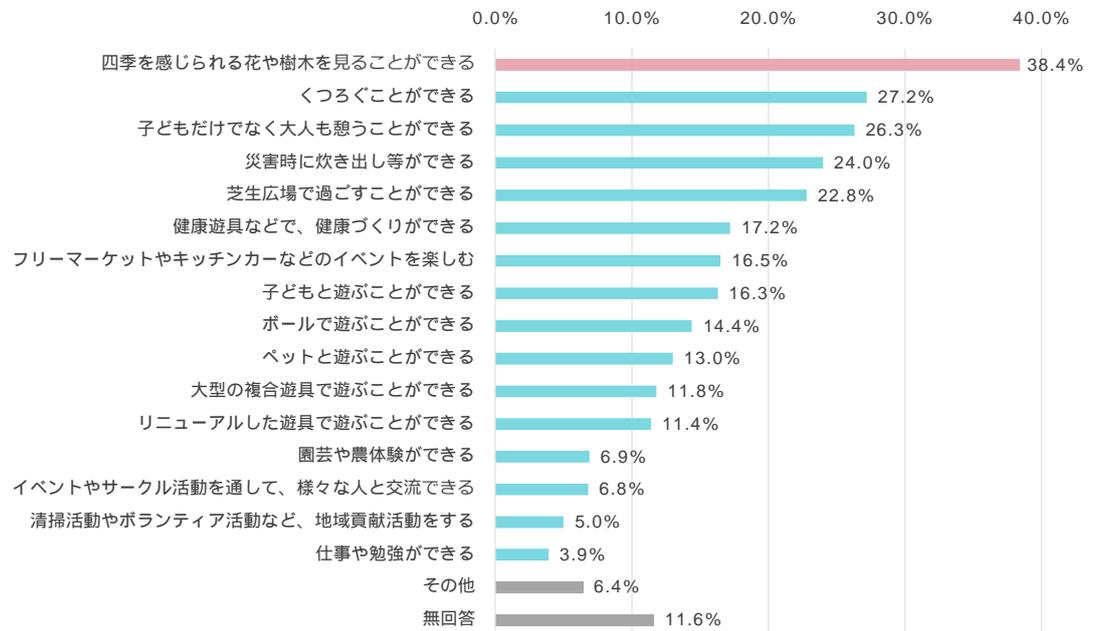


図 身近にある公園でできたら良いと思う活動 (MA・N=1469)

(出典：都市計画マスタープラン改定に関する市民意識調査)



図 様々な活用の場となるみどりの空間 (さやか公園・狭山池公園)

2-4 都市防災

都市空間の形成において重要となる「都市防災」の状況と課題について、整理し記載しています。

大規模な自然災害への備え

- ・大規模な風水害に備え、危険箇所の把握、災害防止対策について検討するとともに、減災の観点から災害発生時の被害を最小限に抑える取組みを進める必要があります。
- ・大規模地震に備え、避難所としての位置づけなど、防災上の重要度を踏まえたうえで、公共建築物の耐震化を進めるとともに、民間住宅の耐震化を促進する必要があります。
- ・特に既成市街地においては、袋小路や狭い道路が多く、古い建築物も多いことから、災害時の避難・救助活動が可能な道路環境や、耐震性・不燃性の高い市街地形成を進める必要があります。
- ・人口減少・少子高齢化社会の進展が進む中、普段からの良好な近隣関係の構築により、自治会や自主防災組織等による取組みを進め、被災時の被害を最小限に抑えることができるよう、共助体制を構築する必要があります。
- ・ハザードマップの積極的な活用などにより、危険箇所を市民、民間事業者、行政の各主体で共有するとともに、効果的な防災に関するまちづくりを展開する必要があります。

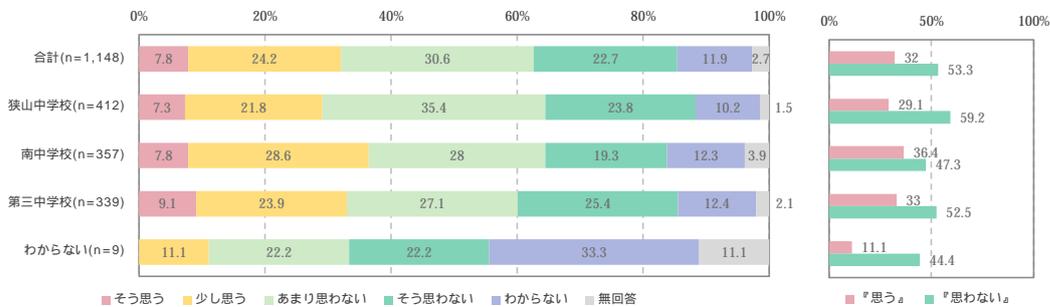
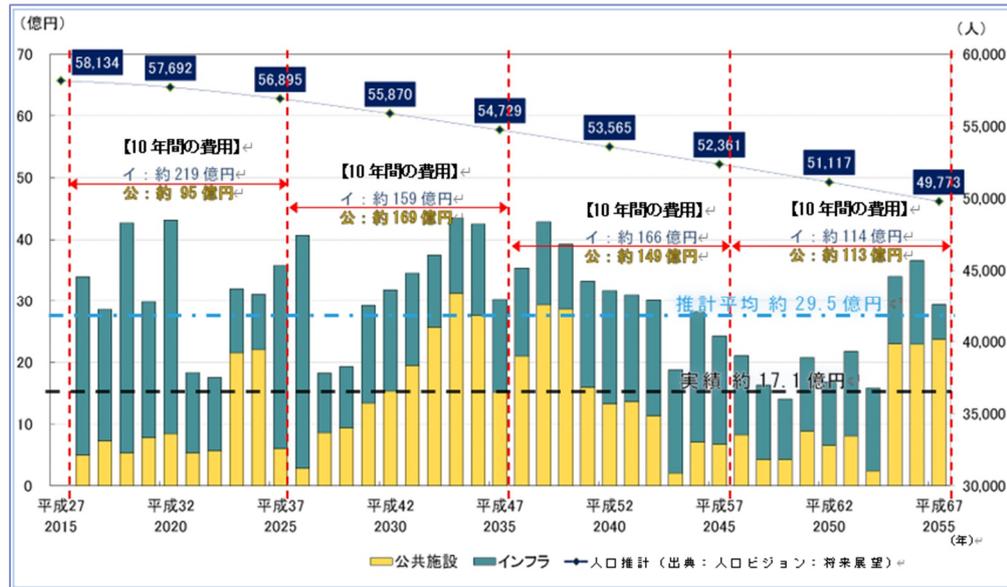


図 地域での防災活動に積極的に参加していると思うか
(出典：『第五次大阪狭山市総合計画』の策定に関する市民意識調査)

基盤施設の老朽化への対応

- 人口減少・少子高齢化社会の進展による扶助費などの義務的経費が増加する一方で税収が減少しており、高度経済成長期の人口急増に対応するために整備された公共施設やインフラ施設等の基盤施設は、老朽化等によりまもなく一斉に更新時期を迎えます。このような状況を踏まえ、これら基盤施設について、長期的な視点を持ち、財政や人口の見通しとLCC（ライフサイクルコスト）に配慮した計画的な維持管理、長寿命化と更新、再編に取り組む必要があります。



イ：インフラ資産

公：公共施設

図 公共施設等の更新費用等推計

公共施設面積を現状維持とした場合の費用で、大規模改修費用と更新費用を含む

更新周期：公共施設 大規模改修 30年、更新 60年

インフラ資産 道路 15年、橋りょう 60年、上水道 40年、下水道 50年
更新費用等は総務省試算ソフトの設定値を使用

出典：大阪狭山市公共施設等総合管理計画,平成 28 年 3 月

2-5 景観、歴史文化

都市空間の形成において重要となる「景観、歴史文化」の状況と課題について、整理し記載しています。

暮らしと調和した景観の維持・保全

- ・ 計画的市街地の整然と並ぶ家や街路樹からなる閑静なまちなみ、一般市街地の旧家や集合住宅が調和した多様性のあるまちなみ、集落周辺の水・みどりと調和した自然環境豊かなまちなみなど、発展過程の異なる地域では、景観の特徴も異なっています。これら固有の景観を地域への親しみや愛着につなげるため、地域ごとの暮らしと調和した景観を維持・保全する必要があります。



都市や地域を特徴づける景観づくり

- ・ 本市や各地域を特徴づける鉄道駅周辺の都市拠点や幹線道路沿道など、本市や各地域の顔となる空間においては、通りやエリアとしてのまちなみが調和した街路景観を形成する質の高い都市デザインが求められます。
- ・ また、本市のシンボルである狭山池周辺における、豊かな水とみどり、歴史的価値などの魅力を活かした空間づくりを進めることで、本市を特徴づける景観の形成が必要です。

人びとの活動による景観づくり

- ・都市の空間において、人びとの滞在や活動が定着している場所では、それが風景の一部となり、景観を構成する要素となっています。本市においても、狭山池公園をはじめ、各所で人びとの活動による景観が見られますが、これら景観をさらに創出し定着させるためには、本市の地域資源を活用し、公園、緑道、その他公共施設等をはじめとする空間において、日常生活の中で身近に感じられる取組みを進め、賑わいある景観をつくる必要があります。



重層的な歴史文化遺産

- ・狭山池は日本最古のダム式のため池として、平成 27 年（2015 年）に国の史跡に指定され、その歴史的価値が高く評価されています。また、4 ルートをもつ高野街道のうち西・下・中 3 ルートの街道が市内を南北に通っており、西高野街道と分岐した天野街道、市域の北端には伊勢道が通っているなど、さまざまな街道によって、本市がかつて交通の要所であったことが分かります。
- ・さらに、かつて戦国大名北条氏の末裔が築いた狭山藩陣屋（現在の狭山藩陣屋跡記念碑広場周辺）では、メインストリートである大手筋が南北に貫いており、これを基準に街並みが形成されています。
- ・明治時代には、高野鉄道（現在の南海電気鉄道高野線）が開通し、沿線の都市化がすすむ契機となりました。狭山駅と大阪狭山市駅の間には築堤が造られ、狭山池から流れる水と人の往来を遮断しないよう設置された、7 つの暗渠（随道）が現在も地域の人びとに利用されています。
- ・このほか、市内各所で豊かに残る地名など、重層する歴史的な魅力は本市の強みです。これらの歴史文化遺産を身近に感じられる環境づくりや、魅力の発信といった歴史文化遺産を活用したまちづくりを進める必要があます。



第3章 まちづくりの主要 テーマと将来都市構造

本章では、本計画で達成をめざす「まちづくりの主要テーマ」を設定するとともに、主要テーマごとの実現に向けた取組みの方針である「テーマ別方針」を設定しています。

また、実現をめざすべき持続可能な市域全体のあり方を示す「将来都市構造」を設定しています。

第3章 まちづくりの主要テーマと将来都市構造

前章までに整理した「背景となる社会潮流の変化」や「本市のまちづくりの状況と課題」を踏まえ、達成すべき目標として「まちづくりの主要テーマ」を設定しています。また、主要テーマの達成に向けた分野横断的な取組みの方針として、「テーマ別方針」を設定しています。

3 1 本市を取り巻くまちづくりの状況と課題の整理

序章「背景となる社会潮流の変化」の内容を、チャンスとして“捉えるべき機会”と備えておくべき“今後の脅威”に分類し、1 3「都市活動からみた本市の特徴」及び第2章「分野別にみた本市の状況と課題」の内容を、現状の評価できる事項である“今ある強み”、現状の解決すべき事項である“今ある弱み”、備えておくべき“今後の脅威”に分類することで、本市のまちづくりの状況と課題を整理・分類します。

「都市活動」及び「分野別」から抽出した本市のまちづくりの状況と課題

今ある強み

近隣市からの転入（以下の強み等による）
ゆとりある閑静な居住環境
多様な居住環境
コンパクトな公共交通環境
豊かな水・みどり
市民活動の場としてのみどり
暮らしと調和した景観の維持・保全
重層的な歴史文化遺産

今ある弱み

地域活力の低下（通勤通学や余暇活動、買回り品購入の市外流出）
市民ニーズに沿った公共交通の更なる改善（近隣市拠点への買物ニーズへの対応等）
道路環境の更なる改善
都市や地域を特徴づける景観づくり
人びとの活動による景観づくり

捉えるべき機会

持続可能な社会の実現に向けた取組みの必要性
変化する生活様式や価値観
情報化社会の進展
コンパクトなまちづくりの必要性
ウォークアブルなまちづくりへの要請
新たなまちづくりの視点

備えるべき脅威

人口減少・少子高齢化社会の進展を前提としたまちづくりの必要性
農家・農地の減少と休耕地化
空家・空地の増加
地域コミュニティの弱体化と狭山ニュータウン地区活性の必要性
都市のレジリエンスの重要性の高まり
大規模な自然災害への備え
基盤施設の老朽化への対応

踏まえておくべき「背景となる社会潮流の変化」

図 背景となる社会潮流の変化及びまちづくりの状況と課題

3-2 まちづくりの主要テーマとテーマ別方針

3-1 において整理・分類した「本市のまちづくりを取り巻く状況と課題」に応じて、＜強みを伸ばす＞＜弱みを補う＞＜脅威に備える＞といった視点から、達成すべき目標として、3つの「まちづくりの主要テーマ」を設定し、主要テーマの達成に向けた分野横断的な取組みの方針として、テーマ別方針を設定します。設定にあたっては、「捉えるべき機会（序章）」及び「都市活動からみた本市の特徴（第1章）」を踏まえるものとします。



主要テーマ及びテーマ別方針の抽出と各章の関係性

(1) 主要テーマ1 | 強みを伸ばす

身近な魅力が活きる生活空間の向上

本市には、鉄道交通の利便性や、路線バスや市循環バスによるきめ細かな公共交通網、水・みどりが豊かな自然環境と高質な居住環境、コンパクトで利便性の高い日常生活圏等、多くの強みがあることから、全国的に人口減少・少子高齢化社会が進展する中でも一定の人口規模を維持しています。

今後も、健全な都市活動を維持・向上させていくためには、以下の方針により、これらの強みをのばし、磨きをかけ、高質な居住環境の維持・保全、公共交通の維持・拡大と利用促進、魅力的な水とみどりのネットワークの形成、歴史文化遺産を活かしたまちづくりなど、身近な魅力が活きる生活空間の向上をめざします。

< 創出する暮らしのイメージ >

ゆとりのある居住環境での落ち着いた暮らし、豊かな自然環境の中での心安らぐ暮らし、鉄道駅に近い都市的な利便性の高い暮らしなど、それぞれの地域との関わりをもちながら、多様な居住環境を選択できる暮らしの実現をめざします。

公園や緑地等に市民が集まり、子育てや健康づくり、趣味や地域の活動を行うといった日常の中でも、特別な時間を過ごすことができる機会のある暮らしの実現をめざします。



狭山池や天野街道等の歴史文化遺産や豊かな自然環境など、本市独自の魅力を楽しむことができる機会を創出することで、水・みどりをより身近に感じられる暮らしの実現をめざします。

《テーマ別方針》

方針 1：都市計画制度の適切な運用等による高質な居住環境の維持・向上

- ・ゆとりある居住環境を維持・向上させるために、新たな建築や開発に対して、都市計画法や本市開発指導要綱等に基づく許可や指導を適切に運用します。
- ・また、現在の良好な居住環境を守るためには、住民等が主体的に建築協定や地区計画等に取り組むことが重要であり、本市は住民等の取組みに対して助言等の支援をします。

閑静な狭山ニュータウンの住環境

自然と調和した集落の住環境

方針 2：公共交通の維持・拡大と利用促進

- ・バス交通や鉄道駅等、コンパクトな公共交通ネットワーク環境を維持することで、利便性の高い移動環境の確保に取り組みます。
- ・また、健全な運営が可能となるよう公民連携等による快適なサービス提供を進めるとともに、モビリティ・マネジメントの観点から普及啓発を行い、公共交通の利用促進に取り組みます。

公共交通（バス）

公共交通（南海電車）

方針3：魅力ある水とみどりの拠点と安全・快適なネットワークの形成

- ・水とみどりのネットワーク構想の推進により、本市のシンボルである狭山池と本市に点在する公園、緑地、緑道等を用い、新たな機能導入や空間活用、拠点間を結ぶ安全で快適な歩行者空間の整備等を進めるとともに、各拠点のネットワーク化を図ることで、相乗効果により、市全体の魅力を高めます。
- ・さらに、同構想において、重点アクションエリアと位置づけられている狭山池周辺エリアにおいては、副池オアシス公園との一体的な整備やエリアマネジメント体制の構築等に取り組みます。
- ・東野地区にある市民ふれあいの里については、本市を代表する水・みどり豊かなアクティビティ施設として、将来にわたって維持運営していくため、維持運営方法の見直しを行うとともに、狭山水みらいセンター（下水処理場）の「せせらぎの丘」や「かがやき広場」等との連携について検討します。
- ・さらに、市内に点在する公園や緑道等において、市民協働による公園や街路樹等の維持管理、保全・活用などに取り組むことで、地域の魅力を身近に感じられ環境づくりに取り組みます。
- ・また、これらの拠点において、移動販売車の出店をはじめとする、柔軟で自由度の高い市民協働・公民連携等の取組みを進め、都市全体の価値や魅力、生活利便性の維持・向上をめざします。



西除川から狭山池に至るアンダーパス



キッチンカーの出店（大野台第8公園）



狭山池周辺における公共空間活用の取組み

方針4：歴史文化遺産を活用した魅力づくり

- ・「狭山池」、「藩と陣屋」、「歴史街道」、「豊かに残る地名」、「鉄道の開通とニュータウンの開発」といったテーマごとに、本市の特徴ある歴史文化遺産とその周辺環境も含めて保全・活用を図ります。
- ・また、これら歴史文化遺産周辺の歩行者空間において、休憩施設、案内サイン、修景舗装等の環境整備を進めることで、歴史文化遺産を歩いて廻ることができ、身近に感じられる魅力的な都市空間の形成に取り組みます。

狭山池と府立狭山池博物館・市立郷土資料館



天野街道



主要テーマ1にかかるテーマ別方針の総括図

(2) 主要テーマ2 | 弱みを補う

活力がつながるにぎわい空間の形成

本市は、豊かな農地と調和のとれた住居系の土地利用を基本として発展してきたことから、事業所や大規模な商業施設等の集積が低いことに加え、通勤通学や買回り品の購入及び余暇活動等の市外流出に伴う、地域活力の低下が弱みとなっています。

今後も、健全な都市活動を維持・向上させていくためには、強みを伸ばすとともに、以下の方針により、これらの弱みを補い、地域活力を維持・向上させ、周辺都市との機能連携や分担を図りつつ、交通結節点における拠点形成や土地のポテンシャルや地域環境に応じた産業機能等の導入検討、道路環境の改善、広域公共交通ネットワークの再編、ウォークアブルネットワークの形成など、活力がつながる賑わいのある都市空間の形成をめざします。

< 創出する暮らしのイメージ >

身近な場所で、働く、学ぶ、楽しむ、交流する、憩うなどさまざまな活動ができ、便利で、充実感のある暮らしの実現をめざします。

近隣市町村との関係性をうまく活かし、目的に応じて多様な移動手段や都市活動の選択ができる暮らしの実現をめざします。

鉄道駅周辺や公共空間の、環境改善及び機能や空間の質の向上、地域資源や都市活動を活かした景観づくりなどにより、にぎわいや地域の活力を身近に感じられる暮らしの実現をめざします。

《テーマ別方針》

方針 1：拠点における都市機能の維持・向上

- ・本市の主要駅である、金剛駅周辺においては既存の商業機能等の維持に加え、新たな来街目的となる公益サービス機能や業務機能の導入や、子育て世代や高齢者等にとって利便性の高い居住環境を形成することにより、民間投資を促進し、複合機能が集積する拠点となる中心市街地の形成に取り組みます。
- ・また、歩行者空間のバリアフリー化とともに、駅前広場等と沿道建物敷地の接道部分を一体的な“まちなみ”にとらえ、エリア全体の居心地がよく、歩いて楽しいウォークアブルなまちづくりを進めます。
- ・他の 2 駅及び狭山ニュータウン地区の中心部においては、現状の商業機能等の維持を図るとともに既存施設の再編や適正な基盤整備、土地利用制限の柔軟な運用を図ること等で、歩ける範囲での暮らしを支える機能が集積した近隣中心拠点の形成に取り組みます。



導入を検討する公益サービス機能の例

(左：公民連携によるインキュベーション施設(小金井市)、
右：図書館・市民活動支援・生涯学習機能等複合施設(武蔵野市))



歩行者利便増進道路制度のイメージ(国土交通省 HP)

方針 2：新たな活力の基盤となる産業機能等の導入検討

- ・市街化調整区域のうち、交通利便性が優れた幹線道路沿道など土地利用のポテンシャルが高い地域において、地域住民の意向を踏まえ、周辺の営農環境や居住環境等に配慮した、地域活力の向上につながる産業機能・業務機能等の導入を図る計画的な開発に対する柔軟な都市計画の運用を検討します。

方針 3：道路環境の改善

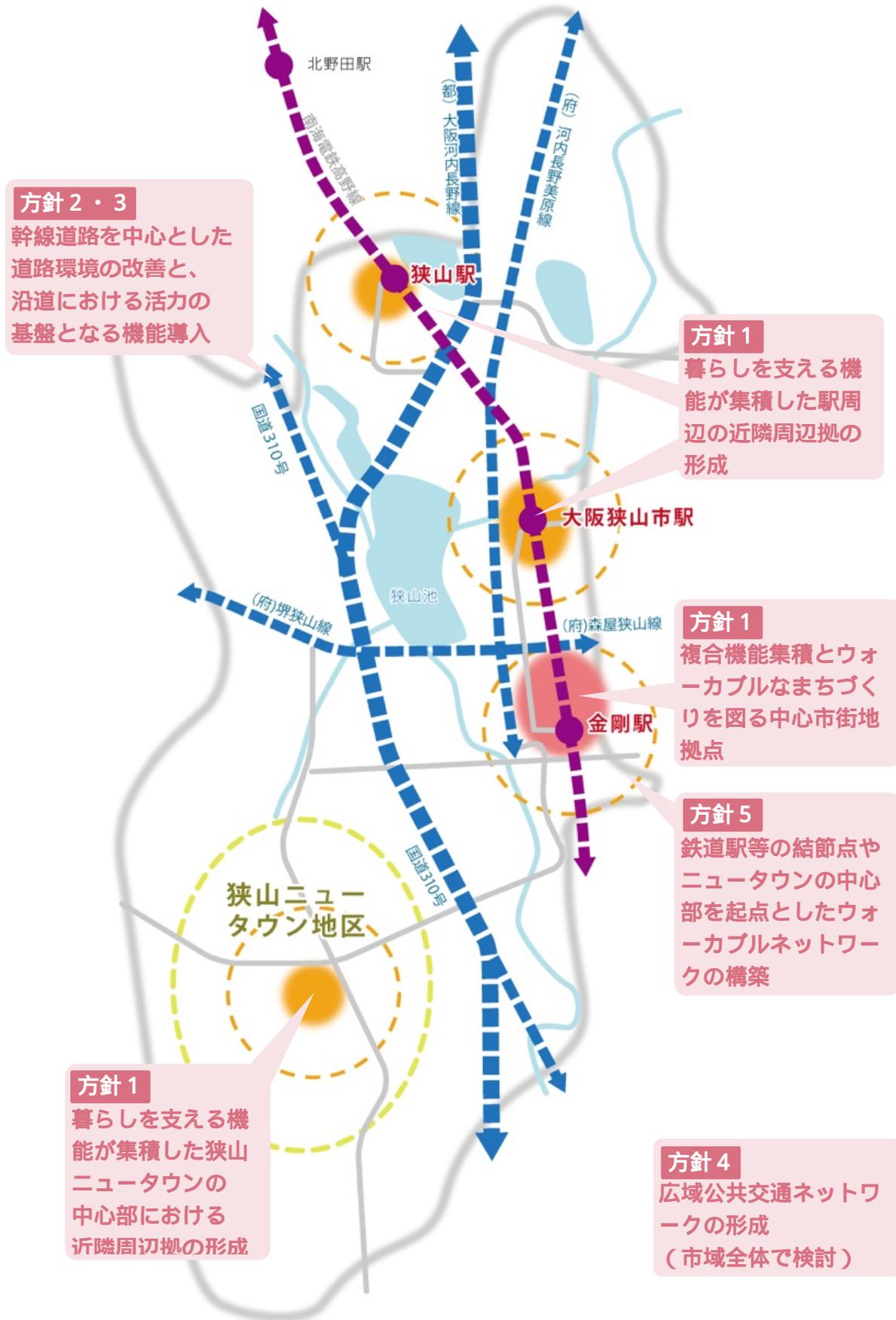
- ・本市において、都市計画道路の整備は、都市計画道路狭山池富田林線（府道森屋狭山線等）及び狭山ニュータウン地区、鉄道駅周辺の一部区間にとどまっており、幹線道路等における渋滞解消や安全な歩行者空間の確保などの観点から、都市計画道路の整備促進や幹線道路等の交差点改良、歩道拡幅等による道路環境の改善が大きな課題となっています。
- ・特に都市計画道路大阪河内長野線は、国道 3 1 0 号及び府道河内長野美原線の慢性的な渋滞の抜本的な解消につながるバイパス機能を有していることから、早期に整備されるよう、引き続き大阪府に働きかけます。
- ・その他、幹線道路や補助幹線道路、生活道路においても交通量や沿道の土地利用等に応じて道路拡幅や歩道設置、交差点改良等、道路環境の改善に順次、取り組めます。

方針 4：広域公共交通ネットワークの形成

- ・近隣市及び交通事業者等との連携により、市民の活動実態やニーズを踏まえたバス交通ネットワークのあり方を見直すことで、広域公共交通ネットワークの形成と利便性の高い日常生活圏の形成します。
- ・また、持続可能な運営環境を構築するため、これら関係団体と連携した利用促進に取り組めます。

方針 5：安全で快適なウォークアブルネットワークの形成

- ・鉄道駅周辺、主要な幹線道路、河川沿いの遊歩道、歴史街道、公園や公共施設内の通路などを歩行者ネットワークで結び、歩行者が安全かつ快適に移動することができるウォークアブルネットワークの形成に取り組めます。ネットワークの形成にあたっては、水とみどりのネットワークや歴史文化遺産の活用とも連携した魅力的な歩行者空間の形成に取り組むとともに、鉄道駅周辺、幹線道路、通学路などを中心に歩道設置や交通安全対策等を推進します。



方針 2・3
 幹線道路を中心とした
 道路環境の改善と、
 沿道における活力の
 基盤となる機能導入

方針 1
 暮らしを支える機
 能が集積した駅周
 辺の近隣周辺拠の
 形成

方針 1
 複合機能集積とウォ
 ーカブルなまちづく
 りを図る中心市街地
 拠点

方針 5
 鉄道駅等の結節点や
 ニュータウンの中心
 部を起点としたウォ
 ーカブルネットワー
 クの構築

方針 1
 暮らしを支える機
 能が集積した狭山
 ニュータウンの
 中心部における
 近隣周辺拠の形成

方針 4
 広域公共交通ネットワ
 ークの形成
 (市域全体で検討)

主要テーマ 2 にかかるテーマ別方針の総括図

(3) 主要テーマ3 | 脅威に備える

強靱で持続可能な都市空間の実現

全国的にみられる人口減少・少子高齢化社会の進展や農業の担い手不足等により、空家や空地の増加農地、農数の減少、地域コミュニティの弱体化などが本市においても懸念されています。これらの脅威から本市の優れた都市環境を守るためには、地域に応じた対策が必要であることから、市内でも人口減少・少子高齢化が進展している狭山ニュータウン地区をモデルとして空家・空地の活用や若年層の呼び込み、交流人口の拡大等による地域コミュニティの再生等に取り組みます。

また、大規模な地震や風水害等の災害が発生した場合においても、被害を最小限に抑え、早期復旧・復興を進めることができる強靱な都市空間の形成をめざします。

さらに、老朽化が進む基盤施設や公共施設は計画的な維持修繕により長寿命化を進め、必要に応じて更新・再編を進めます。

このように来るべき変化にも動じず、安定した都市経営を実現するため、以下の方針により、強靱で持続可能な都市空間の実現をめします。

<創出する暮らしのイメージ>

地域の日常生活に必要な施設や、人びとが集まることができるコミュニティの場など、地域の課題を地域で考え、住み慣れた地域で、充実した暮らしが継続できる環境づくりをめざします。

若い世代にとって、良質な中古住宅や親世代等と近居できる住宅を取得することができ、コミュニティの担い手として活躍することができる暮らしの実現をめざします。

自然災害が増加する中でも、安全かつ安心な暮らしの実現をめざします。

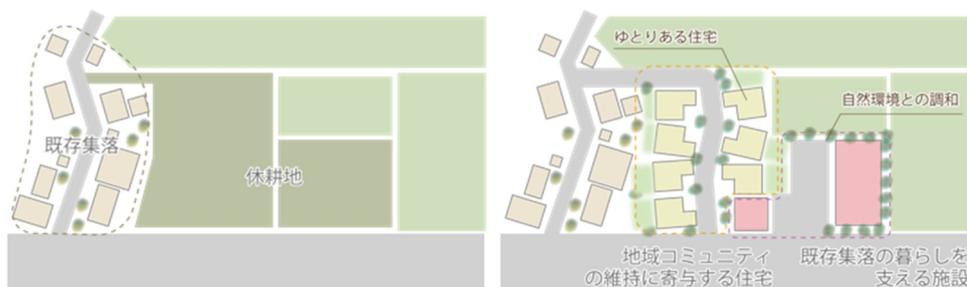
《テーマ別方針》

方針 1：人口減少・少子高齢化社会の進展に対応した 良好な居住環境の維持・向上

- ・空家・空地の発生や地域コミュニティの弱体化等、人口減少・少子高齢化社会の進展に起因して発生する課題に対応するために、狭山ニュータウン地区をモデルとして空家・空地の活用や若年層の呼び込み、交流人口の拡大等による地域コミュニティの再生等に取り組みます。
- ・空家バンク制度や空家除却補助制度等により空家の発生を抑制する取組みを進めるとともに、公民連携による流通促進に取り組みます。

方針 2：社会的ニーズや地域の特性に応じた環境配慮型の都市空間の検討

- ・市街化調整区域のうち、農業の担い手不足等により営農が困難となる農地が連担する地域においては、柔軟な都市計画の運用により、周辺地域の暮らしを支えるために必要な生活支援機能や、交通利便性を活かした地域活力の向上につながる産業機能・業務機能、集落の人口維持に必要な居住環境等への土地利用の展開を検討します。
- ・土地利用の展開にあたっては、地域の特性、地域の意向、交通アクセスの状況等を踏まえ、地区計画等の制度を導入することで、適正な基盤施設の整備を誘導するとともに、周辺地域における農地への影響や公園・緑地等の適切な配置・活用等により、本市を先導するような環境配慮型の都市空間の形成について検討します。



地域の特性、地域の意向、交通アクセスの状況等を踏まえ、本市を先導するような環境配慮型の土地利用を限定的に可能に。

方針 3：大規模施設跡地の計画的な活用

- ・近畿大学病院の移転(予定)や旧帝塚山学院大学の移転等、施設移転により生じる大規模な土地利用の変化については、土地所有者や地域の意向、持続可能な都市経営や周辺地域への影響等を踏まえ、そのあり方を検討し、必要に応じて地区計画など都市計画の決定、運用等を検討します。

方針4：災害に強い市街地の形成

- ・ 公共施設の耐震改修や民間建築物の耐震化・不燃化の促進、老朽空家の除却の促進、袋小路や狭あい道路など災害時の避難・救助活動に課題がある道路環境の改善等を進め、大規模な災害が発生しても被害を最小限に抑えることができる市街地を形成します。
- ・ 大規模な風水害に備え、排水施設の計画的な維持管理、長寿命化と更新に取り組むとともに大阪府と連携し河川改修を促進します。ため池や農地、緑地といったみどりをグリーンインフラとして捉え、その雨水貯留機能等の維持・向上に取り組みます。
- ・ 公園等における防災機能の充実、自主防災組織の共助による仕組みづくり、復旧・復興に向けて必要な土地利用等の制限、府との調整による災害廃棄物等の処理に関する考え方などを検討することで、被災時に早期復旧・復興が可能な体制を構築します。

方針5：都市活動を支える基盤施設の長寿命化と再編

- ・ 市民の都市活動を支える基盤施設及び公共施設については、老朽化の度合いや緊急性等を踏まえたうえで、計画的な維持修繕による長寿命化に取り組み、必要に応じて更新、再編を行います。
- ・ これら施設の運営及び活用方法については、市民協働・公民連携等の視点も取り入れ、そのあり方について検討を進めます。

方針 1

人口減少・少子高齢化社会の進展に対応した良好な居住環境の維持・向上
(市域全体で検討)

方針 2

社会的ニーズや地域の特性に応じた環境配慮型の都市空間の検討

方針 3

大規模施設跡地の計画的な活用

方針 3

大規模施設跡地の計画的な活用

方針 4

災害に強い市街地形成に向けた農地や自然環境のグリーンインフラとしての活用

方針 4

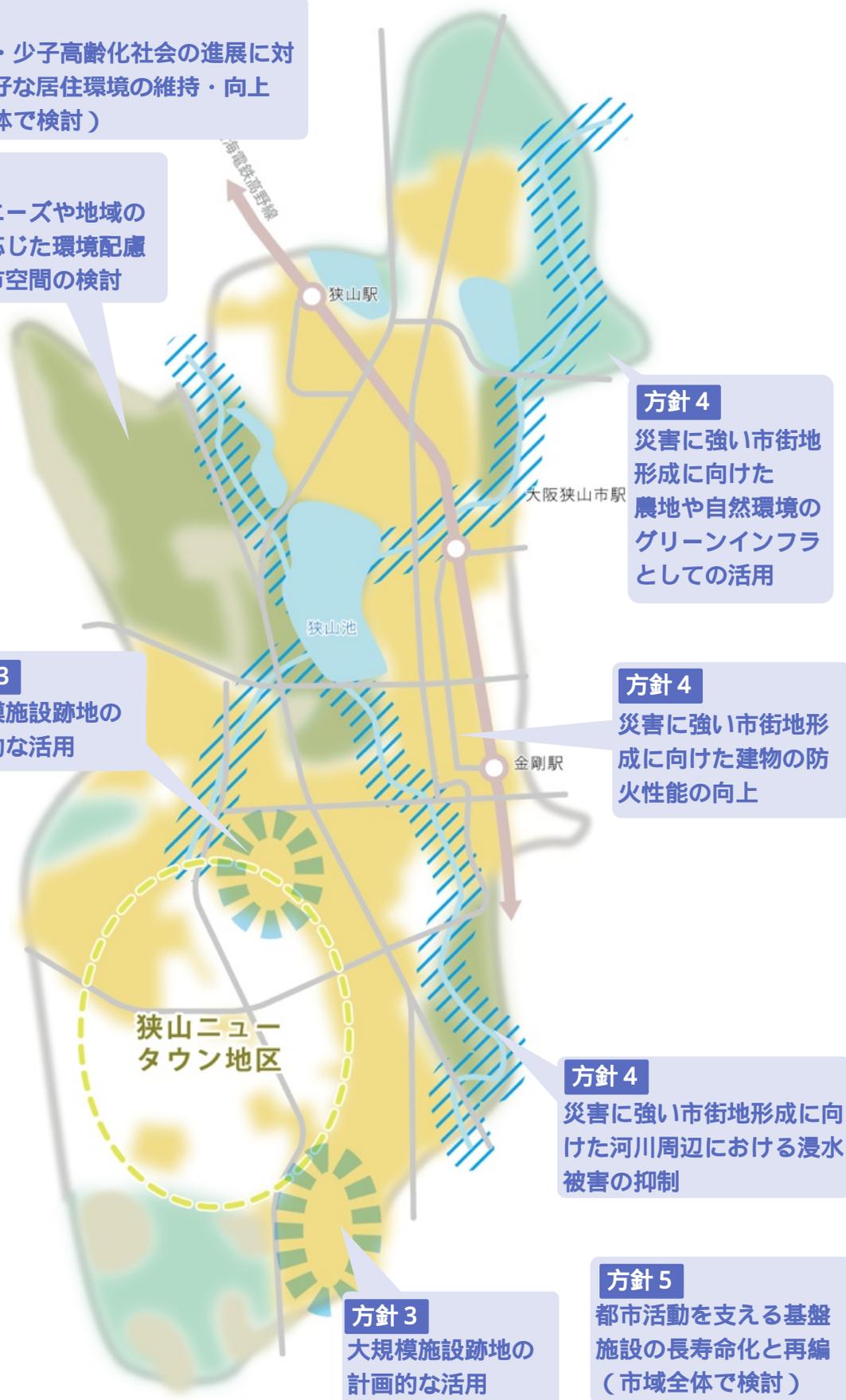
災害に強い市街地形成に向けた建物の防火性能の向上

方針 4

災害に強い市街地形成に向けた河川周辺における浸水被害の抑制

方針 5

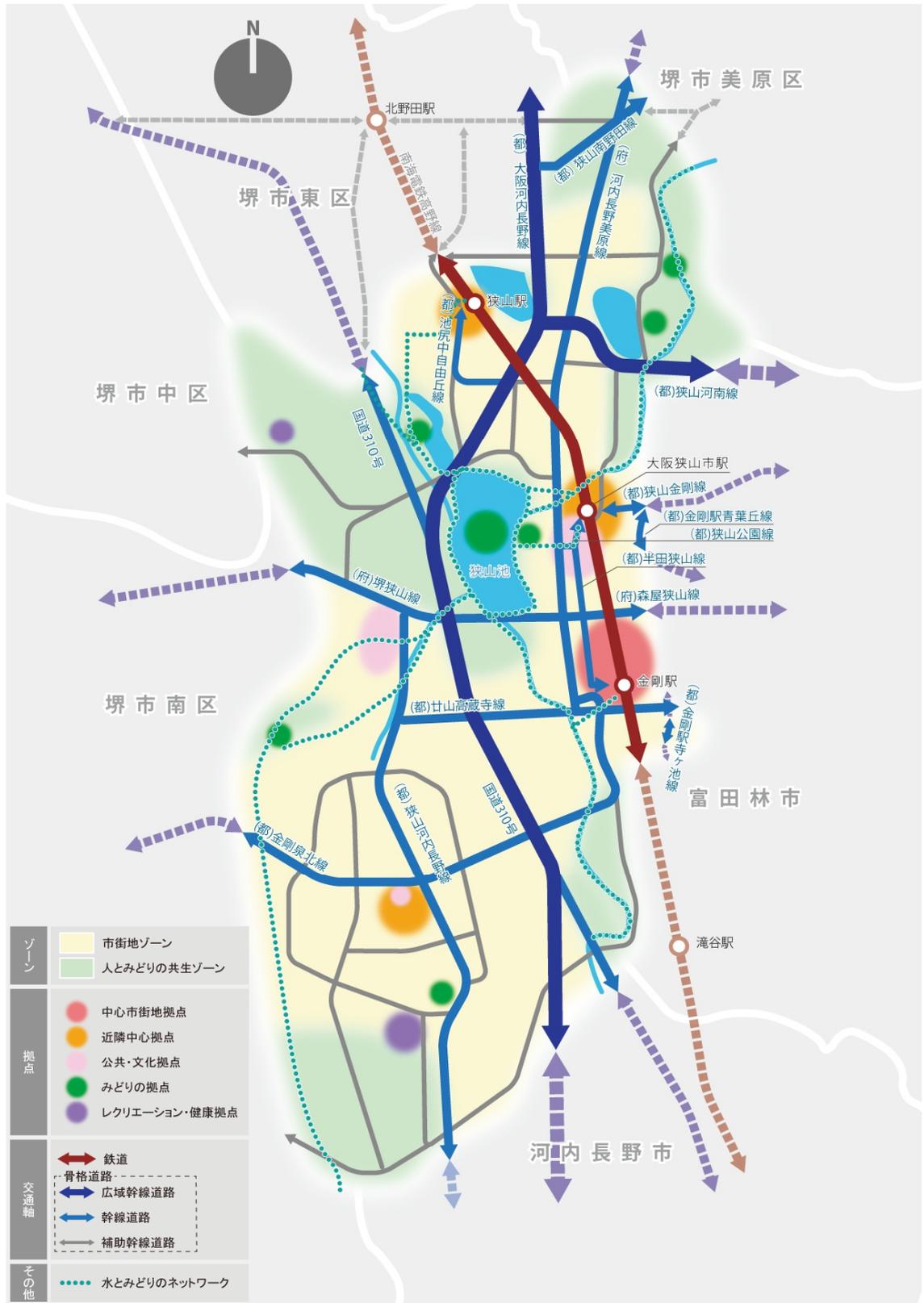
都市活動を支える基盤施設の長寿命化と再編
(市域全体で検討)



主要テーマ 3 にかかるテーマ別方針の総括図

3-3 将来都市構造

「まちづくり主要テーマ」の達成により実現をめざす本市全体のあり方として、「将来都市構造」を設定します。



(1) 都市空間の基本となるゾーンの形成

めざすべき将来像として、都市空間の基本となる面的な都市構造について、既存の土地利用の状況等を踏まえ「ゾーン」の設定を行います。

市街地ゾーン



- ・現状の市街化区域の範囲を市街地ゾーンとして位置づけます。
- ・既存ストックを活かしつつ、時代の変化に応じて都市施設や土地利用の更新を進めることで、将来にわたり、暮らしや都市活動を支える空間の形成をめざします。

人とみどりの共生ゾーン



- ・現状の市街化調整区域の範囲を、人とみどりの共生ゾーンとして位置づけます。
- ・無秩序な市街化を抑制し、豊かな自然環境やまとまりのある農地、公園、緑地等を維持・保全するとともに、既存集落など居住環境の維持・向上に取り組みます。
- ・また、人口減少・少子高齢化に伴う地域活力の低下や営農環境の変化による休耕地の増加など、地域における課題や地域の合意形成の状況を踏まえ、都市計画を柔軟に運用することで、農地や自然環境、公園・緑地等のみどりと人びとの生活が営まれている居住環境の調和に配慮した持続可能な都市空間の形成をめざします。

(2) 役割に応じた拠点の形成

めざすべき将来像として、目的に応じて市内や地域全体から人びとが集まり、都市活動を展開する空間について、既存の都市機能集積等を踏まえ「拠点」の設定を行います。

中心市街地拠点



- ・交通結節点であり商業機能等が集積している金剛駅周辺を本市の中心市街地拠点として設定します。
- ・多様な来街目的を有するエリアとして、公共公益機能、商業機能、サービス機能、業務機能、都市型の居住機能等、多様な都市機能が集積するとともに、本市の玄関口にふさわしい都市デザインや景観により、にぎわいがあり、居心地が良く歩きたくなるまちなかの実現をめざします。

近隣中心拠点



- ・交通結節点である狭山駅周辺、大阪狭山市駅周辺、狭山ニュータウン地区の中央に位置する狭山ニュータウン中央交差点付近を近隣中心拠点として設定します。
- ・近隣住民の日常生活を支える生活支援機能等の集積や周辺道路の環境改善、拠点周辺の歩行者空間の環境改善、公共交通機能の再編等を進めることで、生活利便性が高く、居心地が良く歩きたくなるまちなかの実現をめざします。

公共・文化交流拠点



- ・拠点に集積している公共公益機能等と周辺地域の良好な居住環境の維持・向上を基本としながらも、今後の各施設の在り方について検討を進める箇所を公共・文化交流拠点として設定します。
- ・市役所周辺は、行政機能や文化交流機能等に関する公共施設が集積していることから、文化的な活動が日々行われ、人びとが親しみ集える場所となることをめざします。また、水とみどりのネットワークの玄関口として、人びとの交流を促進するための情報発信機能等の増進をめざします。
- ・今熊地区及び狭山ニュータウン中央交差点付近は、行政機能や文化交流機能、福祉機能、地域の交流、文化活動を支える機能の集積する地区として、これらの機能の維持・向上に取り組むとともに、市民が利用しやすく集まりやすい環境づくりをめざします。

レクリエーション・健康拠点



- ・山本地区の総合体育館や野球場等スポーツ施設が集積する箇所及び大野地区のテニスコートや第三青少年運動広場等の周辺箇所を、レクリエーション・健康拠点として設定します。
- ・山本地区周辺では、市民が利用しやすく、憩える拠点の形成をめざします。
- ・大野地区周辺では、周辺の自然環境や運動広場等の活用など、市民の健康を支える拠点の形成をめざします。

みどりの拠点



- ・本市を代表する都市公園、緑地等の周辺をみどりの拠点として位置づけます。
- ・みどりの拠点では、市民協働・公民連携等による新たな機能の導入や環境整備を進め、拠点周辺も含めた空間の質を向上させ、憩い、にぎわい空間となる拠点の形成をめざします。

(3) 市民の移動と地域間の連携を支える都市軸の形成

めざすべき将来像として、鉄道、自動車・バス、徒歩といった市民の移動を支える都市の軸となる空間について、既存の交通ネットワーク等の状況を踏まえ「都市軸」の設定を行います。

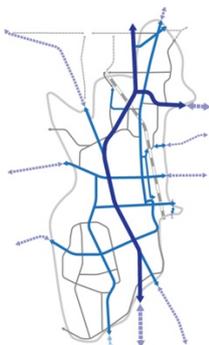
なお、都市軸の形成にあたり、住宅都市である本市においては、一つの拠点や地域において、暮らしに必要なすべての機能を備えることが難しいことから、北野田駅や泉ヶ丘駅といった近隣都市の各拠点も含めたネットワークの形成をめざします。

交通軸（鉄道）



- ・市民の通勤通学等の主要な移動手段として利用されている南海電鉄高野線を交通軸（鉄道）として設定し、利便性の維持・向上に取り組むことで、大阪市都心部や堺市都心部をはじめとする周辺都市との広域公共交通ネットワークの構築による広域生活圏の形成をめざします。

交通軸（骨格道路）



- ・広域的な道路ネットワークや拠点へのアクセスを高めるため、広域幹線道路、幹線道路及び補助幹線道路を交通軸（骨格道路）として設定し、計画的な維持修繕、長寿命化と更新等により、利便性の向上をめざします。
- ・また、バス等の公共交通を再編することで、隣接する他都市における拠点との連携を深める、選択性・利便性の高い日常生活圏の形成をめざします。

ウォークブルネットワーク



- ・狭山池を中心に、みどりの拠点、天野街道、交通結節点等でつながる水とみどりのネットワークや、主要な交通軸(骨格道路)における歩行者空間、中心市街地拠点や近隣中心拠点周辺の居心地が良く歩きたくなるまちなか等を結ぶ、歩行者空間相互のつながりをウォークブルネットワークとして位置づけ、コンパクトな本市の全域をめぐる、安全で快適なウォークブルネットワークの形成をめざします。

○ 日常生活圏における拠点

○ 広域生活圏における拠点

公共交通ネットワーク

→ 日常生活圏におけるネットワーク (鉄道)

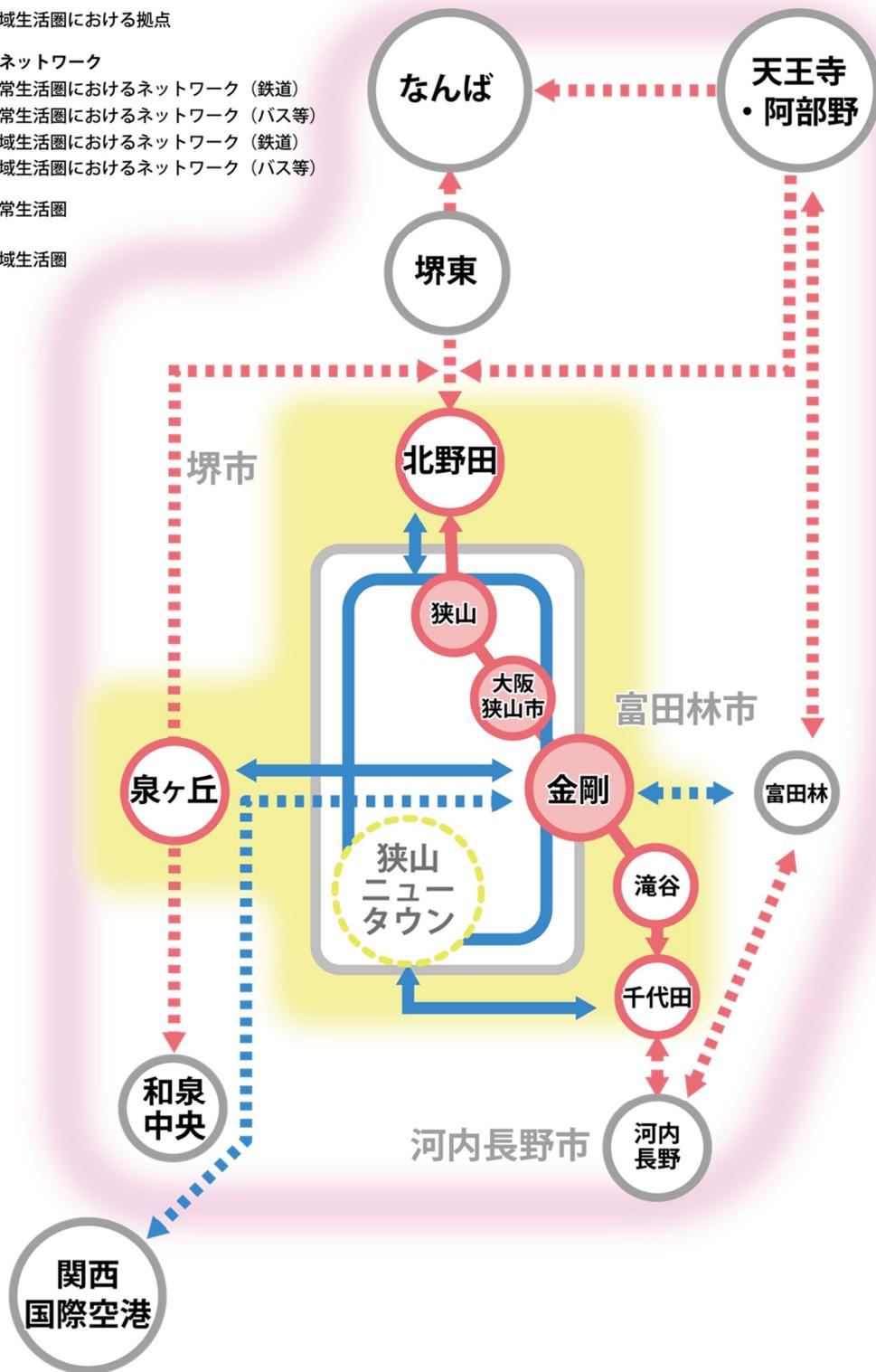
→ 日常生活圏におけるネットワーク (バス等)

→ 広域生活圏におけるネットワーク (鉄道)

→ 広域生活圏におけるネットワーク (バス等)

日常生活圏

広域生活圏



広域公共交通ネットワークの形成と生活圏のイメージ

【検討資料】

本資料は、前回お示しした検討資料を精査した、現時点の内容です。

本会議及び策定委員会での意見等を踏まえ、計画原案の精査・作成を進めます。

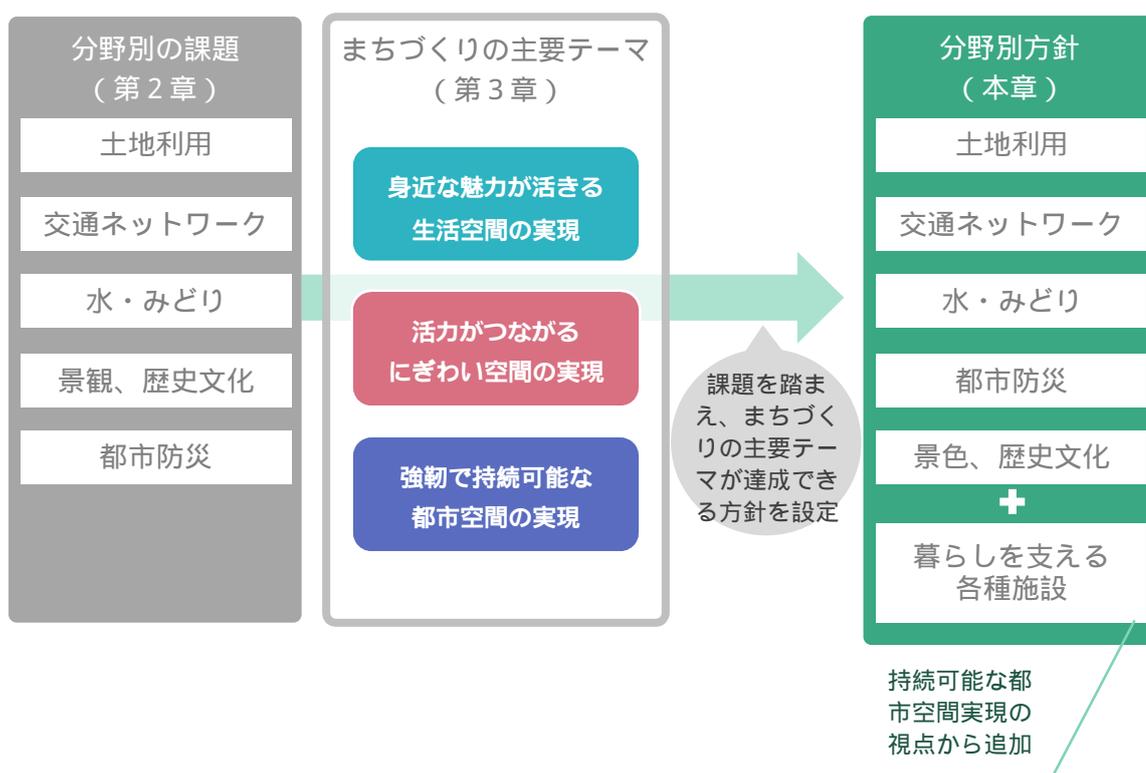
第4章 分野別方針

本章では、都市空間のビジョンを達成していくために必要な取組み方針を、「土地利用に関する方針」「交通ネットワークに関する方針」「水・みどりに関する方針」「都市防災に関する方針」「景観形成及び歴史文化遺産を活用したまちづくりに関する方針」の5分野に加え、「暮らしを支える各種施設に関する方針」といった都市空間の形成において重要となる項目ごとに整理します。

第4章 分野別方針

「まちづくりの主要テーマ（第3章）」の実現や持続可能なまちづくりをすすめていくために必要な、都市空間を形成するための取組み方針を分野別に整理します。

なお、都市空間を構成する上で、重要と考えられる「土地利用に関する方針」「交通ネットワークに関する方針」「水・みどりに関する方針」「都市防災に関する方針」「景観形成及び歴史文化遺産を活用したまちづくりに関する方針」の5つの分野に加え、持続可能な都市空間の実現を図るという視点から、市民の生活において重要な役割を担う「暮らしを支える各種施設に関する方針」について記載します



4-1 土地利用に関する方針

(1) 土地利用に関する基本的な考え方

都市空間の形成において重要となる「土地利用」に関する方針について、踏まえておくべき基本的な考え方を次のとおり示します。

快適で利便性の高い日常生活圏の構築

- ・各エリアの特性に応じた都市機能の集積と良好な居住環境の維持・向上により、調和のとれた都市空間を形成し、近隣市の各拠点とも連携した快適で利便性の高い日常生活圏を構築します。
- ・すべての人にやさしいまちのモデルとなるようユニバーサルデザイン化を推進することで、様々な居住ニーズに応えることができるまちづくりを進めます。
- ・周辺地域と調和した良好な都市空間の形成をめざし、大阪狭山市開発指導要綱等を適切に運用することで、無秩序な開発の抑制し、計画的な市街地を形成します。

人口減少・少子高齢化社会の進展に伴う地域課題への対応

- ・人口減少・少子高齢化社会の進展に伴い、空家や空地が増加することが想定されていますが、空家バンク制度、空家除却補助制度、税制の優遇措置制度等、各種制度を周知し活用することで、空家や空地の発生抑制、適切な維持管理を促進するとともに、専門家や地域との連携により、これら既存ストックの柔軟な活用及び流通を促進します。

地域資源の保全・活用

- ・水源かん養、防災機能の向上、良好な景観の形成等様々な機能を有する自然環境を都市におけるグリーンインフラととらえ維持・保全に取り組みます。
- ・重層的な歴史文化遺産を保全・活用するとともに、地域の暮らしと調和した良好な景観を形成することで、地域に親しみ、愛着を感じられる環境を形成するとともに、本市及び地域全体を特徴づける景観の形成をめざします。
- ・地域にある水・みどりや歴史文化遺産等の地域資源を保全・活用することで、まちや暮らしに多様な価値を付加し、市全体の魅力を高めます。

市民ニーズに応じた居住環境の形成

- ・多様化する市民ニーズや変化する社会潮流への対応や地域資源の保全・活用に向け、市民協働・公民連携等による、柔軟かつ自由度の高い取組みを導入することで、市民ニーズに応じた居住環境を形成します。

(2) 市街地ゾーン

(1) 土地利用の基本的な考え方を踏まえ、市街化区域を対象とする市街地ゾーンにおける「エリア」を設定し、各エリアのめざすべき方向性を示すことで、地域特性に応じた計画的かつ持続可能な市街地を形成します。

低層住宅エリア	
エリアの特徴	低層住宅を中心とする土地利用を行い、現在に形成されているゆとりある閑静な住居環境の維持・向上に取り組むエリアです。
対象エリア	狭山ニュータウン（西山台四・五・六丁目等を除く）、東茱萸木、金剛、池尻自由丘地区の一部等に設定します。
取組み方針	<p>ゆとりある閑静な居住環境の維持・向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ゆとりある閑静な居住環境の維持・向上のため、宅地が細分化される場合においても一定の宅地規模やみどりが確保されるよう、大阪狭山市開発指導要綱等を適切に運用します。 <p>生活利便機能を高める柔軟な土地利用の誘導</p> <ul style="list-style-type: none"> 住宅地に隣接する幹線道路沿道や各拠点の徒歩圏において、小規模な商店や診療所など生活に必要な生活利便機能を向上させるため、地域や居住者の意向に応じ、地区計画などを用いることで、柔軟な土地利用の誘導手法について検討します。

中低層住宅エリア	
エリアの特徴	低層と中層、住宅と非住宅等、建物の高さや用途がある程度混在した土地利用がなされる市街地であり、地域の特性や課題に応じた居住環境及び都市機能の維持・向上に取り組むエリアです。
対象エリア	東野、池尻、狭山、半田、茱萸木、岩室、今熊地区等に設定します。
取組み方針	<p>地域特性に応じた居住環境及び都市機能の維持・向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 計画的に形成された市街地における良好な居住環境や、様々な用途の建築物が混在する一般市街地の交通機能及び防災機能、幹線道路沿いの商業サービス機能など、地域の特性や課題に応じ、居住環境及び都市機能の維持・向上に取り組みます。

中高層複合エリア	
エリアの特徴	中高層の住宅や施設等を中心とした土地利用を行い、住宅や施設等の一団の土地利用の状況を踏まえ、周辺地域と調和した良好な居住環境の維持・向上に取り組むエリアです。
対象エリア	大野東の近畿大学病院周辺、今熊二丁目地区の旧帝塚山学院大学周辺、西山台四・五・六丁目の公営住宅団地周辺の区域に設定します。
取組み方針	<p>周辺地域に配慮した良好な居住環境の維持・向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者による集合住宅、公営賃貸住宅、府営住宅等が集積しており、低所得者や高齢者、子育て層等の様々な居住ニーズに対応する必要があることから、バリアフリー化の促進、空室や広場等を活用した新たな機能の導入等、適切な維持管理が行われるよう、大阪府及び施設管理者へ働きかけます。 <p>都市機能の向上に資する大規模な土地利用の誘導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の移転、再編、集約化等による大規模な土地利用の変化に対して、土地所有者、施設管理者、地域住民等の意向を踏まえ、本市全体の都市機能向上に寄与し、周辺地域に配慮した、適切な土地利用が行われるよう検討します。

中心市街地エリア	
エリアの特徴	交通利便性が高い都市拠点としての位置づけを活かし、商業サービス機能、公共機能、業務機能、居住機能等の都市機能を集積するとともに、鉄道駅を中心に、本市の玄関口にふさわしい、居心地が良く歩きたくなるまちなかの形成を図るエリアです。
対象エリア	金剛駅周辺の区域に設定します。
取組み方針	<p>多様な都市機能の集積による利便性の高いエリアの形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域、鉄道事業者、大規模な商業施設の管理者等との連携により、既存の商業サービス機能等の維持・向上に取り組み、新たな来街目的となる公共機能、業務機能、子育て世代や高齢者等にとって利便性の高い居住機能等など、複合的な都市機能の集積について検討します。 <p>居心地が良く歩きたくなるまちなかの形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市の玄関口として、居心地が良く歩きたくなるまちなかを形成するため、駅前広場や道路及び沿道の建物を一体的な“まちなみ”にとらえ、道路や駅前広場等の整備・再編を検討するとともに、これら公共空間の柔軟な活用による人びとの回遊や滞留を生み出す手法や、まちなみに配慮した沿道建築物の誘導に関する手法を検討します。

公共・文化交流エリア	
エリアの特徴	公共機能や文化機能、福祉機能、生涯学習機能等を集積する区域であり、周辺地域に配慮した良好な居住環境及び公共・文化機能等として必要な施設や機能の維持・向上により、利便性が高く住みやすい空間の形成を図るエリアです。
対象エリア	市役所や文化会館周辺の区域、今熊地区の図書館、公民館等の公共・文化機能等が集積する区域、狭山ニュータウン地区中央部のニュータウン連絡所等が立地する区域に設定します。
取組み方針	<p>公共機能、情報発信機能等の維持・向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・良好な居住環境及び、各施設の公共機能や文化情報発信機能等の維持・向上を図ります。 <p>利便性が高く集まりやすいエリアの形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民同士の交流ができる機能など新たな機能導入や各施設間の連携による情報発信機能の増進により、利便性の高いエリアのあり方を検討します。

近隣中心エリア	
エリアの特徴	日常生活に必要な物販・飲食等の生活支援機能を集積する区域であり、周辺地域の生活利便を支える商業サービス機能の維持・向上を図るエリアです。
対象エリア	狭山駅周辺、大阪狭山市駅周辺、狭山ニュータウン中央交差点周辺に設定します
取組み方針	<p>日常を支える生活支援機能の維持・向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近隣住民の生活利便性を高めるため、周辺道路の環境改善、公共交通機能の再編を進めるとともに、地域や民間事業者等と連携しながら住民の生活を支える生活支援機能の維持・向上に取り組みます。 ・特に、大阪狭山市駅周辺及び狭山ニュータウン地区では、隣接している公共・文化エリアとの連携や機能分担を踏まえたうえで、近隣住民の居住環境の維持・向上に取り組みます。 <p>居心地が良く歩きたくなるまちなかの形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近隣住民の日常生活における都市活動を支えるエリアとして、居心地が良く歩きたくなるまちなかを形成するため、歩行者空間の環境改善及び利便性の向上に取り組みます。 ・また、歩行者や自転車が安全かつ快適に移動可能な環境を形成するため、歩行者空間の確保や交通安全対策、公共交通と連携した利便性の向上に取り組みます。

工業エリア	
エリアの特徴	大規模工場が立地する区域であり、周辺地域に配慮した工場の操業環境を維持し、周辺地域の居住環境との共存に取り組むエリアです。
対象エリア	東池尻、今熊地区の工場が立地する区域に設定します。
取組み方針	<p>周辺地域に配慮した操業環境の維持・向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周辺地域に配慮しつつ、良好な操業環境と良好な居住環境共存をめざし、施設敷地内のみどりの確保や地域開放、防災、コミュニティ活動への参加など、地域との連携を促します。 ・施設規模や業種等が大きく変更される場合は、周辺地域や民間事業者の意向及び本市や地域への影響等を踏まえ、適切な土地利用のあり方等を検討します。

(3) 人とみどりの共生ゾーン

土地利用の基本的な考え方を踏まえ、市街化調整区域を対象とする人とみどりの共生ゾーンにおける「エリア」を設定し、各エリアのめざすべき方向性を示すことで、農地や拠点的な公園・緑地等のまとまったみどりの環境と既存の居住環境が調和した良好な都市空間を形成します。

集落エリア	
エリアの特徴	良好な集落環境を形成する区域であり、地域課題に応じ、集落の居住環境の維持・向上に取り組むエリアです。
対象エリア	山本、池之原、大野地区等に設定します。
取組み方針	<p>地域課題に応じた持続可能な集落づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・良好な居住環境の維持・向上や周辺環境との調和、地域コミュニティの維持、遊休地の増加等が課題となっている地域では、地区計画等による遊休地の活用等、道路環境や公共交通環境に課題がある地域では、基盤施設や公共交通機能の更新、再編を進めるなど、地域の状況や課題に応じ、集落機能の維持・向上に取り組みます。

みどりと居住の共生エリア	
エリアの特徴	まとまった農地等の営農環境や拠点的な公園・緑地等のみどりがある環境と、人びとが生活を営む居住環境が調和した、環境配慮型の良好な空間形成をめざすエリアです。良好な居住空間を維持・向上するとともに、地域の特性や市民ニーズを踏まえ、周辺地域の営農環境の改善や農業の担い手の確保、必要となる基盤施設の整備、まとまったみどりの確保と適正な配置と活用など、本市におけるみどりと居住環境の調和を先導する、環境配慮型の土地利用を図るエリアです。
対象エリア	東池尻、茱萸木、半田、東茱萸木、山本、池之原地区等の一部に設定します。
取組み方針	<p>営農環境の維持・向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域や農業従事者等の意向を踏まえ、営農環境の維持が可能な地域については、計画的な農地利用を促し、農地の賃借等による多様な農業の担い手の確保や、基盤施設の整備による営農環境の改善等を進めます。周辺地域の土地利用の状況が変化する際は、農地の接道や形状等の営農環境が著しく阻害されないよう、既にある営農環境に配慮します。 <p>環境に配慮した土地利用の検討</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・担い手不足等により営農が困難となっている農地や休耕地等が連担する地域においては、地域特性や地域の意向、交通アクセスの状況等を踏まえたうえで、農地、公園・緑地等をはじめとするまとまりのあるみどりと、良好な居住環境が調和した、環境に配慮した土地利用の可能性を検討します。 ・土地利用の検討にあたっては、柔軟な都市計画制度の運用により、地区計画等の制度を導入することで、適正な基盤施設の整備を誘導するとともに、周辺地域の暮らしを支えるために必要な生活支援機能や、交通利便性を活かした地域活力の向上につながる産業機能・業務機能など、地域の維持・向上に資する機能を検討するとともに、周辺地域の農地への影響、みどりの適切な配置と活用等を考慮した、本市を先導するような環境配慮型の空間形成を図ります。
--	---

交流促進エリア	
エリアの特徴	水とみどりのネットワークの核となる区域として、豊かな水・みどりを活かした魅力的な空間の創出を図るエリアです。
対象エリア	池之原地区のうち（国）310号の東側等に設定します。
取組み方針	<p>水とみどりを活かした魅力的な拠点の形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・狭山池や副池などをはじめとする、水・みどり等の地域資源や、主要な幹線道路沿道の立地条件を活かし、地域の特産品を楽しむ物販・飲食店の誘導等を検討するとともに、魅力・文化情報の発信機能・福祉機能、レクリエーション機能等の導入を検討することで、広域を対象とする交流拠点を形成します。 <p>包括的なエリアマネジメントの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・狭山池公園、副池オアシス公園、その他周辺を包括する、にぎわいを一体的に創出するエリアにおいて、エリアマネジメントの取組みを進めることで、エリア全体での魅力価値の向上に取り組みます。

農と自然のエリア	
エリアの特徴	良好な営農環境や自然環境が残されるエリアであり、自然的景観や農地の営農環境等を維持・保全するとともに、自然環境を活かした空間の形成を図るエリアです。
対象エリア	東野、大野、今熊地区等の一部に設定します。
取組み方針	<p>水・みどりの維持・保全及び活用の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水源かん養、防災機能の向上、良好な景観の形成等様々な機能

を有する農地やため池、樹林地や河川等の自然環境の維持・保全に取り組みます。

- ・今熊市民の森などのまとまりのあるみどりや、河川やため池等の水辺空間の適正な管理に取り組むとともに、これらをグリーンインフラとして捉え、防災やレクリエーション、環境調整といった多様な視点からの活用を検討します。また、これらの自然環境を活かした土地利用や施設の立地について検討します。

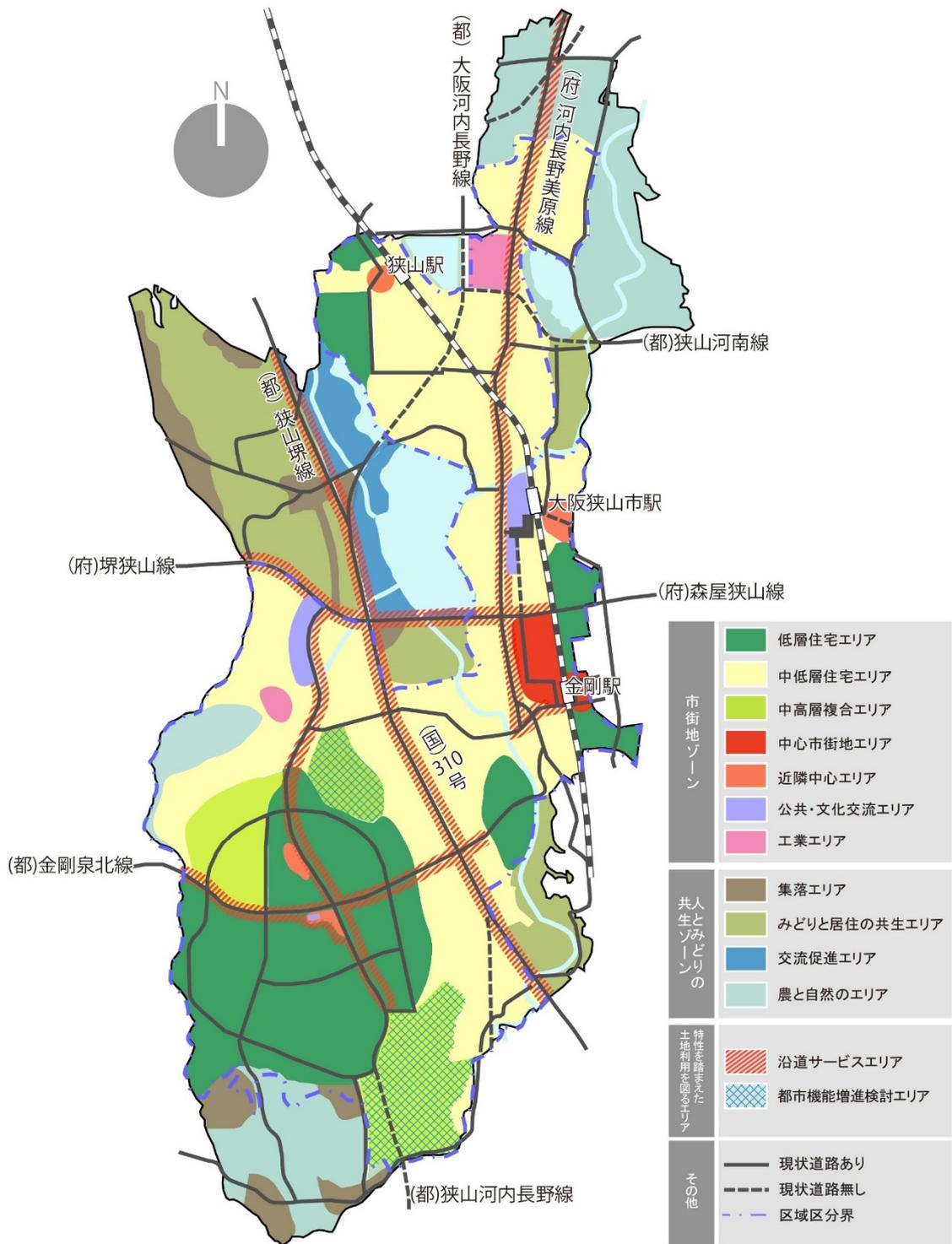
多様な観点からの営農環境の改善

- ・地域や農業従事者等の意向を踏まえ、計画的な農地利用を促し、農地の賃借等による多様な担い手の確保や、基盤施設の整備による営農環境の改善等を進めます。

(4) 特性を踏まえた土地利用を行うエリア

面的な都市構造として設定した市街地ゾーン及び農住共生ゾーンに加え、既存の都市施設等の特性を踏まえたエリアを次のとおり設定します。

沿道サービスエリア	
エリアの特徴	幹線道路沿道等において、交通利便性を活かした産業機能や商業サービス機能等の立地を推進する区域であり、周辺地域の生活利便性を高め、地域活力を向上させるとともに、周辺の農地等の保全、景観への配慮を適切に行い、都市的土地利用と農的土地利用が調和した土地利用を図るエリアです。
対象エリア	(都)金剛泉北線、(府)河内長野美原線、(都)狭山河内長野線、(国)310号、(府)森屋狭山線、(都)廿山高蔵寺線の沿道に設定します。
取組み方針	<p>生活利便性と地域活力の維持・向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周辺地域の居住環境や景観等に配慮しつつ、幹線道路沿道の交通利便性を活かした日用品を中心とした物販・飲食等、商業サービス機能や、交通ネットワークを活用した産業機能などの集積を進めるとともに、歩行者空間の整備等、道路環境の改善を進めることで、生活利便性を高めるとともに地域活力の向上をめざします。 ・また、周辺の住環境や農地等への影響抑制、景観への配慮を適切に行うことで、調和のとれた土地利用を進めます。
都市機能増進検討エリア	
エリアの特徴	施設の移転等に伴う大規模な土地利用の変化に対応する必要がある一団の区域であり、土地所有者及び地域の意向を踏まえ、市全体のまちづくりと整合した土地利用のありかたについて検討を図るエリアです。
対象エリア	今熊二丁目の旧帝塚山学院大学の移転及び大野東の近畿大学病院の移転(予定)に伴う跡地周辺に設定します。
取組み方針	<p>まちづくりと整合した土地利用の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本エリアにおいては、土地所有者及び地域の意向を踏まえ、市全体のまちづくりと整合した土地利用とするため、行政と地域が連携し、各エリアのあり方の検討することや、必要に応じて、地区計画等の手法について検討します。



土地利用の将来ビジョン

4-2 交通ネットワークに関する方針

(1) 交通ネットワークに関する基本的な考え方

都市空間の形成において重要となる「交通ネットワーク」に関する方針について、踏まえておくべき基本的な考え方を次のとおり示します。

体系的・計画的な道路整備

- ・市内外における安全・安心・快適な移動の実現に向けて、体系的かつ計画的な道路整備を推進します。整備にあたっては、道路の位置づけや路線ごとの特性や課題によりその必要性や重要度が異なるため、広域的な繋がりや地域の意向等を踏まえ、計画的に整備を進めます。
- ・また、未着手である都市計画道路については、将来の必要性や実現性を考慮し、計画の存続、変更、廃止等の見直しを進めます。

道路環境の改善

- ・市内外における安全・安心・快適な移動の実現に向けて、道路、橋梁の耐震対策等の防災対策、道路構造物の適正な維持管理と更新、歩行者空間の確保、バリアフリー化、交通安全対策、慢性的な渋滞の解消に向けた交差点改良、右折レーンの設置、狭あい道路の拡幅等、道路環境の改善に取り組みます。

ウォーカブルネットワークの形成

- ・日常的な都市活動を支える移動環境について、歩行者が安心かつ快適に移動することができる、ウォーカブルネットワークの形成に取り組みます。
- ・ネットワークの形成にあたっては、都市活動の拠点となる中心市街地拠点や近隣中心拠点の周辺、市民の移動を支える主要な道路、河川沿いの遊歩道、緑地、緑道、公園、歴史街道等を相互に結ぶことで、市全域をめぐる安全で魅力的な歩行者空間の形成を進めます。

公共交通ネットワークの再編

- ・利便性の高い公共交通ネットワークを今後も維持していくため、利用促進に取り組むとともに、関係機関等と連携しながら、住民の日常生活圏を踏まえた、広域公共交通ネットワークの再編を進めます。

(2) 道路ネットワーク

市内の円滑な移動を実現するとともに、周辺他都市へもアクセスしやすい道路ネットワークを構築するため、道路の位置づけごとの取組み方針を以下のとおり示します。

広域幹線道路	
位置づけ	都市拠点間を連絡する広幅員の幹線道路で、国土レベルの高速交通体系を補完しながら、広域的交通を円滑に処理できるよう、整備を促進する道路「広域幹線道路」として位置づけます。
対象路線	(都)大阪河内長野線、(都)狭山河南線を位置づけます。
取組み方針	<p>道路整備の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域における交通網整備に関する社会情勢等を踏まえ、整備を促進します。特に、(都)大阪河内長野線の整備は国道310号や府道河内長野美原線のバイパスとして渋滞解消や沿道環境の改善に大きな効果が期待できることから、早期に整備されるよう、大阪府に働きかけます。

幹線道路	
位置づけ	広域幹線道路と補助幹線道路を効率的に連絡する道路で、都市内道路交通及び広域的交通を円滑に処理できるよう、整備促進及び機能改善を図る道路「幹線道路」として位置づけます。
対象路線	(都)狭山堺線、(都)堺河内長野線、(都)池尻中自由丘線、(都)狭山駅前線、(都)狭山南野田線、(都)狭山公園線、(都)狭山金剛線、(都)金剛青葉丘線、(都)半田狭山線、(都)狭山池富田林線、(都)狭山河内長野線、(都)金剛駅前線、(都)廿山高蔵寺線、(都)金剛泉北線、(都)須賀錦織線、(国)310号線、(府)河内長野美原線、(府)富田林泉大津線を位置づけます。
取組み方針	<p>道路整備の促進と道路環境の改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周辺地域の交通網整備や土地利用の状況等を踏まえ、大阪府や隣接市と連携しながら、整備及び機能改善を促進します。 ・(国)310号、(府)河内長野美原線、(都)狭山金剛線、(都)半田狭山線は、各地域や近隣市へのアクセス道路であるため、交通ネットワーク全体の整備状況や大規模商業施設の立地に伴う通過交通の増加等の影響も踏まえ、大阪府や近隣市と連携しながら、優先的に整備及び機能改善、歩行者空間の確保等、交通安全対策等を促進します。 ・(国)310号や(府)河内長野美原線は、渋滞が慢性化しているため、右折レーンの設置や交差点改良など、スムーズに交通処理が

できるような改善策を進めるよう、大阪府に働きかけます。

補助幹線道路

位置づけ

幹線道路を補完し、区域内に発生・集中する交通を効率的に集散するための区域内幹線道路で、区域内交通を円滑に処理できるよう、整備促進及び機能改善を図る道路を「補助幹線道路」として位置づけます。

対象路線

広域幹線道路、幹線道路以外の路線で、幹線道路を補完する道路を位置づけます。

取組み方針

地域課題に応じた道路環境の改善

- ・交通量が多く現状の幅員が十分でない路線における道路幅員の拡幅や、歩行者空間を確保、歩行者の安全対策等、地域の課題や路線の状況に応じた道路環境の改善を進めます。

生活道路

位置づけ

人びとの生活に密着し、各地域住民の日常生活に利用される、住宅等の宅地と補助幹線道路等の交通軸としての道路を結ぶ道路で、通過交通を抑制し、歩行者・自転車の安全確保や災害時の緊急車両等の通行が可能な幅員確保を図る道路を「生活道路」として位置づけます。

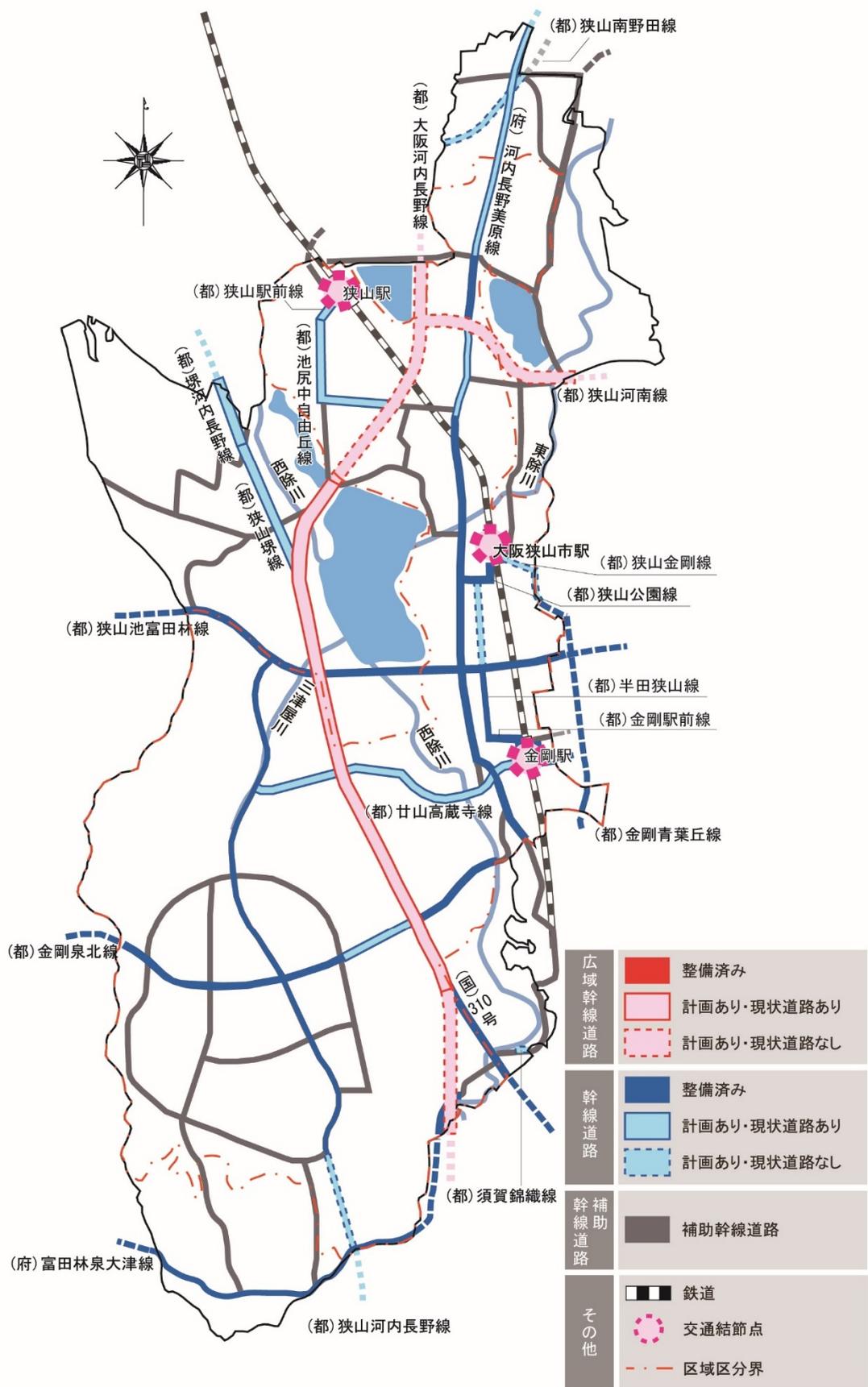
対象路線

広域幹線道路、幹線道路、補助幹線道路以外の道路を位置づけます。

取組み方針

地域課題に応じた道路環境の改善

- ・交通量が多く現状の幅員が十分でない路線における道路幅員の拡幅や、歩行者空間を確保、歩行者の安全対策、災害が発生した場合の危険性や避難の面で課題がある狭い路線においては、道路拡幅等により災害リスクを低減するなど、地域の課題や路線の状況に応じた道路環境の改善を進めます。



道路ネットワークの将来ビジョン

(3) 鉄道駅周辺

あらゆる移動手段が交わる金剛駅、狭山駅、大阪狭山市駅周辺について、快適性、安全性、利便性の維持・向上により、市内外から人びとが集まる魅力的な都市拠点を形成するため、その取組み方針を以下に示します。

鉄道駅周辺（金剛駅、狭山駅、大阪狭山市駅）

取組み方針

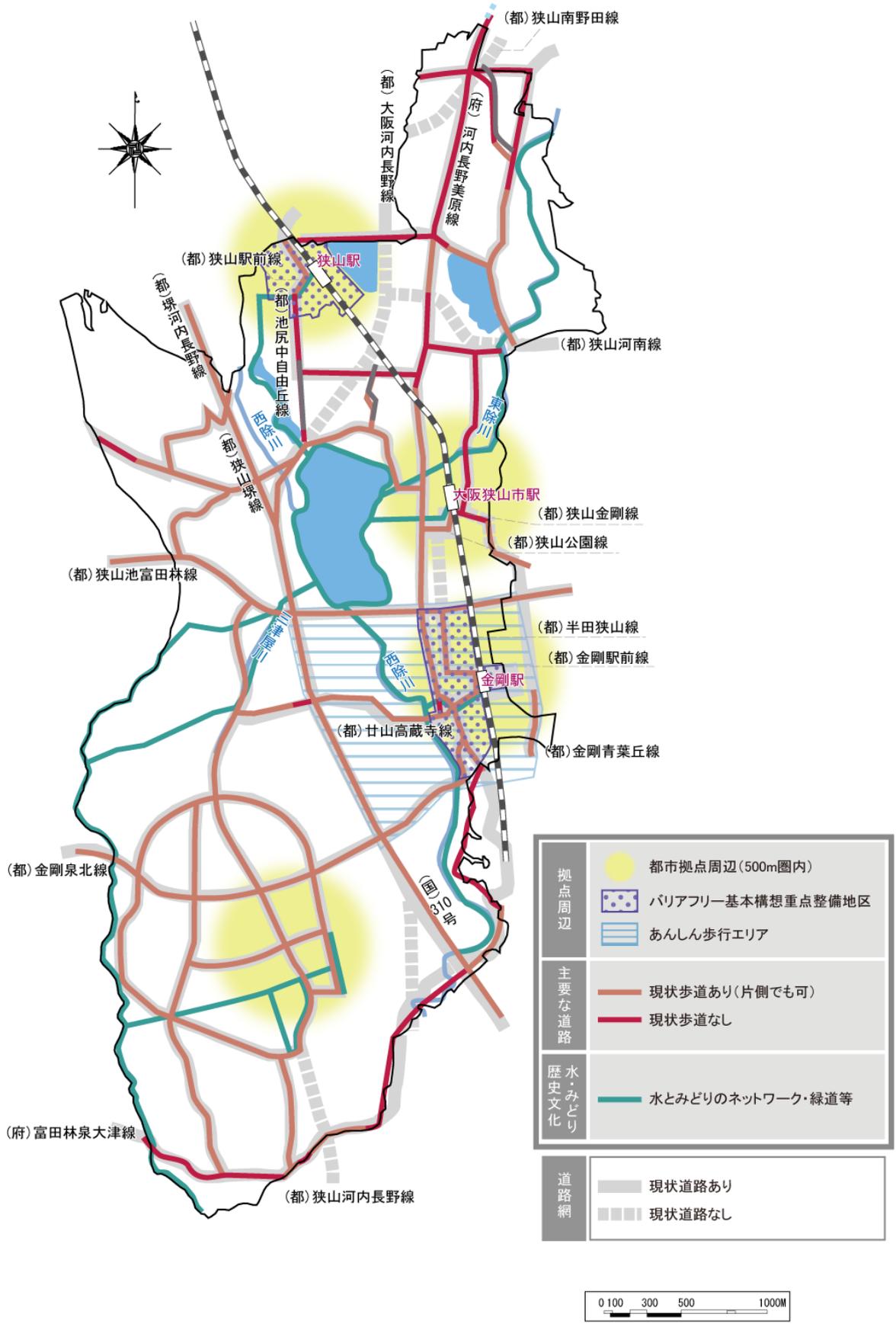
居心地がよく歩きたくなるまちなかの形成

- ・ 鉄道駅周辺においては、土地利用や周辺地域の状況を踏まえながら、歩行者空間の確保や駅前広場の整備、安全対策等の整備を優先的に進めます。
- ・ 特に、中心市街地拠点である金剛駅周辺においては、にぎわいが溢れる歩いて楽しいまちなかとなるよう、道路空間の柔軟な活用等についても検討を進めます。
- ・ また、近隣中心拠点である狭山駅、大阪狭山市駅周辺では、日常の都市活動を支える拠点として、歩行者等の移動環境の改善を進めます。

(4) ウォーカブルネットワーク

市全域をめぐり、歩行者が安心かつ快適に移動することができる、魅力的なウォーカブルネットワークを形成するため、その取組み方針を以下に示します。

ウォーカブルネットワーク	
位置づけ	鉄道駅などの都市拠点の周辺、水とみどりのネットワーク、主要な道路の歩道空間、歴史街道などが連動し、市域全域において歩行者が安心かつ快適に、移動することができる、歩行者の移動環境のつながりをウォーカブルネットワークとして位置づけます。
取組み方針	歩行者空間のバリアフリー化と交通安全対策の推進 <ul style="list-style-type: none">・ウォーカブルネットワークの形成にあたっては、歩道のセミフラット化や段差解消、歩道幅員の確保、街路樹や縁石をはじめとする道路構造物の適正な維持管理及び更新など、歩道のバリアフリー化を進めるとともに、ユニバーサルデザインの採用により、人にやさしい歩行者空間を形成します。・特にこれまで、バリアフリー基本構想に基づいた鉄道駅周辺のバリアフリー化や、「あんしん歩行エリア」において公安委員会と連携した歩行者及び自転車の交通安全対策を進めてきましたが、引き続き歩行者等の移動環境の安全性及び快適性を向上させるため、地域の意向や交通安全上の緊急性等を踏まえ、鉄道駅周辺、主要な幹線道路、通学路、住宅地内の通過交通が多い道路、狭あいな道路などを中心に、歩行者空間の確保やバリアフリー化、交通安全対策等を進めます。・また、通学路及び未就学児が日常的に集団で移動する経路の安全性を向上させるため、大阪狭山市通学路交通安全プログラムに基づき、黒山警察署をはじめとする各関係機関と連携した合同点検を実施し交通安全対策を進めます・十分な幅員が確保されている路線については、必要に応じて道路形態のあり方や街路樹などをはじめとする道路構造物の更新など、歩行者空間の再編を検討します。



ウォークアブルネットワークの将来ビジョン

(5) 公共交通ネットワーク

人びとの生活実態を踏まえた利便性の高い公共交通ネットワークを形成するため、その取組み方針を以下に示します。

公共交通ネットワーク	
位置づけ	<p>都市活動を支える重要な移動手段であり、人びとの生活に密着した交通ネットワークとして、交通事業者や近隣市と連携しながら、今後の維持に向けた運営方法の再編と利用促進を図るバス、鉄道等の公共交通機関のネットワークを公共交通ネットワークとして位置づけます。</p>
取組み方針	<p>公共交通ネットワークの維持・再編</p> <ul style="list-style-type: none">・市民にとって重要な移動手段である、路線バス及び市循環バスを将来にわたり維持するため、利便性の高い公共交通ネットワークを形成します。・バスネットワークの形成にあたっては、鉄道駅など交通結節点の機能改善と連動しながら、市民の生活実態を踏まえたルートの見直し、近隣市への乗り入れ、停留所の再配置、近畿大学病院の移転等に伴う運行路線や運行時刻の変更などについて、公共交通事業者や、近隣市町村等、関係機関と連携しながら、公共交通ネットワークの再編を進めます。
	<p>公共交通の利便性向上と利用促進</p> <ul style="list-style-type: none">・公共交通ネットワークを将来にわたり維持していくため、交通事業者や市民等と連携した利用促進に取り組みます。・中心市街地拠点及び近隣中心拠点における鉄道駅やバス停などの交通結節点周辺においては、鉄道、バス、自転車、徒歩等あらゆる移動手段の乗り換えが想定できることから、快適で利便性の高い乗り換え環境の形成をめざし、IoT等の技術を活用した各種交通サービス間連携や、周辺道路や歩行者空間の環境改善等について検討します。

4-3 水・みどりに関する方針

(1) 水・みどりに関する基本的な考え方

都市空間の形成において重要となる「水・みどり」に関する方針について、踏まえておくべき基本的な考え方を次のとおり示します。

水・みどりの維持・保全と活用の促進に向けた機能向上

- ・水・みどりは、都市環境の保全、都市景観の形成、生物多様性の確保、都市防災機能の向上等の存在効果や、スポーツ・レクリエーション、やすらぎ・憩い等の利用効果、地域の活性化等に与える媒介効果など、都市空間にさまざまな効果を与えることから、市民の生活を支えるグリーンインフラと捉え、計画的に維持・保全していくとともに、地域の特性に応じた積極的な活用の促進を進めることで、将来にわたって、これらの効果を維持し、水・みどりに誇りと親しみをもてる環境を形成します。
- ・人口減少や少子高齢化社会の進展を踏まえ、子育て世帯や高齢者をはじめ、市民ニーズに応じた都市公園の機能や配置の再編等を検討します。都市公園の再編等にあたっては、歩道の段差解消や点字ブロックの設置、高齢者や障がい者も使いやすい公園施設やサインの整備などユニバーサルデザインを取り入れるとともに、障がいのある子どもも一緒に遊べる遊具を設置するなど誰もが利用できる公園づくりに取り組みます。

水とみどりのネットワークの形成

- ・本市のシンボルである狭山池を中心に、河川や緑道、天野街道等の水・みどりを安全で快適な歩行者空間で結び、一体的な空間の活用、拠点における新たな機能導入、市民協働・公民連携による柔軟で自由度の高い取組みを進め、周辺エリアへの連鎖的な波及効果、都市全体の価値及び市民満足度の向上を図ります。

エリアマネジメントの検討

- ・多様化する市民ニーズや社会潮流の変化に対応するため、市民協働・公民連携等による水・みどりの維持・保全及び機能向上等に取り組むとともに、市民活動の活動支援、主体間連携、空間利用のルールづくり、エリアマネジメント体制の構築等について検討します。

(2) 水・みどりに関する都市施設の整備

人びとの暮らしに身近な都市施設として整備されてる水・みどりについて、適切に維持管理し、柔軟な活用を推進するため、その取組み方針を以下に示します。

公園・緑地等

取組み方針

拠点的な公園の機能向上と柔軟な活用の促進

- ・総合公園である狭山池公園については、歴史文化遺産としての価値や景観が損なわれないよう配慮するとともに、水とみどりのネットワーク構想における重点アクションエリアに位置づけられていることから、水・みどりの中心拠点として必要な機能の導入や空間の一体的な活用を促進します。また、隣接する府立狭山池博物館・市立郷土資料館や防災機能を有するさやか公園との一体的な活用と機能向上、各拠点からのアクセス性の向上、駐車場等公共空間の維持運営方法、狭山池周辺エリアにおけるエリアマネジメント体制の構築等について検討することで、エリア全体の魅力価値を高め、市民満足度の向上に取り組めます。
- ・地区公園である副池オアシス公園については、水とみどりのネットワーク構想における重点アクションエリアに位置づけられており、隣接する狭山池公園や周辺地域と連携しつつ南部エリアと北部エリアの、一体的な整備、柔軟かつ自由度の高い市民協働・公民連携等に取り組むことで、エリア全体の魅力価値を高め、市民満足度の向上に取り組めます。
- ・近隣公園であるさやか公園及び東大池公園では、近隣住民の地域の生活を支える憩い・にぎわい拠点及び防災拠点として必要な整備や機能向上を進めるとともに、市民協働・公民連携等による活用に関する取組みを進めます。
- ・東野地区にある市民ふれあいの里については、本市を代表する水・みどり豊かなアクティビティ施設として、将来にわたって維持運営していくため、維持運営方法の見直しを行うとともに、狭山水みらいセンター（下水処理場）の「せせらぎの丘」や「かがやき広場」等との連携について検討します。

暮らしに身近な公園等の機能向上と柔軟な活用の促進

- ・地域内の街区公園や緑道については、市民ニーズの多様化や、人口減少・少子高齢化社会の進展等を踏まえ、子育て世帯や高齢者をはじめ、多様な世代の利用を想定し、市民ニーズに応じた都市公園の機能や配置の再編等を検討します。整備や再編にあたっては、遊具やベンチ等の設置だけではなく、高齢者の健康づくりに活用できる機能の導入や移動販売車の活用など、地域に応じてその方向性を検討します。

- ・開発に伴い設置される公園については、市民ニーズを反映した公園となるよう民間事業者に対して近隣住民の意見を聞くなどの対応を求めます。
- ・児童遊園については地域の意向等を踏まえ、市民同士の交流や柔軟な活用が可能となるよう検討を進めます。

河川・水路

取組み方針

水辺とまちが調和した良好な空間の形成

- ・河川や水路については、河川管理者である大阪府や水路管理者等と連携し、必要な整備、安全対策等を進めるとともに、それぞれの水辺がもつ植生や景観等の自然的特徴と、地域の歴史や文化等の地域特性をいかした「水辺空間」と「まち空間」が融合した良好な空間を形成します。

水辺環境の維持・保全による空間価値の向上

- ・河川沿いの緑道やヒメボタル生息環境、自然のままの状態で残る河畔林など、地域住民が身近なところで自然環境に触れられる機会を創出するため、水辺環境における親水空間や生き物の生息空間の維持・保全に取り組むとともに、水とみどりのネットワークの形成により、都市全体の魅力価値向上に取り組まします。

水辺空間の活用によるにぎわい空間の形成

- ・狭山池等まとまりのある水辺空間においては、暫定的な空間利用により、その効果や課題を検証しつつ、河川敷地占用許可準則により恒常的なにぎわい形成に向け、市民や関係団体等と連携しながら、必要な体制の構築に取り組まします。

(3) 各施設におけるみどりの確保と活用

良好な都市環境の形成や、環境負荷の低減の観点から、人びとの暮らしを支える各種施設や建築物における、緑化促進やみどりの適正な維持管理に関する、取組み方針を以下に示します。

各施設等のみどり	
取組み方針	公共施設等における緑化の促進 <ul style="list-style-type: none">市街地内におけるみどりを確保するため、公共建築物等における緑化や道路整備にあわせた街路樹・植樹帯の整備と適切な維持管理、潤いある街並みの維持・保全を推進するとともに、市民や地域と連携し、効果的な緑化に取り組みます。
	宅地等における緑化の促進 <ul style="list-style-type: none">住宅開発等が行われる際は、大阪狭山市開発指導要綱等の適切な運用により、壁面緑化や屋上緑化等、建築物の緑化、緑化協定の締結等、宅地内のみどりの確保に取り組みます。生垣や庭木等宅地内のみどりは、都市環境を形成する要素であることから、市民自身による積極的な緑化活動を促進します。

(4) 自然・農環境の維持・保全と活用の促進

多様な機能を有する、自然・農環境を維持・保全するとともに、活用を促進するため、その取組み方針を以下に示します。

樹林地・ため池等	
取組み方針	樹林地の維持・保全による空間の魅力向上 <ul style="list-style-type: none">天野街道沿いの樹林地の一部を「今熊市民の森」と位置づけ、開発を抑制し、市民協働・公民連携等による維持・保全活動を支援するとともに、自然体験や環境学習等をはじめとするみどりの活用を促進します。天野街道に近接した住宅地等の開発においては、一定のみどりを確保するため、民間事業者の協力等により自然環境と調和した開発を誘導します。西山霊園一帯については、桜の名所として今後も適切な維持・保全に取り組みます。保存樹林として協定を締結している狭山神社、三都神社のみどりの維持・保全に取り組みます。旧帝塚山学院大学、近大病院の移転後の跡地利用については、施設内の緑地の扱いについて土地所有者や地域の意向を踏ま

えながら、方向性を検討します。

ため池の維持・保全による多様な機能の確保

- ・多様な機能を有し、周辺の景観や自然環境を形成しているため池は、周辺のみどりとの関係性に配慮しながら親水性を向上させるとともに、地域や管理者と連携して維持・保全に取り組みます。

農地等

農地における多様な機能の維持・保全

- ・生産機能、防災機能、景観形成機能等、多様な役割を担っている農地の、維持・保全に取り組みます。
- ・市街化区域においては、生産緑地制度の周知運用により、市街地農地の維持・保全に取り組むとともに、身近なみどりとして、市民や民間事業者が積極的に活用できるよう取り組みます。また、指定から30年を迎える生産緑地地区については、特定生産緑地の指定により、今後も農地として維持・保全されるよう制度の周知運用に取り組みます。

農地等の活用の促進

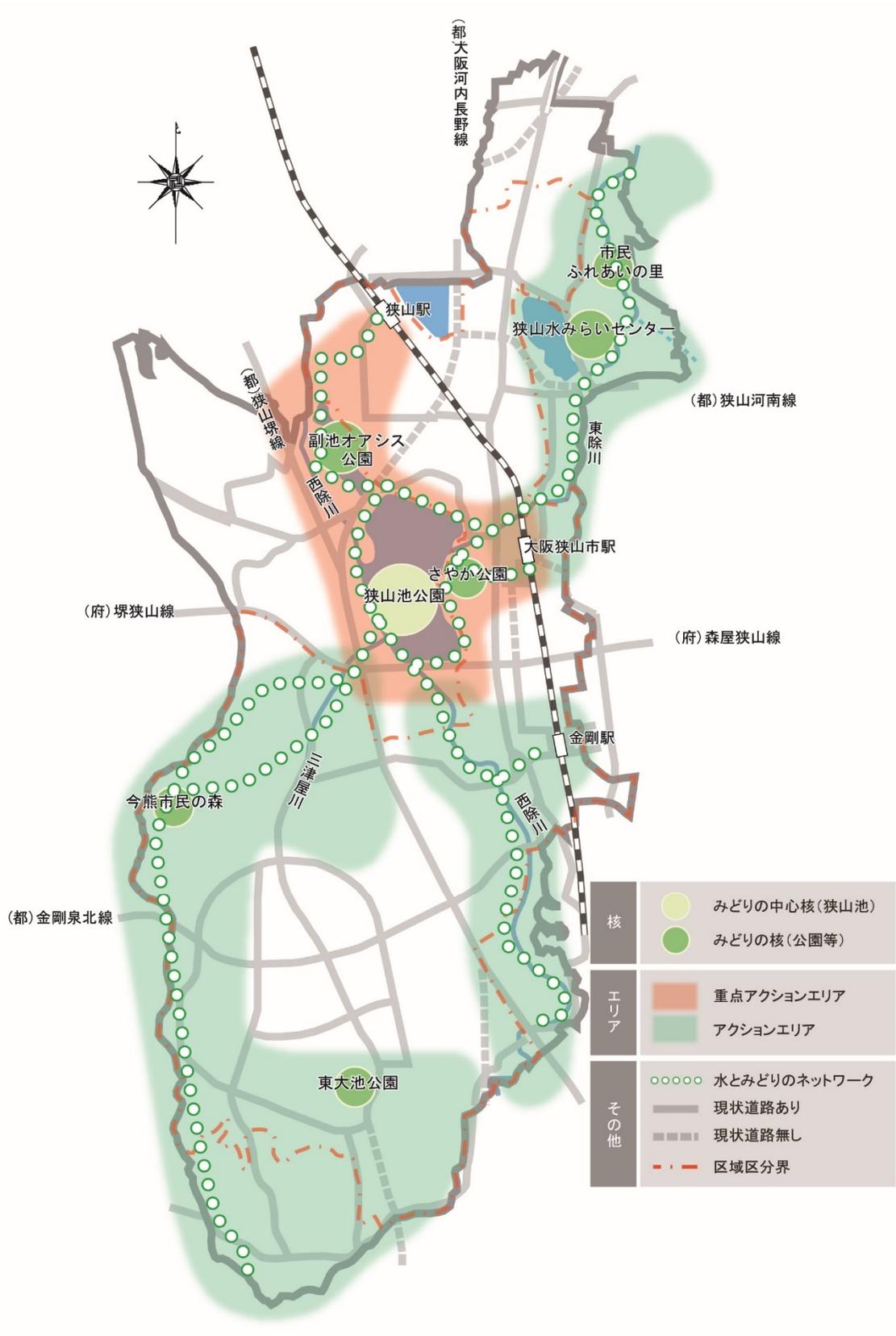
- ・地域や農業従事者等の意向を踏まえ、計画的な農地利用を促し、農地の賃借等による多様な担い手の確保や、基盤施設の整備による営農環境の改善等を進め、休耕地の発生を抑制し、地域全体で美しい田園環境を形成します。
- ・土地所有者等の意向に応じて、農地を積極的に活用するために、市民農園としての運営や、福祉分野、商工分野との連携、大野ぶどうや大阪狭山市産の野菜などの特産品の情報発信に向け、農産物の直売所や加工施設、農家レストランの整備など、農地活用等を促進します。

休耕地等の活用の検討

- ・市街化調整区域内の農地で、担い手不足等により営農が困難となっている農地や休耕地等が連担する地域においては、地域特性や地域の意向、交通アクセスの状況等を踏まえたうえで、農地、公園・緑地等をはじめとするみどりと、良好な居住環境が調和した、環境に配慮した土地利用への展開の可能性を検討します。検討にあたっては、柔軟な都市計画制度の運用により、地区計画等の制度を導入することで、適正な基盤施設の整備を誘導するとともに、周辺地域の暮らしを支えるために必要な生活支援機能や、交通利便性を活かした地域活力の向上につながる産業機能・業務機能をはじめとする、地域活力の維持・向上

取組み方針

に資する機能を検討するとともに、周辺地域の農地への影響、みどりの適切な配置と活用等を考慮した、本市を先導するような環境配慮型の空間形成を図ります。



水とみどりの将来ビジョン

4-4 都市防災に関する方針

(1) 都市防災に関する基本的な考え方

都市空間の形成において重要となる、「都市防災」に関する方針について、踏まえておくべき基本的な考え方を次のとおり示します。

災害に強い市街地の形成

- ・大規模な災害が発生しても被害を最小限に抑えることができる市街地を形成するため、建築物の耐震化・不燃化、老朽空家の除却、災害時の避難・救助活動に課題がある道路環境の改善、排水施設の機能改善等を進めます。
- ・ため池や農地、緑地等のみどりを、都市を支えるグリーンインフラとして捉え、災害発生時も雨水貯留機能や緊急時の避難場所等の役割を発揮できるよう、生産緑地制度の周知や防災協力農地登録制度の導入検討など、維持・保全及び活用の促進に取り組みます。

災害時の早期復旧・復興を想定した体制の構築

- ・公園等における防災機能の付加、自主防災組織の共助の仕組みづくり、復旧・復興に向けて必要な土地利用等の制限、災害リスクのある箇所における都市機能・居住機能の立地制限やみどり等の適切な配置、ハザードマップ等を活用した危険箇所等の周知及び被災時の対策等の検討、府との調整による災害廃棄物等の処理に関する検討などを進めることで、被災時に早期復旧・復興が可能な体制を構築します。

(2) 震災及び火災対策

震災や火災に備え、建築物の耐震化や不燃化、避難路等の道路の環境改善等を促進するため、その取組み方針を以下に示します。

建築物	
取組み方針	<p>民間建築物の耐震化の促進</p> <ul style="list-style-type: none">・民間建築物の耐震化を進めるため、「大阪狭山市建築物耐震改修促進計画」に基づき、耐震診断補助制度や耐震改修補助制度等の利用を促進し、住宅は令和9年（2027年）度末までに耐震化率を95%、特定既存耐震化不適格建築物（民間建築物）は、令和4年（2022年）度末までに耐震化率を95%とすることを目標とします。 <p>市有建築物の耐震化の促進</p> <ul style="list-style-type: none">・市有建築物（特定既存耐震不適格建築物）については市民・利用者の安全と公共機能の継続性を確保するため、防災上の重要度に応じた耐震対策を実施します。特に、避難施設、最も身近な拠点である地域の集会所、緊急交通路沿道等の建築物を中心に耐震化を促進します。 <p>建築物の不燃化及び延焼抑制の促進</p> <ul style="list-style-type: none">・建築物の延焼を抑え、地域の防火能力を向上させるため、延焼遮断空間としての機能を有する狭あい道路の環境改善や都市公園等の空間整備を進めるとともに、第1種低層住居専用地域、準工業地域及び市街化調整区域を除く全ての地域において、準防火地域の指定を継続します。また、一定規模以上の開発において防火水槽の設置を促進します。

避難・防災活動のための経路	
取組み方針	<p>避難・防災活動に必要な経路の確保</p> <ul style="list-style-type: none">・緊急交通路に指定されている道路については、道路、橋梁の定期的な点検と耐震化を進めるとともに、計画的な維持修繕による長寿命化及び必要に応じた更新、再編を進めます。・避難・防災活動上の課題がある道路については、状況に応じた環境改善を進めます。・沿道の建築物については、耐震化の促進や老朽空家及等の除却を進め、災害発生時の避難・防災活動の経路となる道路の機能を確保します。

(3) 浸水対策

大規模な風水害等に備え、治水対策と内水対策等を総合的に促進するため、その取り組み方針を以下に示します。

治水・内水	
取り組み方針	<p>総合的な治水対策の促進</p> <ul style="list-style-type: none">・大阪府等関係機関と連携し、「人命を守ることを最優先」に、これまでの治水施設による「防ぐ」施策とともに、河川氾濫による災害リスクが高いと想定される区域など、浸水の危険性について、ハザードマップ等を通して市民と共有し「逃げる」施策や、雨が降っても河川への流出を抑制する雨水貯留・浸透事業等の「凌ぐ」施策を効率的・効果的に組み合わせた治水対策に取り組みます。 <p>計画的な内水対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none">・雨水排水については、本市では、道路側溝や水路等の既存施設を活用しながら整備を進めており、下水道事業計画区域（下水道による雨水整備を行う区域）の整備率は、概ね50%となっています。今後も継続して、浸水被害の発生する可能性が高い箇所を優先的に、整備を進めます。

(4) 土砂災害対策

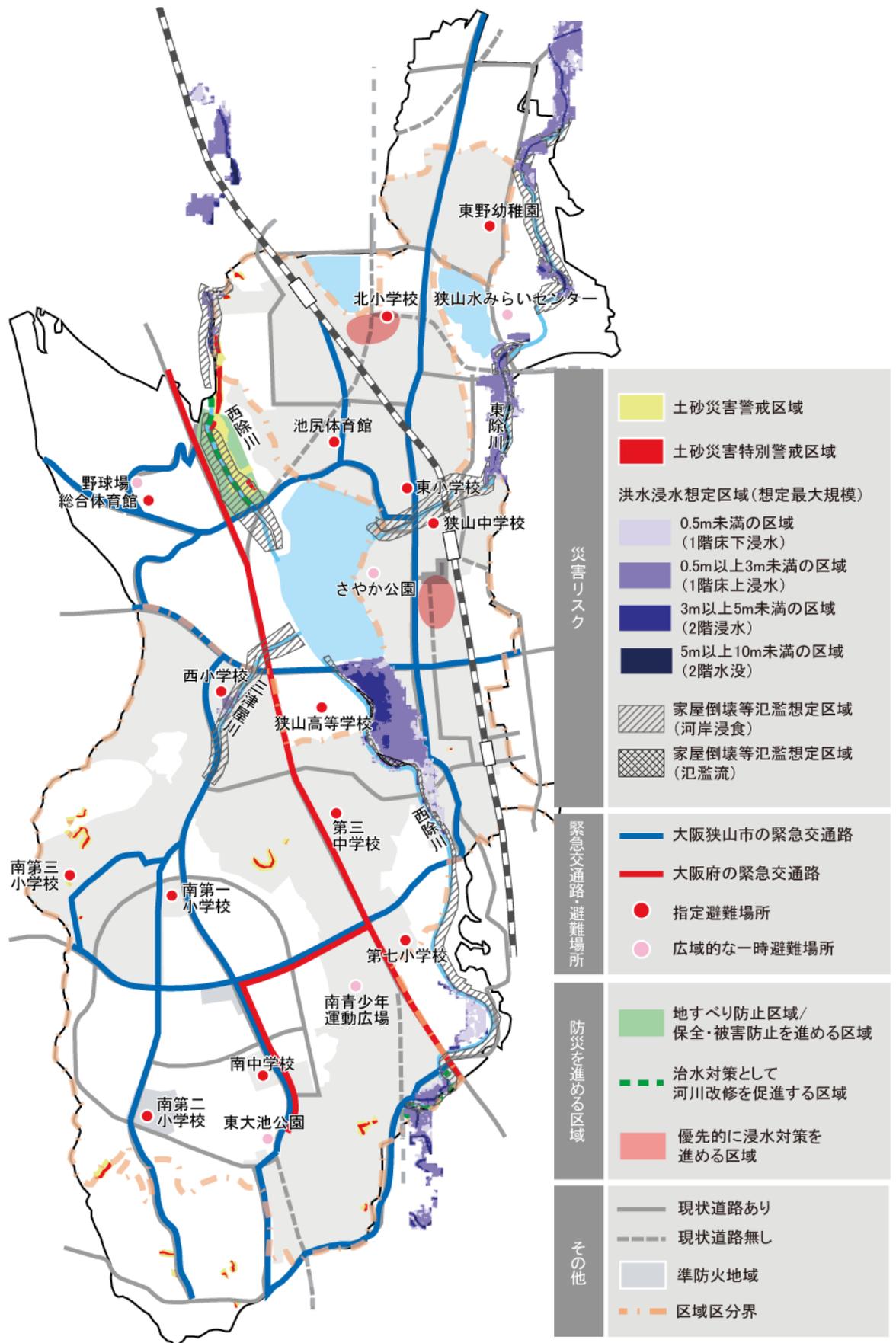
大規模な風水害や地震等に起因して発生する土砂災害に備えるため、その取り組み方針を以下に示します。

土砂災害対策	
取り組み方針	<p>早期の事前防災の推進</p> <ul style="list-style-type: none">・地すべり防止区域や、土砂災害（特別）警戒区域等の災害リスクがある箇所については、被害防止に取り組むとともに、土砂災害特別警戒区域に指定された区域内の既存不適格建築物については、住宅の移転や補強に対する支援を行います。

(5) 地域の防災力の強化

災害発生時に被害を最小限に抑え、早期復旧・復興を可能とするため、地域と連携した自助・共助体制の構築や、避難所等の機能強化などに関する取組み方針を以下に示します。

地域における防災力	
取組み方針	自助・共助体制の構築 <ul style="list-style-type: none">・災害発生時の災害リスクがある箇所や、地震発生時の建物倒壊、火災延焼の危険性等について、市民が正確な知識・情報を持ち、的確な避難行動につなげるため、防災マップ及び地震ハザードマップ等を活用し、危険性の周知に取り組みます。・自主防災組織の結成促進並びにリーダーを育成し、地域の防災力の向上に努めます。・自主防災組織等を中心とした、防災のための物資や機材を使う体験、実際にまちを歩くことで避難経路や自らの役割を確認する取組みなど、地域における共助体制構築するための取組みを進めます。
	避難所等の機能強化 <ul style="list-style-type: none">・避難所や一時避難場所の防災機能を高めるため、避難生活に必要な備蓄物資や設備・機器等の整備を推進します。また、避難所の公衆衛生環境の向上のため、避難所に整備しているマンホールトイレの適切な維持管理を行います。
	要配慮者利用施設の安全性の向上 <ul style="list-style-type: none">・洪水浸水想定杭以内に位置する社会福祉施設等の要配慮者利用施設については、避難確保計画の作成や避難訓練の実施を促進します。



都市防災の将来ビジョン

4-5 景観形成及び歴史文化遺産を活用したまちづくりに関する方針

(1) 景観形成及び歴史文化遺産を活用したまちづくりに関する基本的な考え方

都市空間の形成において重要となる、「景観形成及び歴史文化遺産を活用したまちづくり」に関する方針について、踏まえておくべき基本的な考え方を次のとおり示します。

景観構造を踏まえた体系的な景観形成

- ・市街地の特性に応じたゾーン景観、景観の骨格を構成する景観軸など景観構造を踏まえた体系的な景観を形成します。

地域のイメージをつくる景観形成と歴史文化遺産を活かしたまちづくりの推進

- ・鉄道駅周辺でにぎわいある景観、良好な住宅地の景観、田畑が広がる自然豊かな景観、歴史文化遺産を活かした景観など各地域の特徴を踏まえた景観を保全・活用することで、各地域への誇り、愛着感じられる環境の形成をめざします。

(2) 景観形成の構造

周辺地域の特性やまちなみに調和した良好な景観を形成するため、都市の景観を構成する景観構造とその取り組み方針について、次の通り示します。

ゾーン景観	
位置づけ	一体的な空間におけるまちなみとして、地域を特徴づける、面的な広がりのある景観を「ゾーン景観」として位置づけます。
取り組み方針	中心市街地、公共・文化交流ゾーンにおける景観形成 <ul style="list-style-type: none">・市役所周辺から金剛駅周辺に至る区域については、アメニティあふれる場として土地利用の進捗や周辺地域の居住環境に配慮しながら、本市の中心市街地、公共・文化交流ゾーンとしての風格を持ちながら、賑やかで楽しげな雰囲気醸し出す景観形成を促進します。・本市の玄関口である、金剛駅周辺については、駅前広場や道路及び沿道の建物を一体的な“まちなみ”にとらえ、道路や駅前広場等の整備・再編に合わせ、建築物の1階部分への商業サービス機能の立地促進や緑化等を進めるとともに、公共空間の柔軟な活用による人びとの活動等も含めた、居心地がよく歩きたくなるまちなみとしての景観形成を促進します。
	住宅地における景観形成 <ul style="list-style-type: none">・一定の宅地規模が確保され、みどりが多い狭山ニュータウン地区等の住宅地景観については、地区計画や建築協定等の活用、空家の適切な管理、公園や緑道等みどりの維持・保全により、

ゆとりと潤いのある景観を継承するとともに、公園や緑地等をはじめとする公共空間の柔軟な利活を進めることで、人びとの活動によるにぎわいを感じられる景観形成を促進します。

狭山池における景観形成

- ・水・みどりを感じられる史跡として、狭山池からの眺望景観を維持・保全するため、桜の保護・育成等に取り組むとともに、市民団体や人びとの活動によるにぎわいを感じられる景観形成を促進します。

南海高野線と暗渠（隧道）における景観形成

- ・南海電鉄（現在の南海電鉄高野線）の開通により造られた煉瓦造りの暗渠（隧道）は、貴重な近代の遺産であることから、暗渠（隧道）築堤、鉄道敷を一体的に捉えたゾーン景観の維持・保全に取り組みます。

樹林地における景観形成

- ・天野街道、狭山神社、三都神社の周辺や近大病院、旧帝塚山学院大学周辺の樹林地及び緑地等については、潤いを感じられる重要な景観要素であるため、維持・保全に取り組みます。
- ・近畿大学病院や旧帝塚山学院大学周辺の緑地は保存緑地であることから、両施設の移転後においても周辺の景観と調和した土地利用が行われるよう、地域や土地所有者等の意向を踏まえ、その在り方について検討します。

農地における景観形成

- ・大野地区のぶどう畑や東野地区の田園風景など、集落と農地が調和した景観は、地域の特徴と季節を感じられる、重要な景観要素であるため、農業振興策の推進等とあわせて維持・保全に取り組みます。

軸景観

位置づけ

連続的な空間のまちなみとして、地域を特徴づける、線的なつながりのある景観を「軸景観」として位置づけます。

取組み方針

河川における景観形成

- ・水とみどりのネットワーク形成にあたり、東除川、西除川、三津屋川等の水辺環境を維持・保全するとともに、活用を促進し、施設整備（例：案内看板、サイン等）を行うことで、快適で居心地が良く、自然環境を身近に感じられる景観の形成を進めます。

旧街道における景観形成

- ・本市の歴史を踏まえた個性ある都市環境を形成するために、旧街道において、歴史や風土を感じながら散策等ができるよう、施設整備（例：案内看板、サイン）等を行い、歴史的景観の保全・活用に取り組みます。

幹線道路等における景観形成

- ・幹線道路等主要な街路については、街路樹や緑地帯の適切な維持管理等を行い、みどり豊かな景観を形成するとともに、屋外広告物の適切な誘導及び、違反広告物の撤去活動を推進し、まちの美化に取り組みます。

点景観

位置づけ

まちなみを形成する要素として、地域を特徴づける、単体の施設や、小さく限定された範囲の景観を「点景観」として位置づけます。

取組み方針

公園・緑地・ため池における景観形成

- ・施設等の緑化と適切な維持管理、公園、緑地、ため池等における水・みどりの適正な維持管理及び環境改善により、美しく潤いある景観を形成します。

施設内緑化における景観形成

- ・市民協働によるみどりの維持管理や、緑化推進、地域の特性や市民意向を反映した樹木や草花の植栽等により、誇りと愛着を感じられる景観の形成をめざします。

歴史的建造物等における景観形成

- ・三都神社、狭山神社、南海電鉄煉瓦造暗渠群等、様々な時代やテーマに応じた歴史的建造物の景観を保全・活用するとともに、それに調和するような周辺の街まちなみを形成することで、一体的な景観形成に取り組みます。

(3) 歴史文化遺産を活かしたまちづくりの推進

地域の貴重な資源である歴史文化遺産を維持・保全するとともに、これら資源を地域と連携しながら活用することで、歴史文化遺産をより身近なものとするため、その取り組み方針を次の通り示します。

歴史文化遺産を活かしたまちづくり

取り組み方針

歴史文化遺産の保存・活用

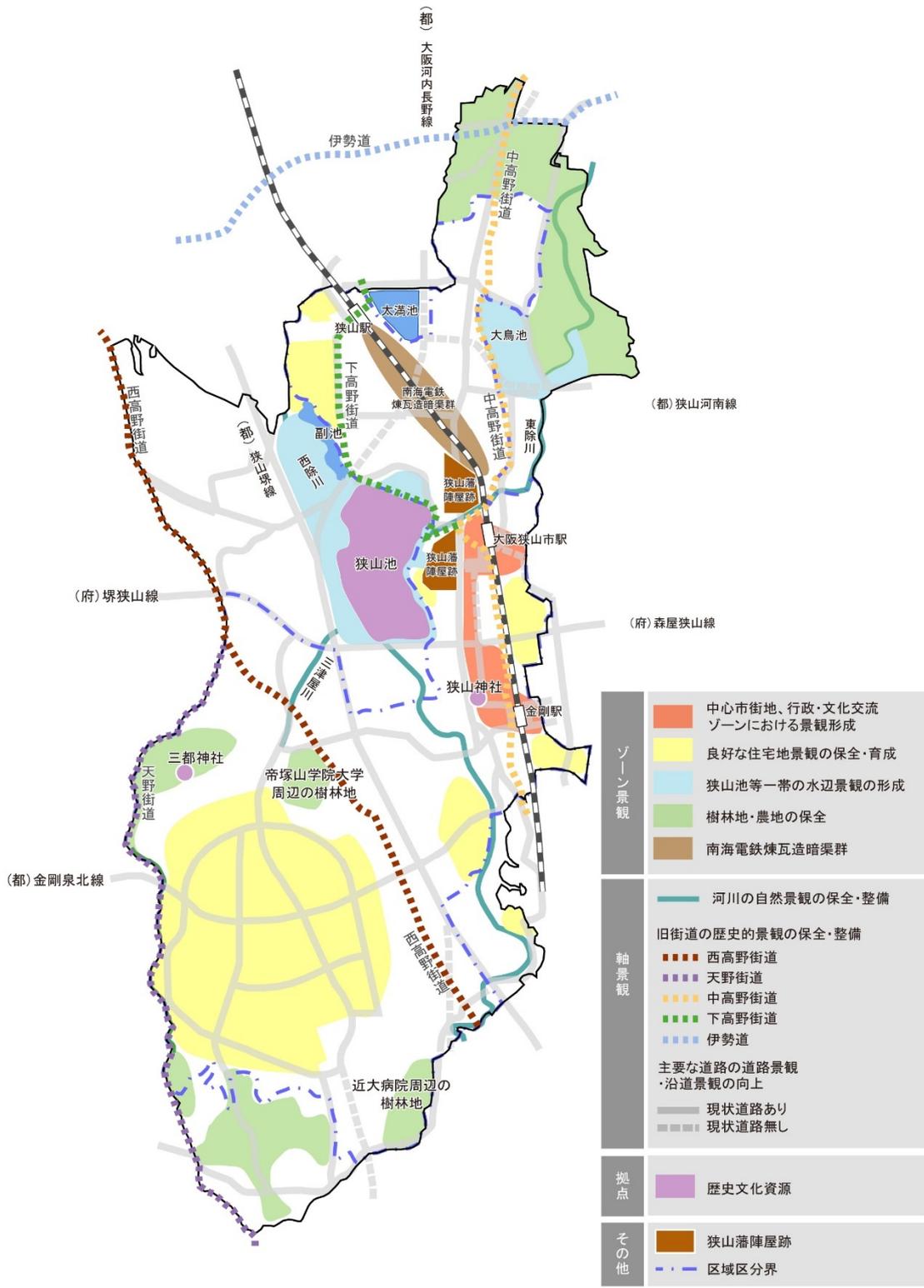
- ・日本最古のため池である狭山池、式内社であり狭山池を神格化した狭山神社、中世の高野街道、近世の狭山藩北条氏の陣屋、近大の狭山ニュータウン地区の開発など、時代ごとに残る歴史文化遺産を保存・活用するとともに、歴史文化遺産周辺の開発に際して、歴史的建造物、埋蔵文化財包蔵地などの文化財については、記録保存を継続して実施し、周辺整備の参考として活用します。
- ・天野街道については、市民と連携しながら、自然豊かな環境を保全・活用するとともに、狭山池とも一体に陶器山の歴史が感じられるまちづくりを進めます。

地域と連携した歴史文化遺産を活用した魅力づくり

- ・市民協働による歴史文化遺産の調査や保全・活用に取り組むとともに、その価値が評価されている狭山藩陣屋跡、史跡狭山池等については、資源の公開を進め、歴史文化遺産をより身近なものとして捉えられる機会を増やします。また、これらの取り組みを地域との交流のきっかけと捉え、地域全体で来街者を受け入れる環境形成やPRといったまちづくりを進めていきます。
- ・地域の意向などを踏まえ、歴史文化遺産周辺における案内誘導版の設置や道路の美装化、すでに美装化が行われている街道については、維持管理及び必要に応じて更等を進め、歴史文化遺産の価値を感じることができるまちづくりを進めます。

歴史文化遺産の発信・市民活動の活性化

- ・歴史文化遺産の発信拠点として、府立狭山池博物館・市立郷土資料館の適正な維持管理に取り組むとともに、市民がより広く歴史文化遺産に触れることができるよう、より充実した市民サービスを提供します。
- ・市民が日常的に文化活動を展開し、自己実現を達成するために必要な公民館や生涯学習施設をはじめとする身近な活動の場について、利用しやすい環境づくりを進めるとともに、活用を促進します。
- ・屋内の公共施設だけでなく、公園や河川空間といったオープンスペースや空家・空地といった遊休空間についても、市民のニーズに応じて、活用ができる仕組みについて検討を進めます。



景観形成・歴史文化遺産を活かしたまちづくりの将来ビジョン

4-6 暮らしを支える各種施設に関する方針

(1) 暮らしを支える各種施設に関する基本的な考え方

都市空間における「暮らしを支える各種施設」に関する方針について、踏まえておくべき基本的な考え方を次のとおり示します。

計画的な整備と維持修繕、長寿命化と更新、再編

- ・市民の都市活動を支える基盤施設及び公共施設については、持続可能な都市経営の視点も踏まえ、公共機能として必要な整備を計画的に進めます。
- ・また、老朽化の度合いや緊急性等を踏まえたうえで、計画的な維持修繕による長寿命化、更新を進めるとともに、さらなる市民サービスの向上に向け、立地や施設のあり方について検討を行い、必要に応じ再編等の可能性についても整理を行います。

運営体制の合理化

- ・現在の市街地の範囲を今後も維持していくため、今ある施設の適正な維持管理、運営、活用が必要となります。一方、人口減少等により、維持管理に必要な財源は限られたものとなる中で、市民ニーズや都市課題の多様化・複雑化に対応するため、民間事業者や関係機関等と適切な連携・分担や公共空間の有効な活用に取り組むなど、合理的な運営体制の構築を進めます。

(2) 基盤施設・公共施設の適切なマネジメント

都市活動を支える基盤施設と公共施設を将来的に適切なマネジメントを継続するため、その取り組み方針を以下に示します。

基盤施設・公共施設の維持、管理、運営

取り組み方針

将来的な公共施設の維持運営のあり方に関する方針

- ・既存の公共施設については、公共施設等総合管理計画に基づき、施設の複合化や統廃合を含め、将来的な維持管理のあり方を検討し、施設適正化につて検討します。具体的な各施設の更新、機能の複合化、再編等については、その緊急性や地域のまちづくりの状況等を踏まえ、公共施設再配置方針として検討を進めます。

市民協働・公民連携等による施設の整備と運営に関する方針

- ・基盤施設や公共施設の整備や新たな機能導入にあたっては、市民ニーズを的確に捉え、PPP/PFI、包括的民間委託など、市民協働・公民連携等による、効率的かつ効果的な施設整備、維持管理及び運営を検討します。
- ・都市公園や各種施設に付帯する駐車場等については、受益者負担の適正化やサービス水準の向上に取り組むとともに、持続的な施設の維持管理や施設が存するエリア一帯の価値向上に向

けた取組みに必要な財源確保の手段として、有料化等も含めた運営のあり方について、検討を行います。

(3) 暮らしを支える基盤施設の適切な維持管理

都市における人びとの暮らしを支える基盤施設について、将来にわたり維持管理していくために、その取組み方針を以下に示します。

基盤施設

取組み方針

道路・公園

- ・道路、橋梁及び街路樹をはじめとする道路構造物、公園及び緑地における園路や樹木、遊具やベンチ等公園施設、については、定期的に点検を行い、計画的な維持修繕及び長寿命化に取り組むとともに、必要に応じて更新及び再編を進めます。

下水道・汚水処理施設

- ・汚水処理については、水洗化等の人口普及率が概ね100%となっており、施設が概成しています。今後は継続して下水道を使用できるよう既存の施設を適正に維持管理し、計画的に改築更新を行っていきます。また、大規模地震後にも継続して下水道を使用できるよう重要な下水道施設を優先して、耐震化を行います。
- ・雨水排水については、今後も継続して、浸水被害が発生する可能性が高い箇所を優先的に、整備を進めます。
- ・本市の汚水は、大阪府の汚水処理施設（大阪府狭山水みらいセンター）で処理しており、今後も大阪府と連携して、適正に汚水が処理できるよう取り組みます。また、大阪府狭山水みらいセンター内の「せせらぎの丘」や「かがやき広場」については、水・みどりを感じられる地域の憩いの場やレクリエーション施設として維持していくとともに、施設周辺の一体利用について、大阪府と連携して取り組みます。

上水道

- ・上水道は、快適な生活環境と都市生活を支える基盤施設として、今後も安心・安定的な水道水の供給を継続するため、施設整備計画に基づき、送配水管の更新と耐震化、配水池やポンプ場の耐震化等を促進するよう、大阪府広域水道企業団に働きかけます。

(4) 豊かな市民生活を支える公共施設のあり方

都市における人びとの暮らしを支える公共施設のあり方について、将来にわたり維持管理していくとともに、市民ニーズを踏まえた社会潮流の変化の変化に対応した機能を維持・向上させるため、その取組み方針を以下に示します。

公共施設	
取組み方針	市民の活動・学びを支える施設 <ul style="list-style-type: none">・コミュニティセンターや大阪狭山市文化会館といった市民の文化活動を支える施設については、適切な管理運営や利用促進に取り組みます。・市立郷土資料館については、府立狭山池博物館との連携により、狭山池周辺エリアの魅力となるよう、施設や展示の質の向上や情報発信等に取り組みます。・図書館や公民館、社会教育センターといった市民の学びやコミュニティ活動を支える施設については、適切な管理運営を基本としつつ、今後検討する公共施設全体のあり方を踏まえ、必要に応じて再編等を検討します。
	スポーツ・レクリエーション施設 <ul style="list-style-type: none">・市民の健康増進やレクリエーションに寄与する市内のスポーツ施設については、適切な管理運営や利用促進に取り組みます。・総合体育館や市民総合グラウンド等については、施設が集積していることから、指定管理者制度の導入等によりエリア一帯の適切な管理運営に取り組むとともに、市民が利用しやすく、憩える空間の形成を推進します。・大野地区の大野テニスコートや第三青少年運動広場等の施設が集積するエリアについては、周辺の自然環境や運動広場等の活用など、市民が利用しやすく、市民の健康を支える空間となるような環境づくりを進めます。
	学校教育施設・子育て施設 <ul style="list-style-type: none">・学校教育施設や子育て支援施設（幼稚園・こども園等）については、適切な教育・保育環境を確保するため、「これからの学校園のあり方検討会」の検討事項も踏まえ、学校園適正化計画の検討を行い、規模の適正化を進めます。・子育て支援センターなどの広域を対象とする子育て支援施設の整備は、概ね充足したことを踏まえ、今ある施設の適正な管理運営や利用促進に取り組みます。
	保健・福祉施設 <ul style="list-style-type: none">・保健センターや、老人福祉センターや心身障がい福祉センター及び母子・父子福祉センター等の福祉施設については、適正な

管理運営を進めるとともに、全ての人にやさしいまちのモデルとなるよう施設のバリアフリー化及びユニバーサルデザインの導入を促進します。

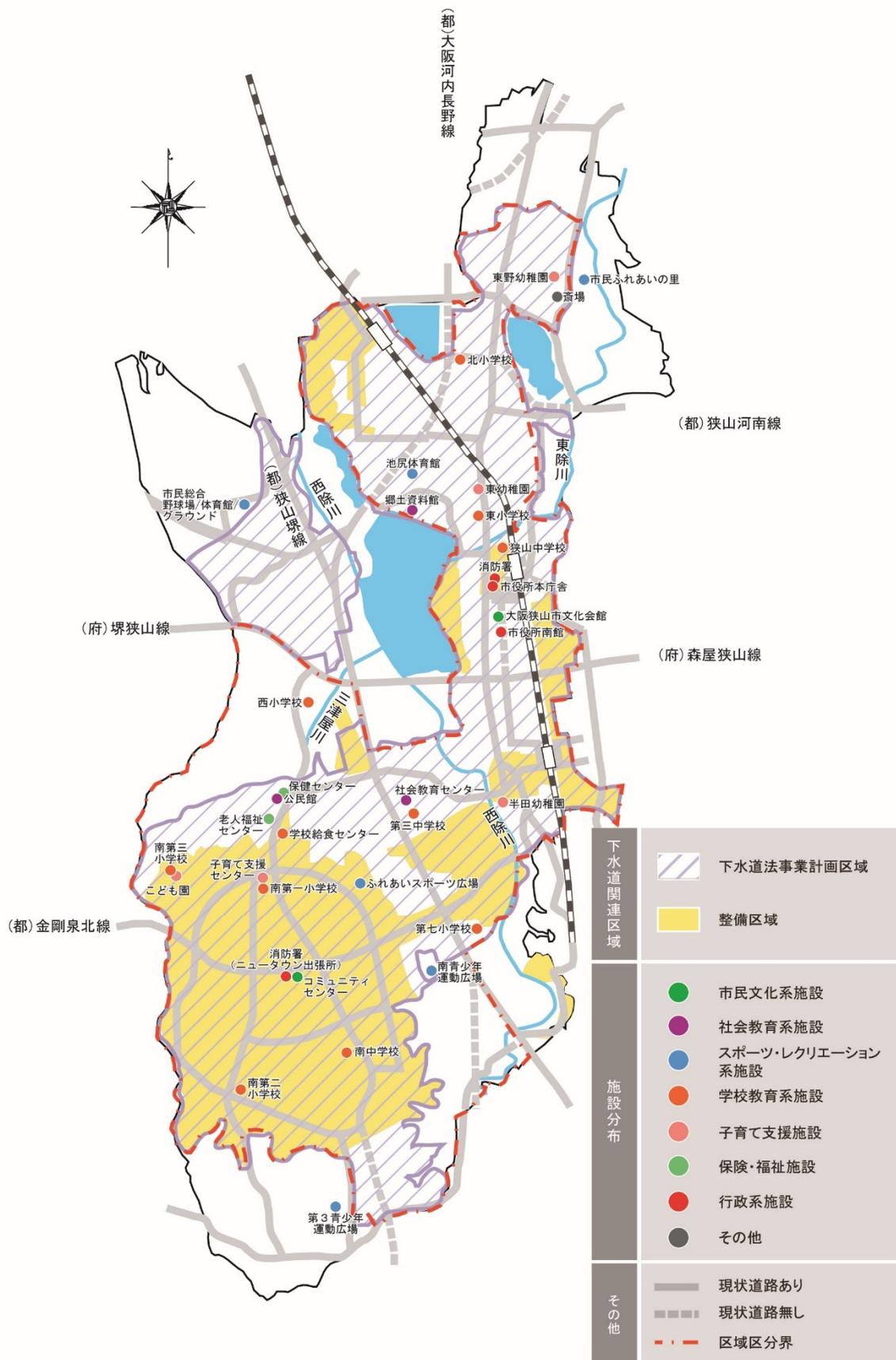
- ・保健センターでは、子育て支援分野との連携等により、機能の復号化や利便性の向上に取り組めます。

行政施設

- ・市役所等の行政窓口については、適切な管理運営を基本としつつ、より利便性の高い行政サービスをめざし、今後検討する公共施設全体のあり方を踏まえ、必要に応じて再編等を検討します。
- ・消防署については、広域化に伴い、堺市との連携・調整等により、適正なあり方を検討していきます。

その他公共施設

- ・斎場については、施設の適切な維持管理に取り組むとともに、周辺地域の環境と調和した空間を形成するため、敷地北側の緩衝緑地や西側の公園墓地の緑化を推進します。



暮らしを支える各種施設の将来ビジョン

【検討資料】

本資料は、新たに検討・作成した検討資料です。

会議の意見等を踏まえ、引き続き、内容の検討・作成を進めます。

第5章

まちづくりの進め方

本章では、社会潮流の変化、市民ニーズの多様化、都市課題の複雑化等に対応するとともに、主要テーマの達成をめざすため、市民や民間事業者、行政が連携して取り組むまちづくりの考え方、制度や手法の一例を示しています。

第5章 | まちづくりの進め方

本章では、第3章で示した主要テーマの達成をめざすため、市民、民間事業者、行政など地域で活動している各主体が連携して取り組むまちづくりの考え方を示すとともに、市民協働・公民連携の取組みに関連する制度や手法の一例を記載しています。

5-1 各主体が連携したまちづくりの必要性

(1) 各主体による連携の必要性

近年における情報技術の進展や、人口減少・少子高齢化社会の進展、感染症拡大予防の考え方(新しい生活様式)の広がりなどを背景に、人びとのライフスタイルや価値観の多様化が進むと同時に、地域をとりまく都市課題はますます高度化、複雑化しています。変化の予測が困難なこれからの時代においては、行政による長期計画などに基づく空間整備のみでは、これらの変化や都市課題に対応することが困難です。

一方で、市民や民間事業者、行政など、それぞれの立場で活動を行っている各主体が連携し、強みや弱みを共有しながら、まちづくりに関わることで市民ニーズや社会潮流の変化に対応することができ、都市課題解決の可能性が高まることから、まちづくりにおける各主体連携の重要性が高まっています。

本計画では、第3章で設定した主要テーマの実現に向け、中長期的な計画に基づく行政主体の取り組みや、第4章で示した分野別の方針だけでなく、各主体が有する技術やノウハウ、知識等を活かした、各主体が連携した柔軟な取り組みの展開を想定しています。

(2) 本計画における各主体の役割

各主体が連携し、本計画におけるまちづくりを進めるにあたっては、各主体の役割や特性を活かし、「マルチパートナーシップ(各主体でメリットがある関係)」の関係でまちづくりの課題解決に向けた取組を進める必要があるとともに、各主体の役割をイメージしておく必要があります。

役割	
市民 市民団体	<p><自治会等の地域組織、様々なテーマに関するNPOやサークル等、市民を中心としたコミュニティ></p> <ul style="list-style-type: none">・身近な地域の課題や自分自身の関心を元に、パブリックマインドを持って、自らできることを主体的に進めていくとともに、さまざまな地域の活動に参加する。
民間 事業者	<p><市内に立地している事業所、市外の企業、大学等></p> <ul style="list-style-type: none">・民間事業者のもつ技術やノウハウ、アイデア、スピード、資金力を活かしてまちづくりに関わる。・新たなビジネスモデルの構築や市場の創造を通じて、持続的にまちづくりに関わる。

<大阪狭山市等>

- ・都市の状況や課題の提示、都市ビジョンの提示、課題解決手法の提示など、各主体との情報及び方向性の共有を行う。
- ・各種制度の適正な運用、地域特性を踏まえた規制及び緩和の柔軟なコントロール、市民や民間事業者との連携機会の創出等により、市民ニーズ、社会潮流の変化に対応した都市空間を形成する。

(3) 連携する際の留意点

各主体が連携したまちづくりを進めるにあたっては下記の点に留意してまちづくりを進める必要があります。

課題やめざす将来像の共有

- ・各主体の連携したまちづくりを進めるには、各主体がそれぞれの目的、目標でまちづくりを進めるのではなく、共通した地域の課題や将来像をしっかりと共有しまちづくりを進めていく必要があります。

全市的視点を持ったまちづくり

- ・地域が有する課題は、多種多様ですが、各地域や各主体が考えるまちづくりの方向性が相反してしまうと、全体としてより良い都市空間の形成は望めません。特定の地域や主体からの視点だけでなく、全市的な視点、公平な視点を持ってまちづくりを進めていく必要があります。

主体間の相互理解と役割分担

- ・地域の課題解決など共通の目標を達成するためには、各主体の対話による相互理解により、まちづくりの方向性を理解する必要があります。また、お互いの果たすべき役割や能力などを理解し、役割分担と責任の所在を明確にするとともに、各主体がもつ個人情報や知的財産等の保護に留意することで、対等なパートナーとしての信頼関係を築く必要があります。

5 2 各主体が連携したまちづくり手法

5 1 各主体が連携したまちづくりの必要性を踏まえ、実際に連携してまちづくりを進める際に活用できる具体的な手法を以下のとおり記載します。

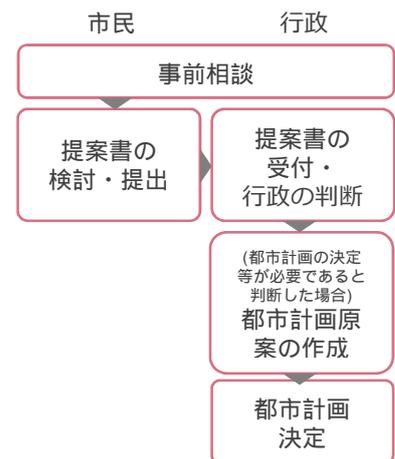
(1) 都市計画制度

都市計画提案制度

地域のまちづくりを進めるにあたり、地域に必要とする都市計画の内容を、土地の所有者や NPO 団体等が一定の条件を満たしたうえで、市に提案することができる制度です。

【提案できる都市計画】

市や府が定める都市計画(区域区分・用途地域、道路・公園等の都市施設、地区計画など)の決定または変更。「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」及び「都市再開発方針等」は対象外。

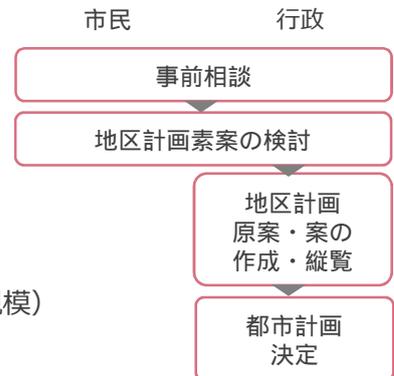


地区計画制度

住民の生活に身近な地区を単位として、道路・公園などの配置や、建築物の建て方等について、地区の特性に応じたきめ細かなルールを市の都市計画として定めることができる制度です。

【地区計画で定める内容例】

- ・地区計画の目標、方針
- ・地区施設に関する事項(道路、公園等の配置・規模)
- ・建築物に関する事項(用途、容積率、建ぺい率、建築面積、高さ、意匠の制限等)



<制度の活用例>

良好な住環境を保全する

- ・住宅地において、良好な居住環境の維持・形成・誘導を図るために地区計画を策定する。

自然環境を保全しつつ、定住環境を整える

- ・市街化調整区域において、自然環境と調和した定住環境を整え、地域まちづくりの活性化を図るために地区計画を策定する。

地域の新たなニーズに対応して、施設を立地できるようにする

- ・地域の高齢化や新しい生活様式の広がりによる地域ニーズの変化(徒歩圏内の医療・福祉などのサービス施設や、コワーキングスペースなどへのニーズの高まり)などを踏まえ、施設が立地できるように地区計画を策定する。

地区計画事例

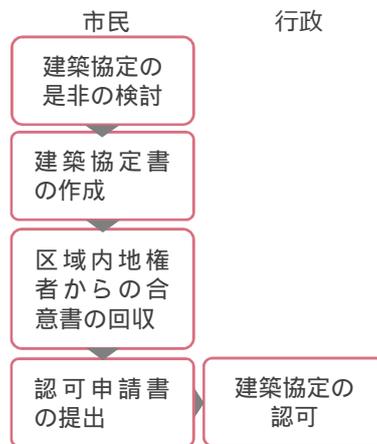
(2) 都市計画制度以外のまちづくりの制度

建築協定

土地所有者全員の合意により、用途地域等の基準より高度な基準、きめ細かいルール等を定め、互いに守りあっていくことについて協定を結ぶ制度です。合意した当事者だけでなく、協定区域内の土地を購入するなどして新たに権利者になった人にも効力が及びます。

【建築協定で定める内容例】

- ・建築物に関する事項（用途、容積率、建ぺい率、建築面積、高さ、意匠の制限等）



<制度の活用例>

良好な住環境を保全する

- ・良好な住宅地において、その環境を維持するために、建築物の用途を限定する、ある程度の敷地の広さを保つなどのために建築協定を締結する。

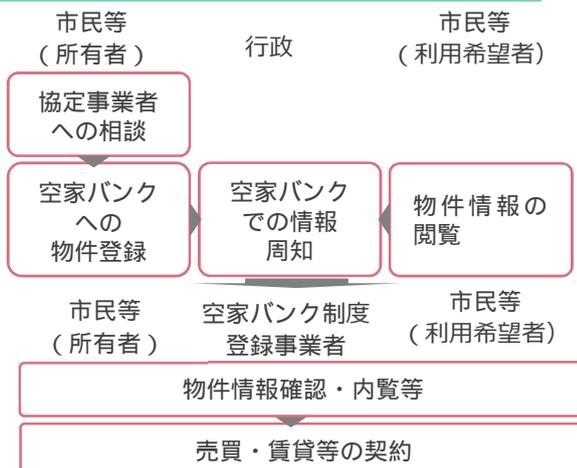
建築協定事例

(3) 空家や空地などの活用促進制度

空家バンク制度

所有している空家等の売買や賃貸、活用などを希望する方に対して当該物件の情報を市のホームページに掲載し、空家等の所有者と利用希望者の結びつきの支援を行う制度です。

空家等の売買や賃貸、活用を希望する場合、空家バンク制度を利用する前に、市と協定を結んでいる専門事業者と相談をし、その上で空家バンクの利用を希望する場合は、空家バンクに登録することが可能です。



<制度の活用例>

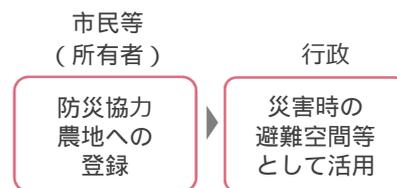
地域にある流通せずに困っている空家を活用する

- ・空家バンク制度を活用し、一般の市場では流通しにくい物件を流通させ、地域活力の向上につなげる。

空家の活用事例

防災協力農地登録制度

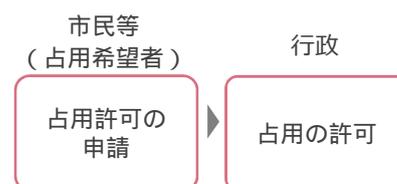
災害時における住民の安全確保や復旧活動の円滑化を図る用地を確保するため、農地所有者の方の協力により避難空間や仮設住宅建設用地、復旧用資材置場等として活用できる農地をあらかじめ登録する制度です。



(4) 公共空間の活用制度

公園占用許可、河川占用許可

公園や河川敷において、行事やイベントのために、工作物や車両等を設けて一部区域を占用することを、施設管理者が許可することができる制度です。占用する際は、原則として占用料が発生します。



歩行者利便増進道路（ほこみち）

市が特定の道路を歩行者利便増進道路に指定し、特例区域を定めることで、道路空間を活用する際に必要となる道路占用許可条件が緩和され、カフェやベンチ等の設置が可能となる制度です。また、本制度によって、道路空間を活用する者を公募により選定することで、最長 20 年（通常 5 年）の占用が可能となり、初期投資のかかる施設を設置する民間事業者も参入しやすくなります。

< 制度の活用例 >

地域の利便性を向上するため公園を活用する

- 公園など公共空間を活用し、民間事業者等が運営する移動販売車（キッチンカー）の出店が可能となるよう公園占用許可を得る。

さやか公園における
移動販売車出店の社会実験



駅前のにぎわい創出に向けて道路空間を活用する

- 駅前の道路空間を再編し、歩きやすい空間づくりを進めるとともに、道路空間を活用したオープンカフェの設置など歩いて楽しい空間づくりを進めるため歩行者利便増進道路に指定する。

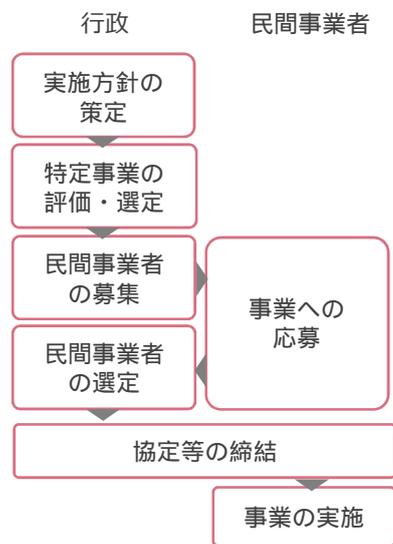
(5) 公民連携制度

PFI

民間事業者の資金・技術・経営ノウハウ等を活用し、公共施設等の設計・建設・維持管理・運営等を行うことができる制度です。

【制度の活用が可能な公共施設等】

- ・公共施設（道路、鉄道、港湾、空港、河川、公園、水道、下水道、工業用水道等）
- ・公用施設（庁舎、宿舍等）
- ・公益的施設（公営住宅、教育文化施設、廃棄物処理施設、医療施設、社会福祉施設、更正保護施設、駐車場、地下街等）
- ・その他（情報通信施設、熱供給施設、新エネルギー施設、リサイクル施設（廃棄物処理施設を除く）、観光施設、研究施設）

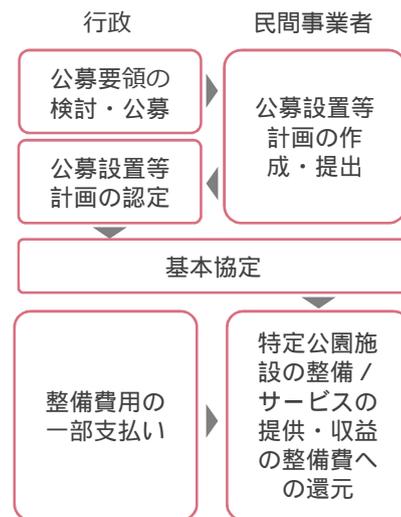


公園施設設置管理許可、公募設置管理許可制度（P-PFI）

公園管理者以外の者が都市公園に公園施設（飲食店、売店等を含む）を設置又は管理することについて、公園管理者が許可を与えることができる制度です。

公募設置管理許可制度（P-PFI）とは、都市公園において、飲食店、売店等の公募対象施設の設置又は管理と、その周辺の園路、広場等の特定公園施設の整備、改修等を一体的に行う民間事業者を、公募により選定できる制度です。

この制度を活用した場合には、都市公園法の設置管理許可期間が最長 20 年（通常 10 年）に、建ぺい率 12%（通常 2%）になるなどインセンティブとして適用されます。



公募設置管理許可制度（P-PFI）の場合

< 制度の活用例 >

公園の魅力と利便性の向上を図る

- ・公園の整備・改修等にあわせて、カフェやショップ等の公園の魅力と利便性向上につながる公園施設の設置等を民間事業者が行えるよう設置管理許可制度を活用。

設置管理許可制度事例

【検討資料】

本資料は、新たに検討・作成した検討資料です。

会議の意見等を踏まえ、引き続き、内容の検討・作成を進めます。

第6章

評価と見直しの方針

本章では、計画の評価方法や、評価を踏まえた計画の見直しの考え方を整理しています。

第6章

評価と見直しの方針

本計画は、目標年次を2032年度をとし、都市空間の将来像やその実現に向けた取組みの方向性を示したものです。

しかし、人口減少・少子高齢化社会の進展や、情報化社会の進展など我々の生活環境や都市空間を取り巻く社会情勢は今後も大きく変化することが考えられます。

このような外部環境の変化に柔軟に対応していくとともに、効果的・効率的な施策展開をするため、以下の方針に基づき、本計画の見直しを行います。

6.1 計画の評価

本計画の進行管理については、本計画の方針に基づきどのような取組みを実行できたかという「アウトプット」の視点と、取組みによりどのような成果が得られたかという「アウトカム」の視点から、計画の評価を行います。

インプット	アウトプット	アウトカム	インパクト
方針に基づく施策	施策に基づく取組み実績 (進捗を確認する指標)	取組みによる効果 (成果を確認する指標)	主要テーマとして設定するべき都市の姿
身近な公園の再生、活用促進 住環境の形成に向けたまちづくり支援 バス交通の利用促進	街区公園の改修数、市民主体の活用管理を行う公園数 新たに指定した地区計画や建築協定等 バス利用者の増加数、運行数の維持	日常の中で水・みどりを感じる機会の増加 ゆとりある住環境を魅力とを感じる者の増加 利便性の高い暮らしができていていると感じる者の増加	身近な魅力が活きる生活空間

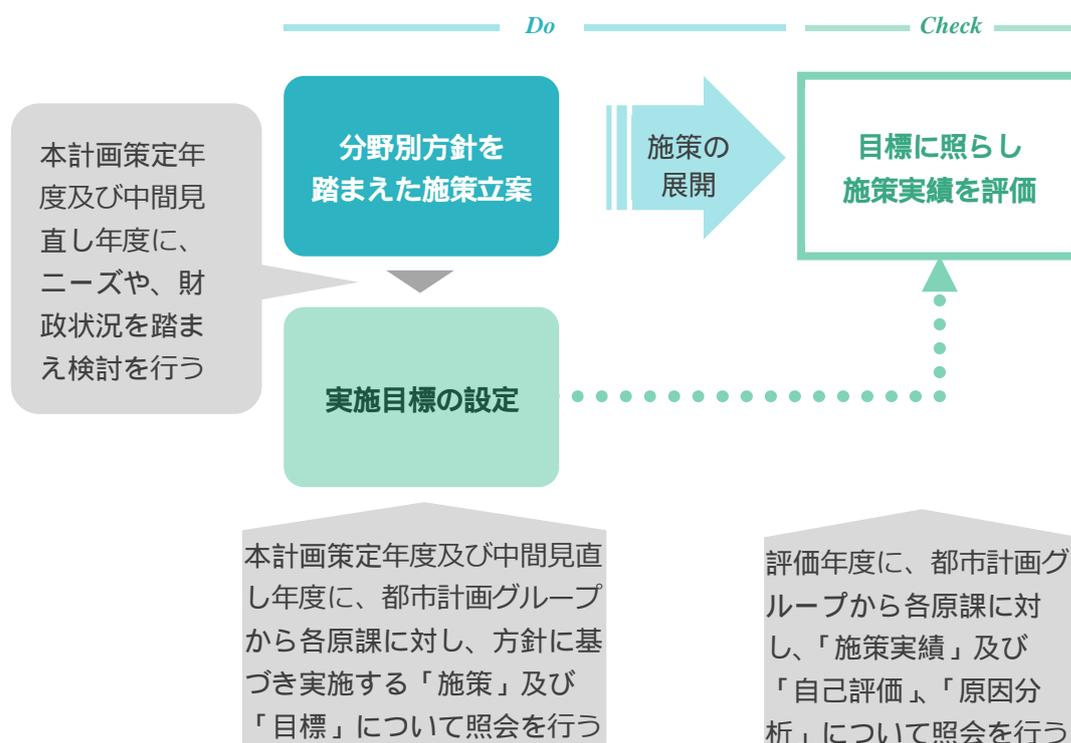
図 計画の評価に関するイメージ

(1) 分野ごとの施策実績評価

第4章に示す分野別方針に応じて立案した施策の運用等により得られたアウトプット（実績）について、把握を行います。

計画の施行当初において、各分野を担当するセクションが方針を踏まえ、施策立案を図ります。施策実績評価を行うためには、施策立案に合わせて、計画年度内の施策実施目標を設定します。

評価年度においては、この施策立案時に設定した目標を踏まえ、その実行が図られているかを検証します。



< 評価方法のイメージ >

実績の評価にあたっては、施策展開の状況に応じ下記A～Dの4段階の評価を行います。

これら評価を中間見直しや時期計画の策定につなげていくため、原因分析も合わせて行います。

	A	B	C	D
評価	施策実績が、目標を達成したもの	施策実績はあったが、目標は未達成であったもの	施策立案は行なったが、実績がなかったもの	施策立案に至らなかったもの
原因分析の視点	目標設定が正確であったか	目標設定が正確であったか 実施要件等が適正であったか	施策が社会的ニーズに合致していたか 実施要件等が適正であったか	方針が社会的ニーズに合致していたか

(2) 主要テーマの達成に向けた施策成果の評価

本計画では、「身近な魅力が活きる生活空間の実現」「活力がつながるにぎわい空間の実現」「強靱で持続可能な都市空間の実現」の3つのまちづくりの主要テーマを達成すべき目標として設定しています。各主要テーマの達成に向けては、「テーマ別方針」を設定しており、それが実現できているかの観点から計画の評価を行います。評価は、暮らしのイメージごとにアウトカム（成果）指標を設定し、その指標の動向把握により行います。

<主要テーマ1：身近な魅力が活きる生活空間の実現>

テーマ別方針		参考となるアウトカム（成果）指標		
		指標 （めざす方向性）	現状値	調査方法
1	都市計画制度の適切な運用等による高質な居住環境の維持・向上	今後も市内に住み続けたいと思う市民の割合 （現状値（令和元年）からの増加）	78.8%	総合計画アンケート調査
2	公共交通の維持・拡大と利用促進	バスを利用する市民の割合	35.4%	都市計画マスタープランアンケート
3	魅力ある水とみどりの拠点と安全・快適なネットワークの形成	狭山池周辺の屋外空間でなんらかの活動を行っている人の割合 （現状値（令和2年）からの増加）	77.6%	
		身近な公園でなんらかの活動を行っている人の割合 （現状値（令和2年）からの増加）	59.1%	
4	歴史文化遺産を活用した魅力づくり	自身が住んでいる地域において、歴史や文化に触れられる環境が充実していると思っている人の割合 （現状値（令和2年）からの増加）	5.2%	

<主要テーマ2：活力がつながるにぎわい空間の実現>

テーマ別方針		参考となるアウトカム（成果）指標		
		指標 （めざす方向性）	現状値	調査方法
1	拠点における 都市機能の維持・向上	趣味・習い事・サークルなどを市内 で楽しんでいる人の割合 （現状値（令和2年）からの増加）	27.0%	都市計画 マスター プランア ンケート
		駅周辺がそれぞれの地域特性を活か した魅力ある空間であると感じてい る市民の割合 （現状値（令和元年）からの増加）	24.6%	総合計画 アンケート 調査
2	新たな活力の 基盤となる産業機能	市内で働いている市民の割合 （現状値（令和元年）からの増加）	11.6%	
3	道路環境の改善	自身が住んでいる地域において、日 常で利用する道路環境が悪いと思っ ている人の割合 （現状値（令和2年）からの減少）	30.8%	都市計画 マスター プランア ンケート
4	広域公共交通 ネットワークの形成	公共交通の利便性がいいと思ってい る人の割合 （現状値（令和2年）からの増加）	32.6%	
5	安全で快適なウォー カブルネットワーク の形成	安全な歩行者空間が確保できている と感じている市民の割合 （現状値（令和元年）からの増加）	28.8%	総合計画 アンケート 調査

<主要テーマ3：強靱で持続可能な都市空間の実現>

テーマ別方針		参考となるアウトカム（成果）指標		
		指標 （めざす方向性）	現状値	調査方法
1	人口減少・少子高齢化社会の進展に対応した良好な居住環境の維持・向上	人口の社会増減数 （0人以上の維持）	229人 （平成29年）	住民基本台帳
		20歳～49歳の市内に住み続けたいと考える市民の割合 （現状値（令和元年）からの増加）	73.5%	総合計画アンケート調査
		空き家率 （現状値（平成30年）からの現象）	3.2%	空家等実態調査
2	社会的ニーズや地域の特性に応じた環境配慮型の都市空間の検討	現在の場所に住み続けたいと考える市民の割合 （現状値（令和元年）からの増加）	69.3%	総合計画アンケート調査
		日常生活を支える商業施設が充実していると感じる市民の割合 （現状値（令和2年）からの増加）	23.1%	都市計画マスタープランアンケート
3	大規模施設跡地の計画的な利活用	（方針に対応する施策が具体化した時点で設定）		
4	災害に強い市街地の形成	大阪狭山市は災害に強いまちだと認識する市民の割合 （現状値（令和元年）からの増加）	42.5%	総合計画アンケート調査
5	都市活動を支える基盤施設の長寿命化と再編			

6 2 見直しの方針

本計画の計画期間である概ね 10 年後の改定をめざし、定期見直しを行います。また、社会情勢の変化など外的環境に対応するため、中間年次である概ね 5 年後の中間見直しを行います。

各見直し作業に向けては、「6-1 計画の評価」に示す考え方に基づく検証を行うとともに、その結果や上位計画における改定事項を中間見直し後の計画や改定後の計画に反映し、より時勢にあった計画へと改善するフォローアップ作業を効率的・効果的に進めていきます。

なお、「評価・検証」にあたり、「分野ごとの施策実績評価（アウトプット評価）」は 5 年単位で実施しますが、「主要テーマの達成に向けた施策成果の評価（アウトカム評価）」については、施策効果の顕現に時間を要する可能性があるため、10 年単位で実施します。

